678
155

0008115000

0008115-000

678－155

仙台消防誌

仙台消防組・編

仙台消防組

ABH

仙巖消防誌

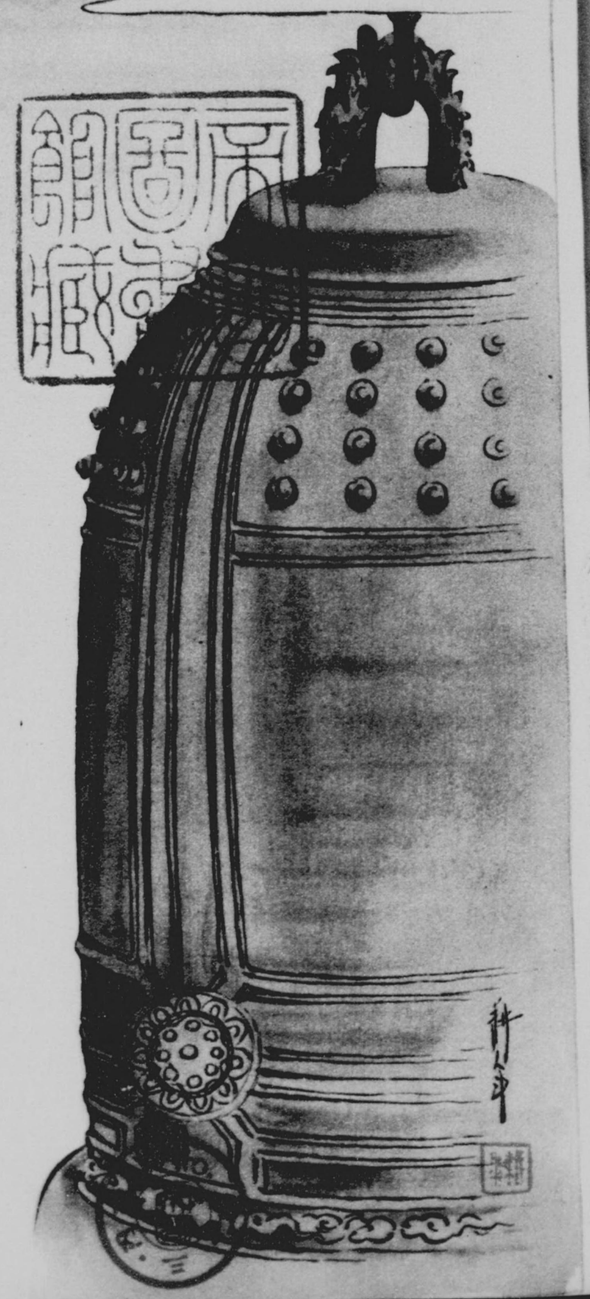

令旨

水火ノ災タル社會ノ生活ヲ脅威シ産業ノ發達ヲ阻害シ國力ヲ消殄スルコト甚タ大ナリ之ヲ警戒シ之ヲ防禦シ以テ生命財産ヲ擁護スヘキ職司ニ在ル諸子ノ責任タルヤ極メテ重シ宜シク一面ニ於テ警火思想ヲ普及徹底セシメ火災ヲ未然ニ防遏シ一面ニ於テ施設ノ充實ヲ圖リ消防ノ訓練ニ勵ミ之カ改善ト發達トヲ期シ一旦水火災厄ノ發生ニ際シテハ急遽難ニ赴キ克ク其ノ機能ヲ發揮シテ禍害ヲ最小限度ニ止ムルニ努メ以テ國民ヲシテ其ノ堵ニ安ンセシムルコトヲ期スヘシ輓近ニ於ケル社會情勢ヲ見ルニ其ノ言動動モスレハ浮華輕佻ニ陷リ奇矯過激ニ走ルモノナシトセス　諸子ハ宜シク穩健中正ヲ旨トシ義勇奉公ノ精神ヲ發揚シ率先範ヲ鄉閭ニ示シ以テ國運ノ伸張ニ寄與セシムルコトヲ期セサルヘカラス　因リテ左ニ消防組員タルモノノ常ニ服膺シ遵守スヘキ綱領ヲ示サム

一、國憲ヲ重ンジ國法ニ遵ヒ忠誠報國ヲ以テ各其ノ本分トスヘシ

一、犧牲ノ心奉公ノ念ヲ旨トシ終始ヲ一貫シ一旦危急ニ際シテハ身ヲ挺シテ難ニ赴キ其ノ事ニ從フヤ沈着ニシテ機敏殪レテ後已ムノ覺悟アルヲ要ス

一、規律ヲ重ンジ克ク上司ノ指揮命令ニ服從シ上下同僚ノ間互ニ相敬愛シ和衷協同彼

我一體ノ實ヲ擧クルニ努ムヘシ

一、品性ノ陶冶ニ努メ廉恥ヲ重ンシ禮節ヲ尊ヒ信義ヲ敦クシ質實剛健ノ氣風ヲ養ヒ職務ノ内外ヲ問ハス其ノ言行ハ一ニ鄕閭ノ模範タルヲ期スヘシ

一、常ニ團體的訓練ヲ怠ルコトナク學理ノ研究技能ノ錬磨ニ努メ以テ不斷ノ向上ヲ期スヘシ

昭和九年五月三日

消防宣言

一、消防組員ハ義勇奉公ヲ旨トスヘシ

一、消防組員ハ規律訓練ヲ重ンスヘシ

一、消防組員ハ沈着機敏ヲ尚フヘシ

一、消防組員ハ技能練磨ニ勉ムヘシ

一、消防組員ハ操守言動ヲ正ウスヘシ

大日本消防歌

大日本消防協會選歌
東京音樂學校作曲

ト調四分ノ四拍子

5	1	–	1	• 3	2	• 1	2	– 5	–	1	• 3	5	• 3	2	5	1	–	–	
フ	ル		ヘ	ミ	ナ	ー	ギ	ル	カ	ウ	ー	マ	ノ	チ	カ	ラ		ー	
5	3	–	3	• 5	3	• 1	2	– 2	–	3	• 3	3	• 2	3	2	3	4	5	–	–	
キ	ダ		ヘ	ヒ	バ	ー	シ	ー ラ	ー	ナ	ギ	キ	ル	カ	ー	ヒ	ー	ナ		ー	
5	6	• 5	3	2	• 1	2	– 5	–	6	• 1	2	• 1	6	1	2	–	–		
ヒ	ノ	テ	オ	サ	ー	ヘ	チ		ダ	バ	シ	ル	ミ	ヅ	ハ		ー		
3	5	– 5	• 6	5	• 3	2	• 1	2	6	• 6	5	• 1	3	5	1	–	–		
ワ	レ	ー	ラ	セ	ー ー	ボ	ー	ノ	コ	コ	ロ	ダ	カ	ダ	ダ				

一 奮へ漲る降魔の力
鍛へ火柱薙ぎ切る腕
火の手壓へてたばしる水は
我等消防の精神だ型だ

二 走れ焔だ嵐に乘りて
驅れよ車輪に埃を揚げて
小火事の間に鎮めよ消よ
我等消防の速さで意氣で

三 登れ梯子に命を賭けて
潜れ渦卷く紅蓮を衝いて
おくれ恐れて殘す恥辱を
我等消防の度胸だ意氣だ

四 組めよ一同火の粉を浴びて
當れ揃ふて火團の中へ
統制日本の象徴を擧げて
我等消防の力で覇氣で

明治元年青葉城全景

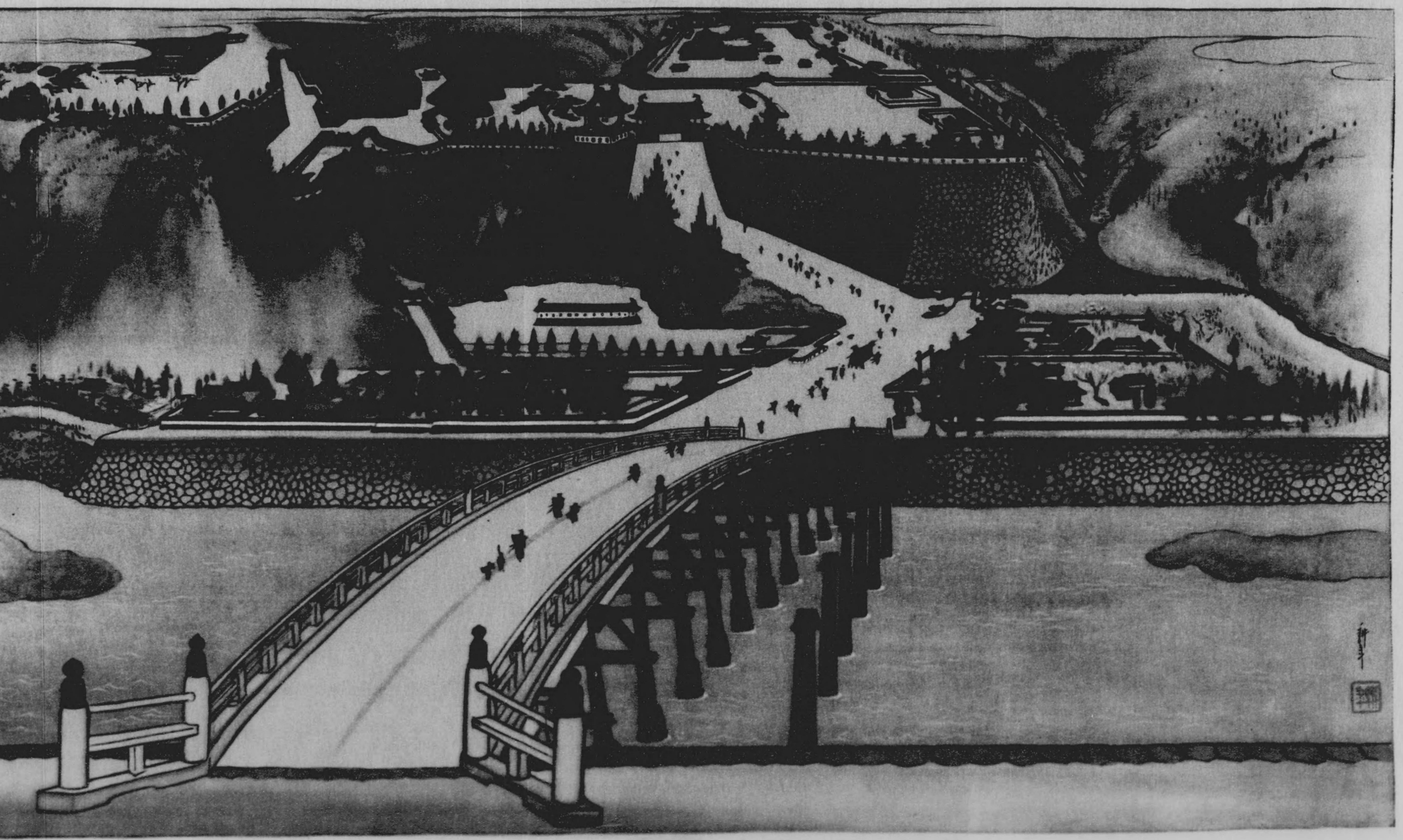

我等消防の力で覇氣で

明治元年青葉城全景

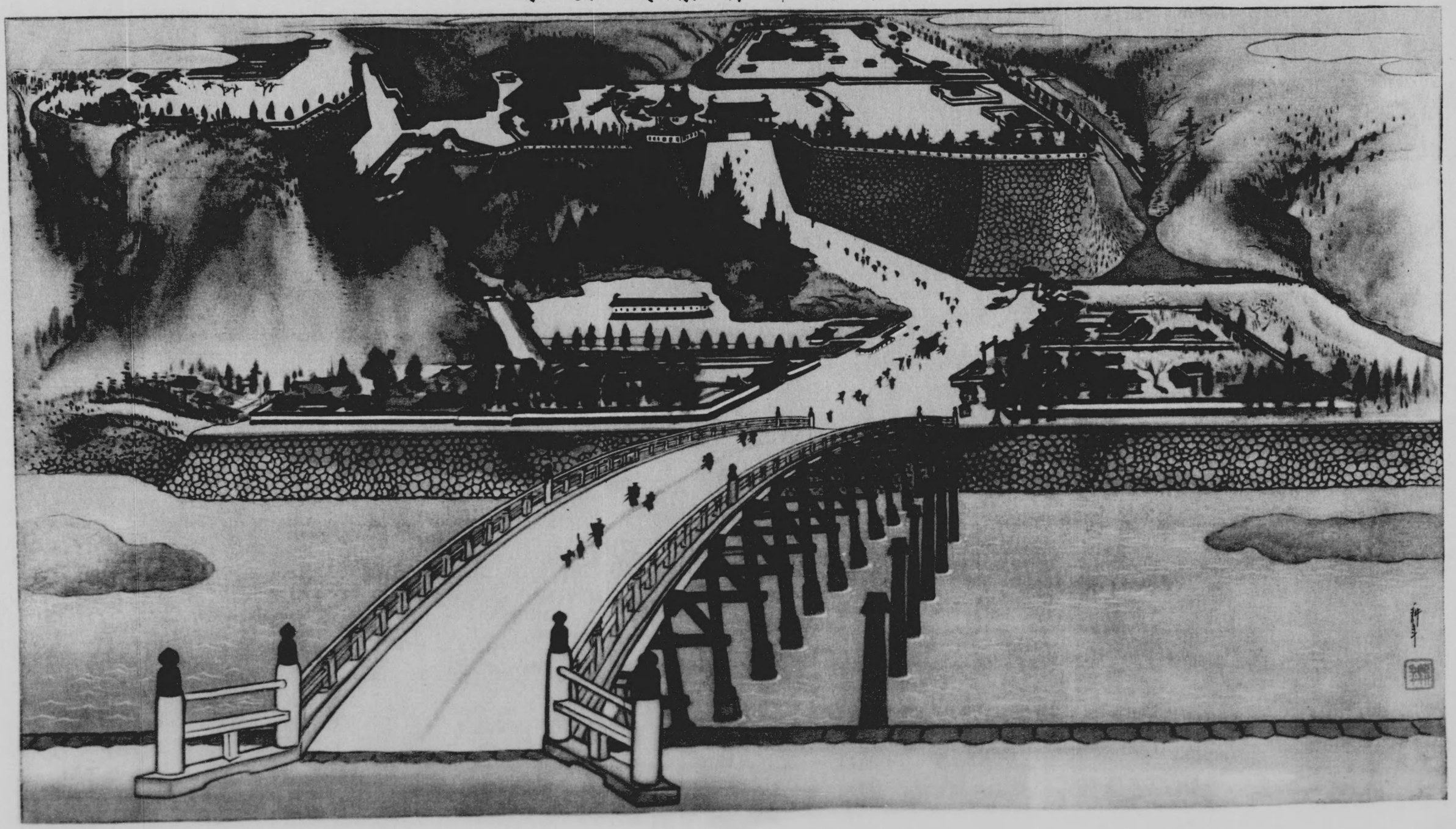

明治元年青葉城全景

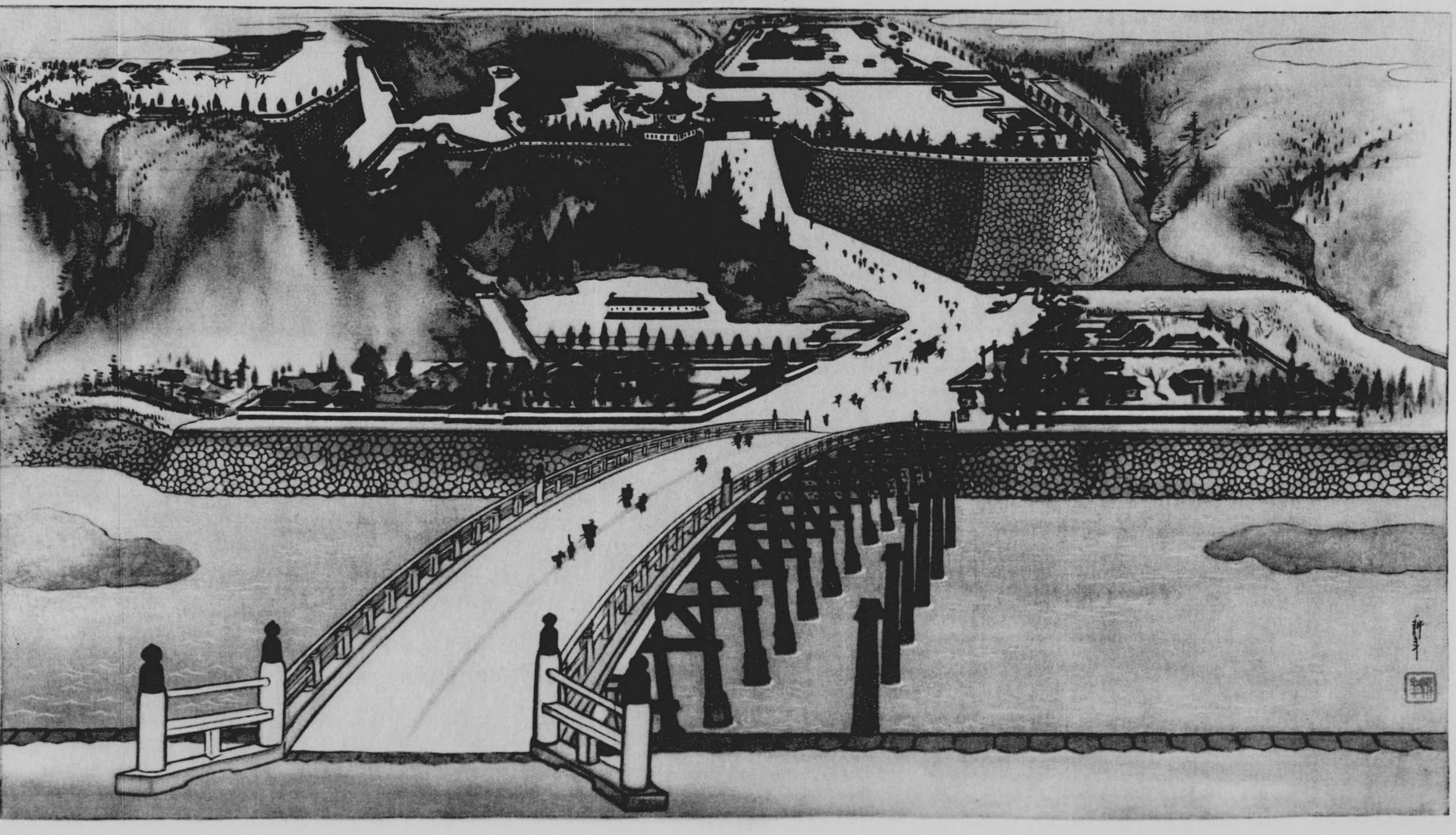

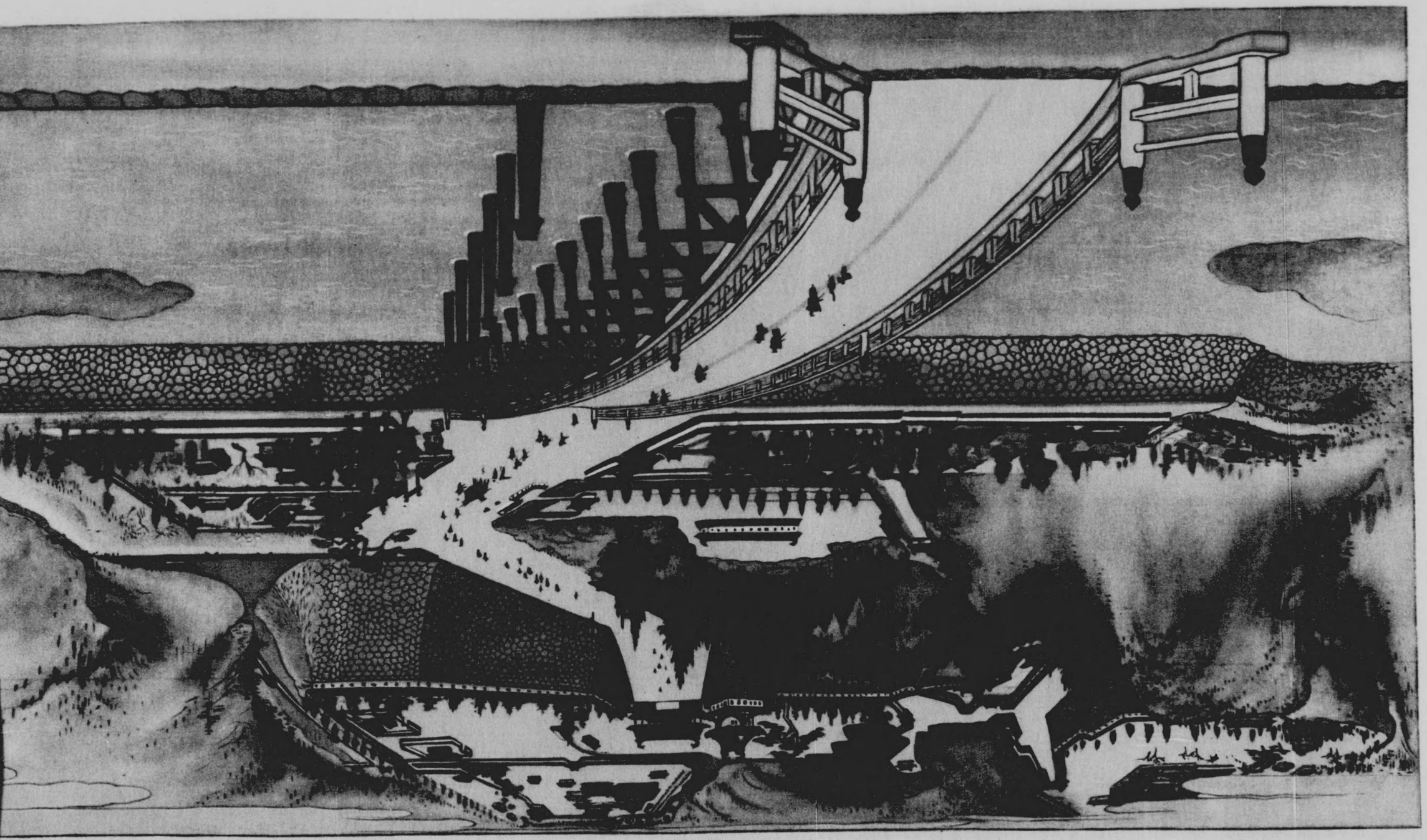

精進勇猛

興宗

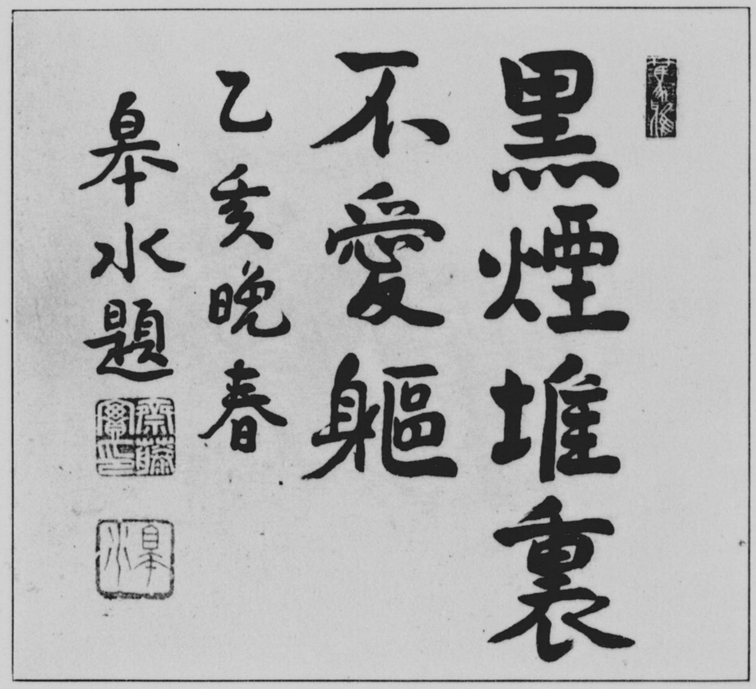
黒煙堆裏
不愛軀
乙亥晩春
皋水題

居安而不忘危

朱子

稽古思今

火之用心

蕙東俊

獻身奉

公

俊彬

以前先人

平井

沈着樸厚

武峰

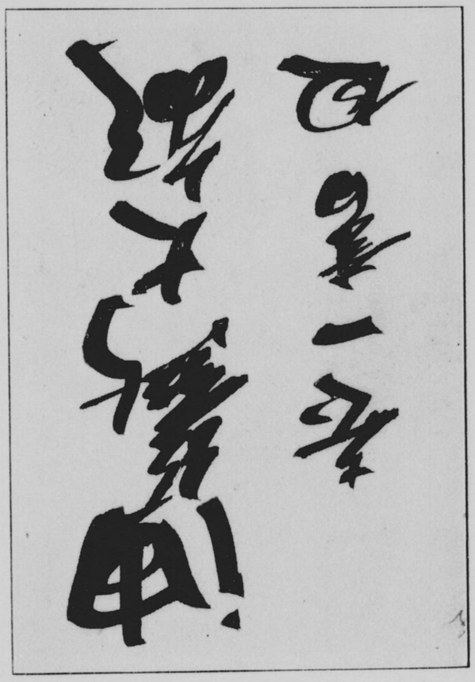

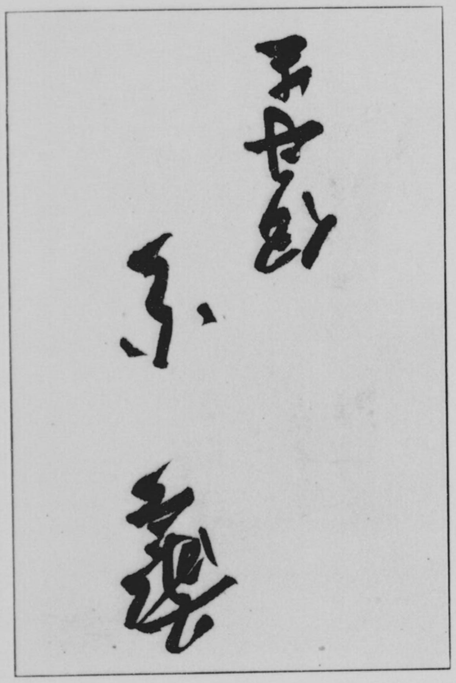

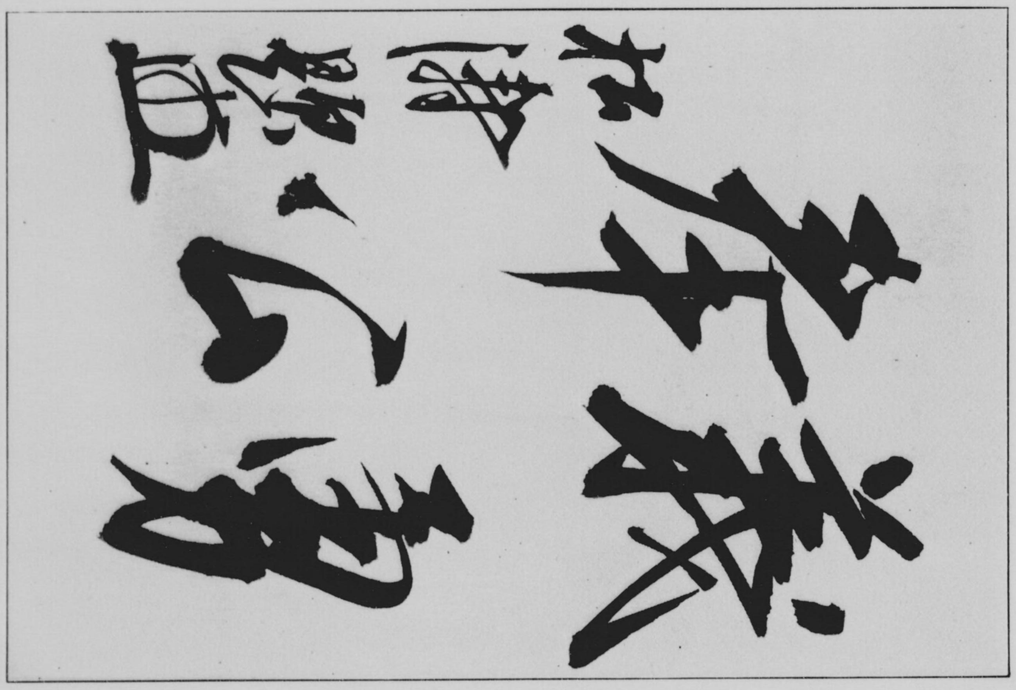

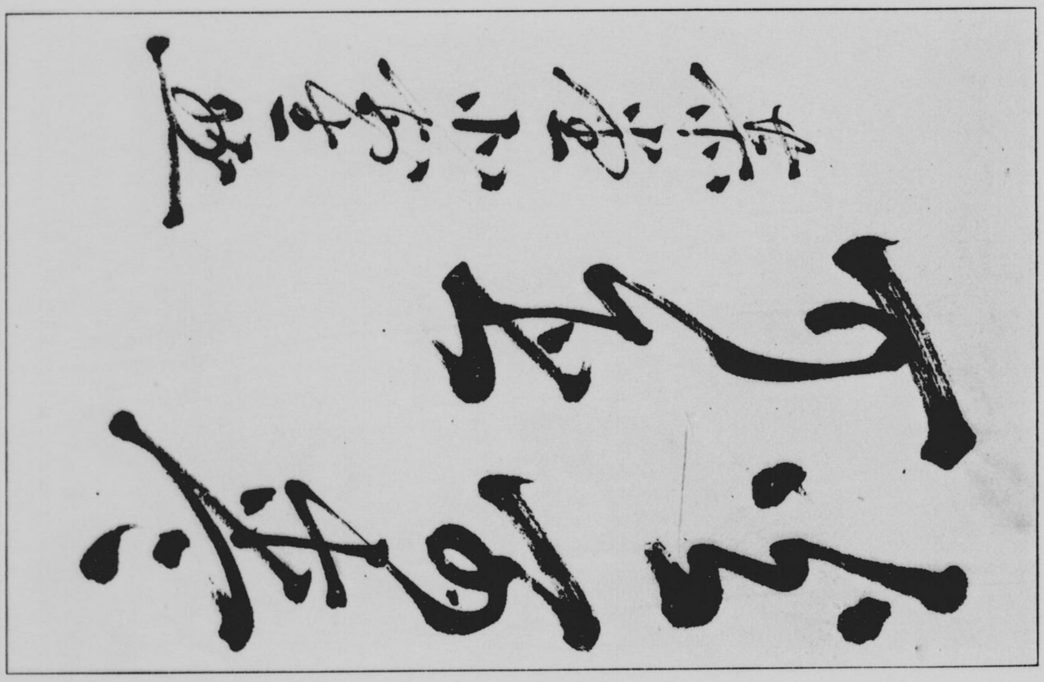

伯爵　伊達興宗閣下

仙臺市長 澁谷德三郎氏

宮城縣知事 半井清閣下

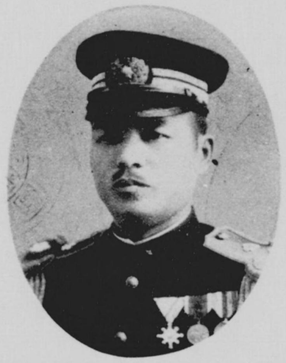

仙臺警察署長
地方警視　阿部三右衛門氏

仙臺警察署行政主任
宮城縣警部　中村千代雄氏

仙臺警察署消防係主任
宮城縣巡査部長小林喜代美氏

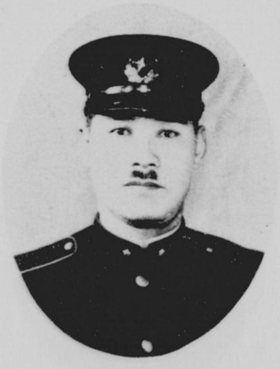

仙臺警察署消防係特務
宮城縣巡査大泉今朝之亟氏

宮城縣警察部長　顓繡彌三氏

宮城縣消防主任宮城縣警部
遠藤文次郎氏

宮城縣警察部保安課長
野村道夫氏

仙臺消防組幹部

第一部長　大島榮吉氏

副組頭　庄司正氏

組頭　山口龍之助閣下

第三部長　佐藤孝氏

第二部長　鳥山正三郎氏

仙臺消防組幹部

第一部係長
阿部龜吉君

第三部係長
相原養作君

第一部係長
松浦亀吉君

第三部係長
庄子善三郎君

第一部係長
吉田勇吉君

第一常備班長
小山伊勢治君

第二部係長
菊田安兵衛君

第二常備班長
吉田勇之助君

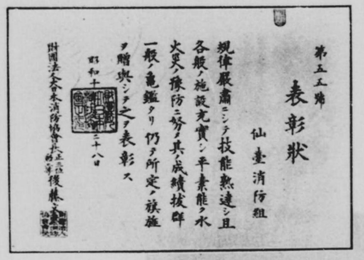

第五五號

表彰狀

仙臺消防組

規律嚴肅ニシテ技能熟達シ且
各般ノ施設充實シ平素能ク水
火災ノ豫防ニ努メ其ノ成績拔群
一般ノ龜鑑タリ仍テ所定ノ祿施
ヲ贈與シテ之ヲ表彰ス

昭和十三年三月二十八日

財團法人全國消防協會長 [illegible]

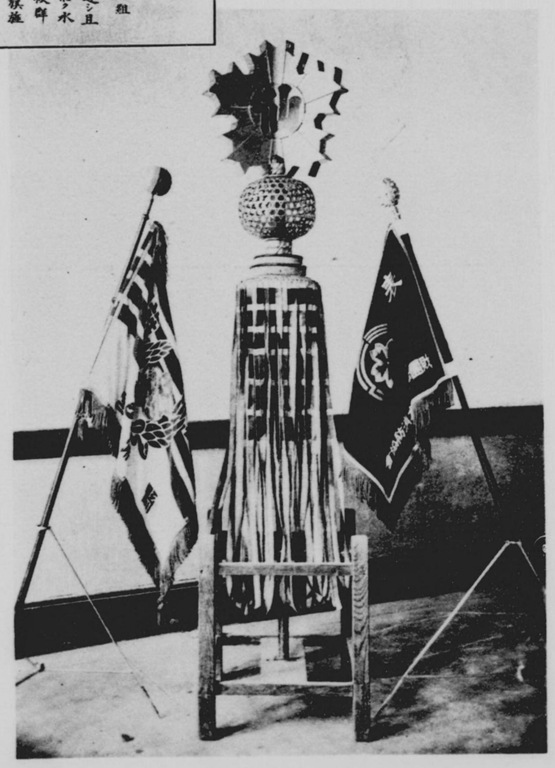

偉動輝く表彰旗

前仙臺消防組後援會會長
故伊澤平左衛門氏

仙臺消防組後援會副會長
一力次郎氏

仙臺消防組後援會會長
北村加吉氏

縣社青葉神社へ無火災祈願

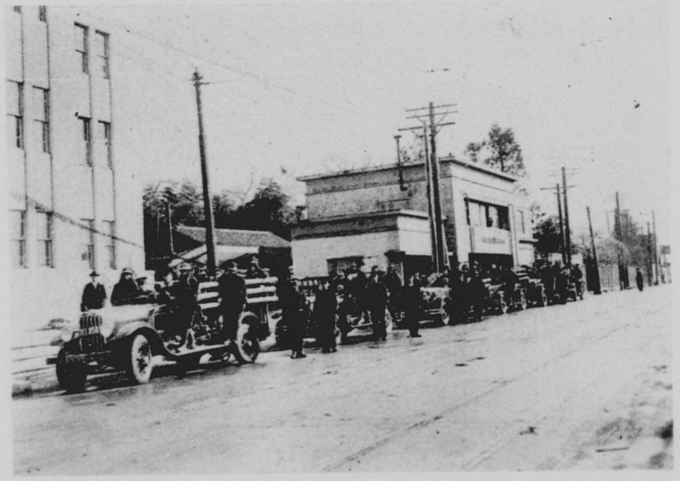

仙臺消防組第一常備班

仙臺消防組第二常備班

678-155

序

私は明治二十三年秋から二十五年春まで、仙臺市大町五丁目の佐藤運宜先生の表二階に寄寓してゐた。その屋敷は嘗て目明かし忠治の住宅にして、今は三原時計店舗となつてゐる。私が十四歳の明治二十三年一月十四日の曉、程近い芭蕉の辻の一角が燒けた。その焰々たる火勢、避難者の右往左往を、一種の戰慄を覺えつゝ見守つた事件は今猶思ひ出さざるを得ない。特に消防隊の凛々しい活動には田舍出の一少年に對して深い感銘を與へた。其時以來私は消防に對する關心を有するやうになつたと考へる。昭和四年から僅か九ケ月間であつたが、內務省に政務官として奉職した緣故で、消防に對して再認識をするやうになつた。

平和の戰爭といふべきか、己むを得ざる人災といふべきであるか。火災は社會の絕緣し難き伴侶である。之を克服し、鎭定するのが消防の任務である。要するに民營の自衞

隊である。その義勇奉公の記録と史實とは常に保存して後世に傳ふべきである。仙臺は東北の一大都邑にして、伊達家以來の名市である。過去三百餘年間、此市此民を防護したる消防の史實は極めて有益にして且つ參考の資となるべきものである。此度仙臺消防組が仙臺消防誌を公刊するは洵に美擧と謂はざるを得ない。玆に一言を述べて仙臺消防組に感謝すると共にこの計劃の成功せられんことを是れ祈る。

昭和十年四月三日　神武天皇祭の日

内ヶ崎作三郎

序

最近ニ於ケル消防進歩ノ激シサハ眞ニ目醒シイモノガアル、龍吐水ヤ木遣音頭ノ舊藩時代ノ消防ヲ見タ古老ガ僅カ五六十年ノ間ニ自動車ポンプヤ火災報知機等ヲ樞軸トスル最近ノ科學的消防ヲ想見シ得タデアラウカ。

然シ進歩勢ノ激シイ程過去ノ事情ノ忘レラレルコトモ早イ、況ンヤ消防人ハ實戰家デアツテ文ノ人デナイ敢然一身ヲ挺シテ猛火紅蓮ト戰フコトニハ得意デアツテモ消防ニ關スル記錄ヲ保存スルト謂フ樣ナ仕事ニハ割合ニ不得手デアル。

斯ウシタ理由カラ各地トモ消防ニ關スル沿革ハ時ト共ニ失ハレテ後世之レヲ顧ミル便モナイ場合ガ多イ、此處ニ省ミルトコロアリ、山口龍之助氏ハ仙臺消防組頭ニ就任以來記錄編纂ノ事業ニ志シ二年有餘苦心材料集輯ニ當ラレ、或ハ古書ヲ繙キ或ハ古老ニ聽キ仙臺市ニ於ケル舊藩時代ヨリノ火災史ト消防機關發達ノ過程ヲ詳密輯錄シテ此處ニ仙臺消防沿革史一卷ヲ刊行セラル其ノ勞苦ニ對シ衷心ヨリ感謝ノ意ヲ表スルモノデアル。

仙臺消防組ハ今ヤ三ケ年改善計畫成リ、舊衣ヲ一擲シテ科學的新陣容ニ面目ヲ改メントスルノ時期デアツテ沿革史ノ編纂ニハ誠ニ機ヲ得タルモノト思フ。

庶幾ハ消防關係ノ各位ニハ本書ヲ通シ過去ニ於ケル先輩ガ幾多血ト汗ヨリ成ル苦闘ノ跡ヲ偲バル、ト共ニ溫故知新本縣消防進歩ノ爲メ勇奮ノ情ヲ新ニセラレンコトヲ

三月二十五日

宮城縣保安課長　野村道夫

仙臺消防誌序

火災風水害地震海嘯等、其の原因が人の過誤懈怠にあると、不可抗の自然力にあるとを問はず、一度生ずる以上、早く之を發見し速に之を防遏し災禍を最小限度に止むることに努力すると共に、其の善後策を誤らざるを要す、而も其の災害の大小强弱は豫め測るべからざるものあり、不意に絶大の暴威を逞しうして、人類の文化を滅盡せずば已まざる勢ひを示せる例さへも少からず、故に人間の之れに對する、各個の力のみを恃むべきにあらずして、必ずや之を組織訓練統制の方法に待たざるを得ず、而して之を貫くに、義勇奉公の精神を以てせざるべからざるや論なし、我が舊仙臺藩の如きも、古くより訓練あり統制ある消防組織のありしことは、記錄の徵すべきもの歴々たり、時代の進むに伴ひ漸次に發達して今日に及びしと雖、今や前代に於て夢想だもせざりし空襲に對する防禦も亦之に加はり來れるが故に、勢ひ大衆の組織訓練統制化を必要とせざるを得ざるに至れり、此時に方り、仙臺消防組及び同後援會により「仙臺消防誌」を編纂せらる、此の書、仙臺開府以來の災害及び之に對する消防制度並に

設備等を詳述して、其の淵源由來を示し、義勇奉公の傳統的精神を明にせるものなり、一般の消防智識を增進すると共に、新時代の災害防備に對する大衆思想の啓發に資するところ、蓋し多大なるべし、洵に適切且緊要の好著として推奬せざるを得ず、一言所思を述べて序とす。

昭和十年四月　日

河北新報社長　一　力　次　郎

序

古來火災ニ依リテ幾多貴重ナル人命ヲ損傷シ財產ヲ灰燼ニ歸シタ事例ハ歷史ノ示ス處ニシテ克ク吾人ニ對シ警防上ノ教訓ヲ與ヘテ居ル、實ニ火災ハ社會生活ヲ脅威シ延テハ國家ノ重大ナル損失ヲ招キ疲弊滅亡ノ動因デアル。

我ガ國ハ火災國ヲ以テ其ノ名ヲ知ラレ往古ヨリ五人組或ハ町火消等ノ幼稚ナル消防制度アリテ如何ニ火災警防ニ腐心シ來ツタカヲ窺ヒ知ル事ガ出來ル。現代ハ科學ヲ誇ル消防器具機械ノ設備ト統一セル消防組織トヲ以テシテモ、尙且ツ逐年增加ノ趨勢ヲ示ス每歲巨額ノ損害ヲ蒙リ依然トシテ其ノ減少ヲ示サヾルハ洵ニ慨歎ニ堪エナイ次第デアル。

是レヲ我ガ仙臺市ニ徵スルモ昔ヨリ火災ノ頻發ヲ見、遠キハ正保四年四月十二日川內ヨリ失火シ、一千六百餘戶ヲ燒失シ燒死二百ヲ算シタルヨリ承應、寶永、享保、安永年間ニ於ケル大火等何レモ千餘戶ト數多ノ人命ヲ失ヒタル事例アリ、其ノ他大小幾多ノ慘害アルヲ知ラズ、近キハ大正八年三月南町ヨリ發火シタル大火災モ亦記憶新タ

ナルモノガアラウ。

消防ニ職ヲ奉ズルモノ斯カル過去ノ慘害ヲ顧ミ大ニ消防精神ヲ振起シ將來ノ消防施設ヲ計リ更ニ進ンデ國民的警火思想普及ト相俟ツテ國家ノ財産ト人命ヲ防護スルコソ緊要デアル、幸仙臺消防組ニ於テハ三ケ年繼續ノ擴張計畫成リ本年度ヨリ實施セントスルノ秋ニ當リ「消防誌」ノ發刊ハ故キヲ溫ネ新シキヲ知ルコトヲ得寔ニ機宜ヲ得タルモノト信ズルモノデアル。

仙臺警察署長　阿部三右衞門

序

仙臺消防誌の編纂成る今や日進月歩の勢を以て發展しつゝある仙臺市のため洵に慶事と云ふべきである本誌は多年の要望であつたが材料蒐集困難なりしため其企圖を達する事の出來難く今日に至つたのであるが本年五月仙臺藩祖公三百年祭を擧行せらるゝに方り紀念とすべく編纂を進行せしが恰も春爛なる四月の候に於て東北の首都たる本市に東北六縣及び北海道の消防組頭聯合會を開催せらるゝに際し此の編纂の完成を見るは實に機宜を得たるもので又消防事業の漸く發達し來り當局に於ても大に此に力を致し消防機構の改善を圖りつゝあるの時本市消防組は先して此編纂を爲し一面には消防變遷の歴史を知らしめ一面には消防進歩の針路を示めせるものにして溫故知新掬すべきものあり一度是れを繙けば藩政開始當時の消防制度より仙臺大火の跡彼の有名の芭蕉の辻及南町等の大火の如きは瀝然として紙上に躍り更に慄然として身に粟を生じ火の實に恐るべきを

知らしめ依て火の用心の大切なるを喚起せしむ本誌の功亦偉大なりと云ふべきである。

編者の力行精進は素より賞讃すべきであるが其内容舊藩時代に關係するもの多きを以て舊藩公を始めとして諸名士亦た克くこの刊行の主旨を讃美せられ名言名筆を寄せられたので其崇高なる鄉土愛の觀念は錦上更に花を添へたるの感なき能はずである我後援會の此編纂に微力を致し完成するを得たる事は實に感激に堪えぬ所である。

此に大方諸彦の深厚なる御援助を謹謝し以て序となす。

昭和十年陽春

於東京客舍

仙臺消防組後援會

會長　北村加吉

生命と共に人生の要素を成す財産を一朝にして烏有に歸せしむる火災は死と共に恐るべきものであるから、火災の防備に就いては最大の注意を拂はねばならぬことは言ふを俟たない。消防のこと一日も忽にすべからざる所以である。消防の設備技術は文明の進歩につれて發達してゐるけれども、火災の慘禍を全く免れ得るやうな狀態にはなつてゐない。消防のことは今後益〻攻究されねばならぬ。攻究には過去を顧みて其の長を採り其の短を補ふ必要がある。本書は一般の消防から說起して特に仙臺の消防に關する沿革を述べ併せて規程諸注意に至るまで細大漏さず記載してある。一讀して火災の恐るべきこと、益〻之が防備を嚴にせねばならぬことを痛感する。本書が汎く讀まれるならば、世人の火災防備に對する關心を深くすること蓋尠くないであらう。吾人は此の有益な書が公にされたことを喜び、且つ編者の勞を多とするものである。

仙臺消防組頭　山口龍之助

自序

一、人類が發生してより、幾萬年幾百萬年になるか、そは學者によるに非らざれば分らぬが、無始の過去に人類はどれ程天爲人爲により、いろ〳〵の災害を蒙り、爲めに其の進歩向上を阻害され地上の惠福を脅威されたか分らぬ。其の中でも火事はこれを第一に數へねばなるまい。かの關東大震災にも火事が發生しなかつたならあれ程までに悲慘事が生れなかつたであらう。

一、世に恐ろしいものを地震、雷、火事、親爺と云ふ。人智の發達に依り地震、雷の如き災害も、或程度迄は是を豫知して防禦することが出來る樣になつた。然るに概ね人爲による火事の災害は反對の傾向を呈するは誠に遺憾である。

一、火災を評して江戸の花と謂ふ。夫れ火災は忌むべき又恐るべく厭ふべきものなるにも拘らず、却て之を花と稱して他に誇るが如きは解すべからざるに似たりと雖も、蓋し亦其の故なきに非らず、卽ち封建時代は所謂武斷政治で總て勇壯活潑なるを主とした。而して太平久しかりしを以て、自ら文弱に流るゝの恐なき能はず、故に火勢猛烈當るべからざるの現場を以て、之を戰地に比し、一段の活氣を發揮奮興せしめた。是に於てか勇氣凜冽各先を爭つて進み殆ど死を顧みず、眞に江戸兒否日本男兒の氣性を表示した。卽ち火災其のものが江戸の花なのではなくして、防火の威勢が實に江戸の花であつたのである。且つ火災の屢〻起るのは人烟稠密を表示し、卽ち江戸の繁華を意味するので、彼此相俟つて終に江戸の花と通稱するに至つたのであらう。

一、本編は、遠き以前のことは詳でないから之を省き、主として仙臺開府以來城下及び領內に起つた火災、水害、其の他の災害の重なるもの、これによつて生じた慘禍の狀況、江戸時代防火制度幷に藩制以來現今に至るまでの火防制度等を蒐集し、以て防火思想普及宣傳の一端に供するのが目的である。

一、名勝、舊蹟、神社、佛閣、其の他大建築の保存は鄉土愛の發露である。況んや消防の職に携はれる吾人として、一層之が保護の任の重且つ大なるを思はねばならぬ。この故を以て國寶、國寶建造物、神社、佛堂、寺院、宗教會堂などの建造物を羅列し、その所在を知らしめ、且つ一面敬神、崇祖、尊皇、愛國の念を養ふ爲め祭神、由緒、本尊等をも輯錄した。

一、時代の推移と共に資料散逸し、ために記事の首尾一貫せざるところがある。この點に就いては忠告を吝れざらんことを望む。

一、本書編纂に當り宮城縣警察部長野村道夫氏、同保安課員遠藤文次郎氏、同松本榮馬氏、仙臺警察署長阿部三右衞門氏以下同署消防係當局仙臺消防組後援會長及び小倉博氏、小倉强氏、永野榮助氏、北村加吉氏諸彥の多大なる御援助に對し、玆に深く感謝の意を表する。

昭和十年四月擱筆

編者識

仙臺消防誌　目次

△向山の警鐘（扉）　熊耳耕年筆
△明治元年青葉城春景（彩色版折込口繪）　同
△明治初年の芭蕉辻（口繪）　同
△ぐわゑん木枕の圖（口繪）　同

題字

△伯爵伊達興宗閣下題字
△子爵齋藤實閣下題字
△樞密院顧問官藤澤幾之助閣下題字
△貴族院議員菅原通敬閣下題字
△衆議院議員菅原傳閣下題字
△內務省警保局長唐澤俊樹閣下題字
△宮城縣知事半井淸閣下題字
△宮城縣警察部長鎭鎭彌三氏題字
△仙臺市長淺谷德三郎氏題字

△ 宮城縣會議長伊丹榮三郎氏題字
△ 仙臺市市會議長梅津喜一閣下題字
△ 仙臺消防組後援會長北村加吉氏題字

序文

△ 衆議院議員內ヶ崎作三郎閣下序文
△ 宮城縣警察部保安課長野村道夫氏序文
△ 河北新報社長一力次郎氏序文
△ 仙臺警察署長阿部三右衛門氏序文
△ 仙臺消防組後援會會長北村加吉氏序文
△ 山口仙臺消防組組頭序文
△ 編者自序

第一章 總說 …… 一
第一節 江戸時代武家火消 …… 六
第一項 定火消 …… 六
第二項 火消役 …… 六
第三項 ぐわえん …… 六

第四項 大名火消 …… 八
第五項 方角火消 …… 一〇
第六項 各自火消 …… 一一
第七項 御使番 …… 一一
第八項 火事場見廻役 …… 一三
第九項 火元見役 …… 一三
第一〇項 火災時の町奉行 …… 一四
第一一項 武家火事裝束 …… 一四
第二節 江戸時代町火消 …… 一五
いろは組
第二章 仙臺藩火防制度、仙臺城下の警備 …… 一七
第三章 仙臺消防組 …… 一八
第一節 消防組の組織 …… 一八
一 私設消防時代 …… 一八

二　公設消防……二五
第一項　組織及び命免……二五
第二項　設備及び給與……三三
イ　設備……四〇
ロ　給與……四三
第三項　服務及び規律……四五
第四項　演習……四七
第五項　信號……四八
イ　警鐘……四八
向山の早鐘――同鐘銘――刑務所の警鐘
ロ　信號……五三
第六項　賞罰……五六
イ　消防組の受賞……五六
ロ　消防組員の受賞……六〇
第七項　禮式……六五
第八項　服制及徽章……六五
第九項　消防出初式……六七
第一〇項　基本金……七三

第二節　常備班……七四
第三節　仙臺市の火災……七六
第一項　舊藩時代仙臺城下火災年表……七七
第二項　明治以降仙臺市火災年表……七九
第三項　明治維新以降人口に膾炙せる火災及び異例の火災狀況……八二
一　明治二年正月二十八日晝北二番丁より出火宮町一圓大火狀況……八二
二　明治九年三月五日晝野火延燒し北山一帶大火の狀況……八三
三　明治十年三月二十七日夜河原町より出火の大火狀況……八三
四　明治十五年九月七日晝仙臺城舊二の丸仙臺參謀部の全燒狀況……八五
五　明治二十三年一月十四日曉芭蕉辻火災に幼兒五人燒死の狀況……八五
六　明治四十年一月二十四日曉縣立第一中學校火災に御眞影奉護大友書記燒死火災狀況……八八
七　大正六年十一月二十五日列車進行中の郵便車火災狀況……九七
八　大正八年三月二日曉南町大火の狀況……九九
第四項　舊藩時代仙臺藩領內明治以後宮城縣下大火年表（仙臺市を除く）……一〇一
一　舊藩時代仙臺領內……一〇二
二　明治以後宮城縣下……一〇八
第四節　仙臺市水災年表（開府以降）……一一三

一　明治二十二年九月十一日全市未曾有の大洪水狀況……一一一
二　明治四十三年八月十一日仙臺大洪水の狀況……一一七
第五節　殉職消防組員……一二一
第六節　消防補助機關……一二五
第一項　自警團、各町自警團、仙臺市自警團……一二五
第二項　消防組後援會……一二六
第三項　少年消防隊……一二七
第七節　火災豫防施設……一二四
第一項　大火記念運動……一二五
第二項　縣下一齊防火運動……一二五
第八節　防空救護團……一二〇
第九節　火防上特に留意する建造物……一二九
一　國寶及び特別保護建造物所在地……一二九
二　神社所在地……一二六
三　佛堂所在地……一〇一
四　寺院所在地……一〇九
五　宗教會堂所在地……一一〇
六　官公衙學校其の他所在地……一一一
第十節　任務以外の奉仕……一二五
大正七年八月米暴動の狀況
軍隊出動　禁足縣令の發布

第四章　火災統計……一二四
第一目　組員……一二四
一　消防組織表……一二四
二　消防組員年齡別表……一二四
三　常備班員年齡別表……一二五
四　消防組員職業別表……一二五
五　消防組員兵役關係表……一二六
六　消防組員勤續年數表……一二六
第二目　火災……一二七
一　自大正十四年至昭和九年　火災度數表……一二七

二　同　火災別原因表……二三八
三　同　火災發生時刻表……二三八
四　同　火災損害表……二四〇
五　同　火災死傷者表……二四一
六　同　町名別火災發生度數表……二四一
第三目　器具機械……二五一
一　機械喞筒表……二五一
第四目　警備費……二五二
一　市制施行以降警備費年表……二五三
第五目　給與……二五五
一　手當支給表……二五五
二　被服支給表……二五七
第六目　防火用水……二五七
一　水道及び消火栓表……二五七
二　其の他の火防用水表……二五八

第五章　參考記錄……二六〇
一　歷代消防關係當局……二六〇
二　繼　考……二六五
三　舊幕時代火災法令……二六五
イ　出火に關する諸令達……二六九
ロ　出火に付ての處罰……二七〇
四　失火放火に關する刑法沿革……二七五
五　明治中興消防の先覺者川路大警視の墓表並に碑文……二七八
六　火災保險の起源……二八〇
七　宮城縣消防組幹部氏名……二八〇

附　錄

一、仙臺市勢……三〇五
イ　仙臺市の沿革……三〇五
ロ　面積及高低……三〇六
ハ　土　地……三〇六

ニ戸口……三〇六
ホ職業……三〇七
ヘ教育……三〇七
ト産業……三〇七
チ社寺教育……三〇八
リ財政……三〇八
ヌ氣象……三〇八
ル風速……三一一

明治初年芭蕉辻の圖

ぐわるん木枕の圖 （六頁參照）

仙臺消防誌

第一章　總　説

火災は國家の生命財産の被害の悲慘にして且つ大なるは時の古今洋の東西を問はざるなり。

消防なるものは何れの時代より起れるか渺として之を史乘に見る能はず、抑も人類が火を利用せしは何れの時代なるか、支那の傳説によれば有史以前燧人氏創めて燧を鑽つて火を發し火食の法を人民に敎へたりと、然れどもその年代場所等に至りては是又知る能はざるなり。

既に火を利用す、これを誤れば即ちこれを消し防ぐところの消防思想の起るべきは蓋し當然のことゝす、從來我國の家屋は主として木造なるが爲め、古より火災多し、故に消防の技は古昔より既に講ぜられたるところなるべきも、今其詳細を審にするに由なし、然れども防火の制度は德川時代に入りて始めて確立し、消防の技術、機器亦此時代に發達して遂に今日に及べり、德川氏大權を握りてより、江戸は百貨輻湊して萬物豐阜、商業日に盛にして坊肆月に增し、繁華熱鬧の衢となり、年々冬春の候に至れば火災の起らざるなく、慶長六年十一月には駿河町の失火に江戸の町町殆ど一宇も殘らず燒失し、元和、寛永の交には本丸、西丸兩城火災に罹り、殊に明暦三年振袖火事には全市ために焦土と化し死傷十一萬に達せしかば、幕府大に警戒を加へて消防に關する制度を嚴にし、市民も亦自ら消防の法を講するに至り、享保に入りて其制度漸く整備するに至りぬ、消防史を研究せんと欲するには德川時代の消防制度を知らざる可らず、江戸勤番各藩亦これに關聯あるに依り今江戸時代に於ける制度の一斑を左に述べん。

定火消は江戸市街の防火及非常警戒をなしたるものにして四千石以上の旗本を以てこれに充て、若年寄の支配に屬し、役料三百人扶持を給せらる、後慶應三年役扶持を廢して役金二千兩を給せらる、與力六騎、同心三十人を隷屬せしめ、失火に際しては與力同心を指揮して受持區内の難を救はしむ、慶安三年始めて定火消二組を置きしに起り、明暦大火の後次第に其組數を增して十五組となし、其後更に鐵砲七組、弓三組に改め、八代洲河岸外九ケ所に置く、其後安政六年二組を減じ、慶應二年更に四組を減ず、蓋し寛政以後町方の消防は町火消の手に委ね、烈風大火にあらざれば定火消を出場せしめざりしによる、文政以後は定火消の消防區域を部内に限りたれど、其組數も自ら減少するに至りしならん、其役邸は俗に火消屋敷といふ。門は地覆を除け置きて出入に便にし、玄關正面に纏を立てたり、纏には馬簾なく、錫箔地に漆を以て家々の紋を畫く、火の見櫓は高さ三丈、外圍の蕊は白木生漆塗にて、上層は四面をみな開放し、中央には巨鼓を吊り、一隅には半鐘を懸く、又上層より二條の針金を引き、一は主人の枕邊に達し、鈴を以て報じ、一は人足部屋に達し、鳴子に徹して報ず。櫓上には常に二人の見張番を置き、もし火起ると見るときは、一人は巨鼓を撃ちてこれを四方に報じ、一人はかの針金を引く（火消屋敷に於て太鼓を打たざるに先ち、他にて版木又は半鐘を打つを禁じたれば、火消屋敷に於ては最も其責任を重じ用意周到を極めたりと云ふ）、火鎭まるときは半鐘を三たび撃つてこれを報ず、警報一たび達すれば、火消役は直に起ちて糧裝を加へ、近侍兵卒亦行裝をなす、是に於て纏持まづ駈出でて火消役これに次ぎ、高張提灯、梯子、龍吐水、刺股、玄蕃桶、嵩口其他輜重持物の類其跡を追ひてこれに續く、白たゝき鞘の鎗は卽ち火消役の標目なり、火事場は當時の戰場と見做されたれば、火事裝束も拳笠、羽織、胸當などいづれも戰爭に用ふるものに模し、又平日火消卒（ぐあえん）を訓練するためには用意周到を極めたり、夏は出火稀にして火消卒等の無事に倦みたるときなど、櫓上の巨鼓時ならぬに響きわたり、火消卒等糧裝を整へ閧を作りて役邸を出づるかと見れば、櫓上また鎭火の半鐘を報じ、門外に出でたる火消卒等また引返して邸内に入る

これを定出といひ、勢揃への演習を試みるなり。大名火消は江戸城并に市内要所の防火をなすものにして、諸國大名を以て役に充て、市内樞要の場所に持場を定めて常備守衛せしむ、寛永六年五月幕府令して一萬石三十人の割を以て大名十餘人をして各々人夫を率ゐて火事場に出務せしめ、同二十年九月江戸府内の防火を四隊に分ちて一萬石三十人の割合を以て一隊毎に十日間交々出務せしむ、爾來幾多の變遷を經て、後には大手方、櫻田方等外九ケ所を以て要所と定め、火消役一組づゝを配置したり、中にも增上寺及寛永寺は德川氏靈廟の所在地なれば其防備頗る嚴重を極め、特に大國の諸侯を充つ、別に大名方角火消と稱して大手組、櫻田組各〻四組を置き、譜代大名を以て役に充てたり、城附護衛の遊軍たるべきものにして、出火に際しては大手、櫻田二門に詰め、老中、目附等の指揮を受けて内郭の消防に從ひ、外郭の失火にあたりては火の粉、飛火等を防ぐことを掌れり。さて大名火消は出火に際し火の見櫓の版木を相圖に繰出すべきものにして、火消役は金銀筋金星つきの兜頭巾に金銀繡の錣を二重三重に垂れたるを目深に、鼠き、思ひ〳〵の色に家の紋打ちたる火事羽織を風に飜させ、隊をまとへる金銀の纏、猩々緋の馬簾をふり立てゝ馳付けたり。其の繰出すべき定數は諸侯の格式によりて異なりと雖も、略〻次の標準に從へり。

二十萬石以上　騎馬十五騎乃至二十騎、足輕百二三十人、中間人足二百五十人乃至三百人。

五萬石以上　騎馬七騎、足輕六十人、中間人足百人。

一萬石以上　騎馬三、四騎、足輕二十人、中間人足三十人。

其他馬上猛火の中を縱横に乘廻して注進をなし、又は消止むべき方向の指圖を傳令するものを使番といひ、又燒跡を巡見してすべて燒跡の現場を具さに書上げて進達するものを火事場見廻役といふ。幕府は芝增上寺、上野寛永寺の兩山を守るために常に二十萬石以上の大名一人宛を配して專らその防火に當てたり。

我が仙臺藩は享保八年九月十六日時の藩主吉村公（五代）初めて幕府より增上寺防火番を命ぜられ爾後六代宗村公

七代重村公、八代齊村公、十代齊宗公、十一代齊義公十三代慶邦公、何れも此の職に當り、就中重村公時代には上野寛永寺の守護をも命ぜられ又弘化三年二月三日増上寺傍近火には慶邦公親しく出馬指揮せられたり。

諸侯の火消役は、八丁火消、五丁火消、三丁火消など稱して、居邸の附近八丁四方、五丁四方、三丁四方以内に起りし出火にあたり現場に馳せて其難を救へり。其の繰出すへき定數はもとより持高に應じたり、又標目作法等の如きも各自の定むるところに從ひ、幕府火消役人の干渉を受くることなかりき。其火の見櫓は高さ二丈五六尺を限り、櫓上は一方を閉ぢ、版木、半鐘を懸く、諸侯の中にても加賀侯前田氏は本郷五丁目なる其本邸に特に消防夫を抱へ、八丁四方の出火に備へたるが、世にこれを加賀髙と稱して其名江戸市中に轟きわたりぬ、町火消は正德五年に起り、初は日用座といふ一種の日傭請負業ありて此所より人足を出し、町々に火消頭ありて其人足を指揮し消防の事に從ひたるを、享保年中大岡忠相の町奉行たりし時、始めて組合を定めて專門の消防夫を置き、これを一番より十番まで四十八組に分ち、伊呂波四十八文字を以て符號となす。但し四番及七番を缺き、又四十八文字のうち「へ、ら、ひ、京」の四字を忌みて、代ふるに百、千、萬、本の四字を以てせり。其組合番號は

一番組（五組）い、よ、は、に、萬　二番組（七組）ろ、せ、も、め、す、百、千

三番組（七組）て、あ、さ、き、ゆ、み、本　五番組（九組）く、や、ま、け、ふ、こ、え、し、ゑ

六番組（六組）な、む、う、ゐ、の、お　八番組（四組）ほ、わ、か、よ

九番組（四組）れ、そ、つ、ね　十番組（六組）と、ち、り、ぬ、る、を

纏はいづれも金銀箔置にて、これに其組合の方域を記したる布二幅、長さ七尺の幟を下げ、又掟を記したる布二幅長さ八尺の竪幟を添ふ、又馬簾は銀箔を塗り、高張提燈は瓜形にて赤く塗り纏を畫きしが、寛政の改革に其銀箔を止めて雲母引とし、又天保年間小纏を廢して大纏のみとなし、以來纏は一組一本と定まる、されど代纏とて一組に必ず

二三本を備へ置き、火中纏を燒盡したるときは忽ち取代へてこれを火中に立てたり。各組合は六階級に分ち、人足の類にて未だ火消の數に加はらざるを土手組といひ、純然たる火消にて鳶口を持つものを平人、梯子を持つものを梯子持又は梯子、纏を持つものを纏持又は纏といひ、其上に頭、頭取あり、頭は即ち組頭にて、其員數に定員あるを以て頭となるべき資格は備はりたりとも、町内に空役なきときは世話役と稱して頭と同格とす、頭取は即ち總取締たるものにて、世襲又は一代立身となし、更にこれを一老、二老、於職に分ちたり、於職は威望甚だ高く、其名江戸の市内に響くものなれば、頽役と云ふ、されど彼の俠客博徒の親分とは異なり役場（火事場を稱し（て役場といふ）を持つが故に、身分も亦同日の論にあらず、往年「よ組」平永町の八五郎「づ組」の丑五郎、二本榎の傳兵衛等は八十歳の高齢に達するまで於職を勤め上下に對して一諸千金の價ひありしとぞ、尤も町火消頭取は一番組「い組」の伊兵衛を第一の頽役とす、頭取世話番の役場服は晝は皮羽織（組合の印あり）陣笠、夜は日印挑灯なり。

町火消各組の配置區域は劃然たるものにして出火に際しては其持場所にあらざる組合は名主、町役人附添ひて現場に駈付け人數を立てて上役人の指揮を待つを法とし、一番組は五組、二番組は七組揃ひて進返するなり、既に火事場に臨めば、頭取、頭、世話役は火の模樣、町並、風の手を見計ひ、纏持は纏をかつぎ梯子を登りてこれを屋上に立て平人續きて屋上に登り力を盡して働けば、下よりは水を送りて纏持を始め火がかりの刺子に注ぐ、かくて各組並びて纏を屋上に上げ火のまはりを取圍む、消口取りし場所々々には組々の消札をかけ、火全く鎭りて纏を下ぐるものとす。

又南北兩町奉行所牢屋敷の近火にありては、市中の髮結職も御用書類持出の役を勤むるを例とし、其番組は名主の番組に從つて分ち、其支配下の職人これが親分たりき。

如斯防火の制既に定まりて、諸侯の藩邸及町内に火の見櫓を構へ、失火あれば火消屋敷に於てまづ巨鼓を擊ちてこれを報じ、諸藩邸の版木町内の半鐘これに次ぐ、又冬期間火の番を設け拍子木、金棒にて火を警めたり、明治維新後

諸藩の火消役はこれを廢止したれども、町火消四十八組はなほこれを存置し、東京府に附屬せしめたり。

舊幕時代に於ける各火消役の組織及活動の狀況に付き尙各項目に分ち之れを述べん。

第一節　江戸時代武家火消

第一項　定　火　消

火災の起るや先づ火消屋敷之れを報ず、同所に於て、太鼓を擊たざるに先だち、他に於て版木若くは半鐘を打つを禁ず、假令他の火の見番の者所在火の擧がるを觀るも、默視して彼鼓報の響くを俟てり、故に火消屋敷に於ても用意周到毫も怠ること無かりしなり、一擊の鼓報を聞くや、諸藩邸の火之見各版木を擊ちて之を報ずること漸く繁し、又町半鐘之に亞ぐ、是に於て四方俄に喧囂たり。

第二項　火　消　役

火消役は役邸を賜はり邸の玄關正面へ纏を立て置く、纏に馬簾はなくて、錫箔地へ家々の定紋を畫く、門の地覆を除置きて出入の便とするは、此役の印なり、持高の外役扶持三百人扶持、城中伺候の席は菊の間にして、若年寄の支配なり、與力六騎、同心三十人を指揮して火を救ふ（與力同心は抱家來にあらず官邸附なり）此役は寄合席といふより昇る、初心の隊卒を指揮するの初階なる故、若齡にて家督を相續せる人多くは消防を勤む、消防のみにあらず、却て非常の事ある時は出馬するなり、火事場見廻役、又は聖堂學問所世話掛等より昇るもあり。

第三項　ぐ　わ　え　ん

火消卒をぐわえんといふ、卽ち臥烟の音稱なり。此ぐわえん江戸者に多し、極寒といへども邸の法被一枚の外は衣類を用ひず、出火に出る時は滿身の文身を現はし、白足袋（火事毎に改る）はだし、身體淸く、男振美しく、髮の結樣、法被の着こなし、意氣にして勢よく、常に世間へは聊かの無理も通りければ、祁寒の苦を忘れて、身柄の家の子息等のぐわえんに身を誤る者少しとせず、此者等皆大部屋に一同起臥し、部屋頭の取締りを受く、又義俠ありてよく、理非を辨ず、火事なき時は三飯の外は吾身の掃除なり、夜中臥すに長き丸木を十人十五人一同に枕とし、櫓太鼓鳴るや、枕木の小口を打つて起せば、直ちに飛出て火に赴く、さればどこれは形のみにて、ドンといふや目を覺す、所謂武士は轡の音に目を覺すの理なり、ぐわえんの生活狀態に付き大日本消防に揭載せるを左に抄錄せん。

ぐわえんは役屋敷の大部屋で起臥した、さだまつた衣服といふものが彼等にはないが、年中法被一つである、それで奇妙に皮膚のきれいな男振りのいゝのが揃つてゐた。大抵のものに刺靑があつた、寒中でもはつぴ一枚しか着てゐないから、刺靑がぐんと目立つ、頭も芝居の助六のせりふにある生締を結つた。入浴も每日三四回であつた。

夜は長い丸太を枕として十人も十五人もねる、火消屋敷の火の見は高さ三丈につくられ、上層の櫓に大太鼓がつつてあつた、こゝに見張人が晝夜とも二人づゝゐた、火事とみるとこの太鼓をドン〳〵と打鳴らした。

ぐわえんの大部屋にも、ねずの番がゐて丸太の小口を木槌でたゝいた。叩きおこすといふのはこれから始まつたのであらう。無論丸太枕をたゝかれるまで寢くさつてゐるぐわえんではない。櫓太鼓が打出すころからぜんまいみたいに刎ねおきてゐる。かういふところは同じ武家奉公人でもウヽンむにや〳〵といつて起される仲間小者とは大分違つてゐたのだ、町火消は誰もしる刺子の火事裝束姿であるが、ぐわえんははつぴ一枚である。さうした姿で肌もあらはに火掛りをした。その元氣はすさまじいものだつた。

夏季は冬とちがつて江戸も火事はすくない。ぐわえんの連中はそこで夏になつて退屈をした。かういふときは空

出が行はれる、ふいに櫓の太鼓を打つのだ、すると、それつとばかりにぐわえん一同は、ときの聲をあげて、役屋敷へ向つた。ぐわえんが門外へ出るや半鐘がなつた。すべて役屋敷の火の見には太鼓と半鐘とがあつて、出火には太鼓、鎭火には半鐘、たりものを替へて差引をした。そこで半鐘がなるとぐわえんも引返して部屋の中へ入つてしまつた。これが云はゞぐわえんの出動演習であつた。

なんにしてもぐわえんは當時江戸第一の元氣者であつた。がどうしたものか江戸つ子の中心とはなれなかつた。これはぐわえんの連中が役屋敷の中に住んでゐる役中間であるから、町家に緣がなかつたのであらう。それともう一つの理由があるそれは彼らが平常役屋敷の大部屋に起臥していろんな賭博者連を引張つてきて賭博をした。かなりの大賭博であつた。往々酒屋料理家なども荒し廻る、芝居見世物などには木戸錢を拂はない。隨分亂暴であつた。

とくに商家で迷惑をした、それは錢緡賣である、これは藁を綯つた錢緡を賣る。江戸の商家は穴のあいた錢をとりあつかふので、これが入用であつた。ぐわえんがこの錢緡をもつてくる、いらないとは云はせない。買へばとても法外な値段である。いらないとなるとぐづる。凄文句をならべたてる。なにかと酒にしたがる。火事の場合にどういふ亂暴をされるか知れぬとそこに弱味をもつて仕方なく買つてやる。かういふやうにぐわえんは腫もの扱であつた。彼等は圖に乘つて、威壓がましくのさばる。したがつて相手にもされなくなつたのである。

第四項　大名火消

大名火消と稱するは樞要の場所に常備守衛を置くものにして命を幕府に聽く、創設は享保七年の交なりと云ふ。其要所を十一ケ所とす左の如し。

大手方　大手門にあり、此處の警衛は譜代の諸侯十萬石以上の家にて之を勤む、番所詰侍十人の內番頭一人物頭一

人常に肩衣を掛け、平士は羽織袴着用、鐵砲二十挺、六十張、長柄二十筋、持筒二挺持弓二張を備へ、金屏風立廻し幕打絞ぼりて、威儀嚴然たり。

櫻田方　內櫻田門にあり、此所は譜代大名六七萬石の家相勤む、番士は大手方に同じ、鐵砲十五挺、其他は大手方と異なることなし。

二之丸　城中にあり、火消役諸侯譜代外樣の別なく命ぜらる。

紅葉山　城中にあり、將軍家靈屋のある所、火消役前同斷。

吹上　城中にあり、火消役諸侯前同斷。

淺草米廩　火消役諸侯前同斷。

本所米廩　前同斷。

增上寺　德川家靈屋のある所、火消役諸侯前同斷。

上野寬永寺　前同斷。

聖堂　孔廟あり、學問所なり、火消役諸侯前同斷。

右の要所へ火消役一組(大名)宛を配附し置かるゝことなるが、出火の際は火の見櫓の版木を合圖に繰出すなり、其の繰出すべき人員の定數格式により異なることは既に述ぶるが如し。

偖出火の際に於て實際に主人の出馬は稀れなりと雖、其の美を盡し麗を競ひ互に勇を鼓して繰り出す有樣は何れ優り劣りはあらざるなり、先づ金銀筋金星つきの兜頭巾に金銀繡の鍬を二重三重に垂れたるを目深に戴き、雨なす粉火の下に、思ひ〳〵の色もて定紋打つたる羅紗羅背板の火事羽織を風に靡へさせ、隊をまとへる金銀の纏馬標には猩々緋の馬簾を振出て、エイ〳〵聲して馳出す中にも、增上寺、上野は兩山とも德川家靈屋のある場所なれば、大國の太

守之を勤むるを以て、其壯觀固より他の比にあらず、萬一方角風並によりては血氣の殿原馬を馳せ太平の戰場面白しと一際目立つ扮裝して現場へ詰掛け必死となりて消防に盡力するこそ目覺しけれ。斯る時には御老中も亦本山へ詰切り、使番をして八方に令を傳へしめ、火焰の中にも夫々式作法を嚴守して靈廟を穢し參らせざるの働は感ずるに尙ほ餘りあり、而して山中には平常諸侯の宿坊とて寺院賽のあることなれば、此にて行厨湯茶を調ふ。其昔松平加賀守が增上寺の火消を命ぜられし時芝邊に出火あり、偶々大火となりて靈廟へも粉火飛び來りしかば、水の手充分に廻して防がんものと本鄕五丁目なる自邸より芝增上寺まで一里餘の間に人數を配置し、數百千の水桶を手から手へ渡して消防に努められたる事あり、山中にも數千ケの井戸ありて水の手には不自由を感ぜざれど、加州侯は他の水を借らずして斯くは其自邸より態々水を運びしとなり、然るに之が爲め途中の往來を妨げ諸人大に難儀せしより加州侯は忽ち火消頭を免せらる、此時より增上寺、上野の兩山へは水箱水桶の準備出來たりとぞ、其後加州侯は再び聖堂火消を仰付られ、玆に始めて加賀鳶の名を江戸市中に博するに至れりと云ふ。

第五項　方角火消

方角火消に二大組あり、一を大手組と云ひ、二を櫻田組と云ふ、同じく大名火消なりと雖も前に記せる大手方、櫻田方とは全く別種のものなり、而して大手組櫻田組を細別して更に各四組とす、故に此方角火消なるものは都合八組より成り、二三萬石以上五六萬石以下の譜代大名之を勤む、人員の割合は前記大名火消と異なることなし、要するに此方角火消は城附護衞の遊軍とも云ふべくして、是又火の見櫓の版木の合圖によりて繰出すものなるが、同じく金銀の馬標纏を押立て、一隊長は馬上に鎧づきの火事頭巾を被り隊伍正しく大手櫻田門を目指して駈付け、使番の傳令を待つ蓋し皆老中御目付等の指圖を受くるものなり、但し內曲輪の出火には直接火に向つて働くも、外曲輪の火事には火

中の働を爲さず唯粉火飛火を防ぐのみを以て其職掌となせり。

第六項　各自火消

前記大名火消、同方角火消の外三百の諸侯には八丁火消、五丁火消、六丁火消と稱する各自の火消あり（居邸最寄八丁四方、五丁四方內に起りし火事の消防を爲す）其繰出す人員は持高に應ずるものにて固より一定の制限あるにあらず、且つ其目印作法等も家々の擇ぶ所に任せ毫も幕府火事役人の干涉を受けざるものとす、又見舞火消といふあり、隊を揃へ鋏付火事頭巾火事羽織に眩ゆき許りの袴を穿ち、胸當の定紋大きく、騎馬武者三騎五騎或は一騎にて同勢を率ゐ美々しく防火器を備へて藩主の親戚及菩提寺へ馳ま往くなり、去れど此等は多く國許の人々なれば火消役とは雲泥の差ありて甚だ緩慢なるものなりしと云ふ。

第七項　御使番（火口番）

火事場の中を縱橫に馬乘廻して注進をなし又は消止むべき方向の指圖を傳令するもの是れ使番の役なり。此役は（千石高城中伺候は菊の間御縞わき、支配は若年寄なり）武功あり且才智利きたる者の勤場にて、五の字の四半轅に母衣をかけ敵陣に使して君命を辱しめざるの役なり、ゆゑに當時も遠國の御使御目付に從ひ御代替（將軍代替り）國巡見等且又雁雲雀上式の儀式御成の節隨身の役、火事場出役、非常の節何にても出會ふなり、勤番に桁繰として五十程桁あり、これを繰て番を當つ（桁くり用人として專務の者あり）火口番、早出、遲出、御成番、御老中附など別きて員數多き役なり、正月十一日吉例により仰付くるものとす、此勤は萬端の見屆注進を爲すものなれば、何事によらず、其證據となり、國なれば存亡、人なれば生死にかゝはるが故に火事場の作法も容易ならず、幕府時代火事場に於ける此役の法式のみにても百有餘條あり、旗本の

士（萬石以下）此役を勤めざれば萬般に渡ること能はず、御目付役の嚴重なるも使番に比すれば固より云ふに足らず、兎に角若生者が勤向の修業を爲すには第一の場所なり、馬術は殊に達者の人にあらざれば叶はず、邸の屋上にいと粗末なる火の見を造り相圖に拍子木をならす、此相圖あると均しく火事羽織白たゝき裏金金輪貫の印打つたる陣笠に鍔を風に飜へし、馬の平首一鞭つけ蹄音高くハイヨウと聲かけて乘出し、殊に夜中は鯨柄の腰着提灯上下に躍ること更になく空飛ぶ星とあやまたれ、馬術の堪能驚くばかり、天を焦し地を這ふ猛火の中を乘廻し後火、先火、火の左右、神社佛閣、町武家邸等四方八方より馳寄せて火の手風筋誤りなく馬上に筆を執ることあり燒け募れる火に取圍まれ或ひは山なす家具家財、行く先つまる袋町、或は渡らん橋の燒落ちて迷迷ふ老少を馬足に助け、道開かせて勦りつゝせきあふ混雜極る中に、今晩何時何處の出火早出持場手合の火元誰殿邸へ燒廣がり火先は芝增上寺の方へ燒募候など、此注進にて老中方の出馬となり、上樣御成の御道筋差かゝつたる非常など一層是等は嚴重なり、從來諸人の雜儀を察し事穩便の計や、又は日光御社參の御留守中下を助けて法を守り、諸役の都合を取計ひ、火急の中の懸引なれば智を働かすこと並々ならず、其進退こそ實に勇ましくも又譽なれ。

第八項　火事場見廻役

此役は享保七年よりの新設に係り、持高千石以上五千石以内より十人を以て之に充つ、若年寄支配なり、其服裝は使番に同じ、初めは江戸の繪圖を朱分になし持物を受取り、相談の家來を召連れ同道にて府内を歩行せしが、後には止みたり、此役の專務とする所は燒落ちたる跡を見廻り、何町何所より出火何風强く横何間竪何間など、都て燒跡現場の事を詳かに書上げ速達するに在り、是れ畢竟使番の注進のみにては法に拘はり上下共に稍ゝ不便を感ずる場合もあれば、更に此見廻役をして其足らざる所を補はしめ、夫是斟酌して以て火事場の現狀を知らんとするの趣旨に出で

たるものなり、尤も此役を使番にて兼ぬるもあり、又此役は御奉公といひて別に役扶持とてはなし、此役は燒跡の詳細を取調ぶるのみならず、火事場に於て怪しき者あるか、或は幕吏に類似せる扮裝を爲す者あれば、直ちに取押へて調ぶるの職務をも負ふ、此役の事務章程箇條百有餘條あり。

第九項　火元見役

將軍の命を蒙りて出づる火元見役は御小姓衆之を勤む、提灯の目印は騎者笠とて溜色、網代はぞりなり、馬は上の御厩より出され耳札とて四五寸の札を馬の耳元に結び付け二騎三騎づゝ出づ、時に依りては將軍自から此中に加はり潛ばせて出づることもありしといふ。

又諸大名よりも一の火元見、二の火元見とて二騎三騎づゝ出づることなるが、馬廻役の人出づると見えたり、何れも火事羽織陣笠にて夜中は腰差の提灯へ銘々の定紋主人の相印を付け、皆馬術の達人なり、火元より五丁手前へ馬を乘捨て其身一人にて現場へ入るを作法とす。

別に又中間手子の火元見なるものあり、是は大國の大名方騎馬火元見の外に出すなり、手子には力量勝れ身の丈高くして且男振の好きを撰ぶを常とす、加州侯の如きは三十六貫の物を自在に取扱ふ男を抱へ、後ちに相模屋政五郎（相政とて蔦社會にて有名なる者なり）と云ふ勝れ者を抱へたれば各大藩皆之に倣ひ尤物も多かりき、此手子火元見は邸印ある法被を着し（寒中と雖も一枚なり）眞鍮金具の樫木刀（或は銅金本造もあり）を挾み髪は下馬いてふ刷先を散し、向ふ鉢卷五分もすかず、背中一面の文身は夜叉金剛の勇を示し、雪の如き白足袋は火焰の紅を蹴飛し、殿の定紋打つたる手子提灯は國主の威光を燁かし、扨一聲の掛聲は二三丁の跡に響きを殘して其人は既に見えず、斯くして二人三人づゝ馳出す樣の威勢よきこと下賤の身なれど武士に劣らず、是等も亦江戸の花の一片とや云はん。

第一〇項　火炎時の町奉行

町奉行の役は民の公事裁判を司り其他非常の際は何事によらず出馬することなるが、中にも出火ある時は直に現場へ馳付け、町火消一番組（いよはに万の五組）二番組（ろせもめす百千の七組）を隨へて之を指揮し、自から消防の任に當るの例なりしも、後には此事止みぬ、或時赤井越前守の奉行たりし事ありしが、鐵の鞭を携へて火事場に赴き、御用と印せる挑灯を提げたる町人共を打ち歩きしとぞ、そのわけはこの頃町人猥りに御用提灯といふを携へ雜沓の中を横行しけるに、諸人の迷惑一かたならず、且つ消防の妨げを爲すは固より、或は提灯を傷ねしなど云ひ爭ひ、或は御用の間を缺きしなどと罵りて、辨なき町人原が虎の威を借るを憎きことに思ひ、斯く赤井越前守は鐵鞭もて有無なく彼等が挑灯を打毀たれしとなり。

一旦奉行役仰付らるゝや直ちに奉行所（役邸）へ移り、自分定紋合印の挑灯を玄關へ出し置きて以て一般町方の者に示すが例なり、此時代に於ける町奉行の威力といふは中〻のものにて、凡そ火事場の混雜に紛れて己が力任せに横行なす者、或は又喧嘩口論に及びて負けぬが花の逸り男等より俠客醉どれの無作法者に至るまで、一度奉行の印を見る時は皆事もなげに逃出したりとなん。

後世に至り出火毎に奉行の出る時は見遁しにもならざる事故多くして一々之を取調ぶるの煩に堪へざるより、臨機の計ひを以て必ずしも現場に出づるにも及はざる事となれり。

第一一項　武家火事裝束

羽織　其地は羅紗、羅脊板、雲齊、帆木綿、眞岡木綿等適宜とす、色合も亦五彩其好に隨ふと雖も自然其身分に應じて斟酌するなり、尤も此は士分以上の用ふるものにして、輕卒組足輕に至りては主家の被服を用ふ、而して其被服は多く革羽織を用ひ踏込を許さず、但し紋は白黑羅紗或は白縮緬を用ひ白黑影日向とも地の色に映り好きを撰む。

陣笠　は軍陣に專用せし故此名あるなるべし、此製作たる古き程大にして近世に至るに隨ひ小形となりたるが如し、古きは扁形にして徑一尺五寸内外、近世に至りては一尺より一尺二三寸にして山高なるもの多し、其扁大なるは兩肩までも火粉の落來るを防ぐが爲なりと云ふ。

踏込　地質は緞子、綸子、繻子、繻珍の類より八丈縞、八反織の類を用ひ、裏は海氣絹、黑八丈等を用ゆること袴に同じ、裾緣は黑天鵞絨より黑繻子黑八丈の類を用ふ、緣の深さは身分に應じ平士は一寸より侯伯は三寸位迄とす。

火事頭巾　鐵製金銀星兜にして鍔は羅紗、猩々緋其他適宜の色合縫模樣種々。

第二節　江戸時代町火消

いろは組

いろは組四十八組のことは既に述ぶるが如し、消防頭は人足を子の如く慈しみ、人足は又消防頭を親の如く尊重し玆に始めて親分子分の關係を生ずると同時に難苦を俱にし死生を共にするの情義を生ずるに至れり、是を以て其組合中の者は常に己が組合の纏を穢さゞらんことを心掛け、相互に勵むより、遂に各組合の競爭となり、愈〻其團體の基礎を固めて、いろは組と云へる消防組織を見る事とはなれり。

町火消は最初武家方の屋上へ纏を揚ぐることを禁ぜられしが、其後程なく武家火消と打交りて何れの場所と雖も消

防することゝなりぬ。

明和元年十二月町火消の内御曲輪近邊十三組へ龍吐水を渡さる、是れ消防に龍吐水を用ゆる始めなり（龍吐水の發明は寶暦三四年頃龍吐水賣弘の願を町奉行へ差出せしものあり、又買求の有無をも伺ひ出でしことあり）

差股は寛政の北町奉行所より千組へ渡されし事あり、是れ差股を消防に用ふるの始なりとす。

又町奉行坂部能登守の時鐵釣瓶、鐵腹卷、筥釣瓶、水籠、大鋸を渡されしが、是は一時にて後には止みぬ。

纏を改め銀箔押を止めて白塗りとなせしは寛政三年八月にして、又纏の大さ二尺につまり小纏を止めしは天保水野侯執政の時なり。

町火消は悉く町々に屬して、持場々々に於ける建築の地形足代道路の修繕、溝渠の掃除等を仕事とせり、是等の費用は各建築者の支出するものと、地主の支出する町内入費とあり、何れにしても旦那場と稱し盆暮に心づけを貰ふ、又其の家の吉凶慶弔にも定まつて町内の頭は招かれ年禮のお伴にも嫁入荷物の宰領にもついて行き、花見遊山亦然り芝居や講談によれば商家のゴタに〳〵も頭が顯れて片付く、これ等はその役目なりしなり、その外町内の迷惑ものゝ追拂もなし、俠客のそれと同じく、弱い者なら腰をおし、強い奴なら向ふ面といふが如き俠氣も町火消連中の意氣にして、遇然の機會に名を知られ町奴と頽役同樣になれるものもあり、又中には非常に善人の町火消もありて、かゝる町火消の讃美者も尠からず、芝居講談に殘る町火消は是等の連中を指せるものなり、その意氣の潑溂たる町火消鳶頭といへば今尙胸のすくほどすつきりとせる勇壯の感を抱かしむ。

第二章　仙臺藩の火防制度、仙臺城下の警備

藩政時代に於ける仙臺城下の警備は川内及各町に火防組ありて、非常に備へ、又用前（即ち月番）の武頭は足輕を率ゐて常に城下を警戒し、烈風等の際は特に注意を促し、出火を認むる時は直に其の方面の火消組に通報し、又用前の郡奉行をして城外郷六又は八幡町裏溜池等の堰を開かしめ急速防火用水を府内に注下して消防に從事せしむ、當時に於ける火事規定を擧ぐれば左の如し。

定

一、目付（若年寄支配）
鍵印紅白短尺長一尺一寸五分横巾一寸八分
高提灯並箱提灯共に本紋の外小紋
一、武頭（若年寄支配）
小籏提灯へ黑筋一通
一組本紋の下松川菱小印は川内火消
一提灯小籏共輪違は町火消
一小籏灯燈共に招きの付候は早騷と云ひて不時の廻番
一、徒目付
法被赤縞提灯紋の外赤鱗付
一、郡奉行
小籏提灯共に立浪は水懸り
一、旗元足輕
法被赤九曜
一、並足輕
法被白九曜上双麻双印法被
一、小人目付
淺黄鱗柿鱗
一、小　人
淺黄九曜
一、會の字は作事方
行列役人提灯の外赤九附
一、町同心
菖蒲皮染一ツ釘貫

火報器は始め太鼓を用ひしが、綱村君のときより、打鐘に改む、火の見櫓は始め櫓丁に設けたりしを後ち北一番丁

勾當臺通の角に移せり、其の他は愛宕山、龍寶寺山の二ケ所なり。

消防用具は龍吐水、張籠の水桶、梯子、鳶口、指又、纏、團扇等重なるものなりしと云ふ。

龍吐水は當時新鋭の利器なるは云ふまでもなし、これに次ぐものは團扇なり、團扇は横徑九尺餘り左右に太糸を結びて長く垂れ柄の長さ三間餘大竹を用ひたる巨大のものなり、これを多勢の勇肌にて押立て火燄に向けてくだんの糸を引くもの柄を握るもの調子を合せ鬨の聲を揚げ煽ぎ立つれば、神風の起りてこれを吹き消すが故に新米の赤鬼運など流石にこれには辟易して其の鋒を收めたりと、この團扇は明治初年迄用ひられたり、亦地方によりては蓆旗を用ひてこれに代へしとなん。

第三章　仙臺消防組

第一節　消防組の組織

一、私設消防時代

廢藩置縣後仙臺城下の警備は舊藩制を踏襲し任俠なる町火消をしてこれに當らしめたるが、頓て新政府の治下に仙臺區職制布かれ一廳六寮に分る、而して消防に關する事務は軍部寮衞守陣に屬するに至り、明治二年衞守陣火防規則の制定あり、其の職制は督制一人、副制一人、衞士長二人、守卒長二人、衞士五十人、守卒百十人、監卒二十人を一隊として編成し、使用器具は、梯子、大桶、火笈、鳶嘴、熊手、鎌、龍吐水等なり、此等の購入保存は計部寮の營修司其の衝に當り、外に市井係ありて、專ら水道係を督し、水賦の便をなさしめたり。

出動規定としては、小火の場合は半隊を、大火の時には一隊を出動せしむるを當規とす、若し火勢陸軍營其の他官公衙に近きか又は危險を覺ゆる場合には、二、三隊の火防特別隊を繰出して隊總之を指揮するものとす、之れと一緒に輜重役も出役して行動を共にせり、すべて、旗、提灯、目印は師の卦を以て章とし、町火消組も衞守陣の指揮下に屬して出役せしめたり。

而して當時見張番所を芭蕉辻、田町、新傳馬町、通丁に置き、また北一番丁には火の見櫓の設置あり。

明治八年三月太政官達第二十九號行政警察規則の發布ありて其の第二章第二十五條以下に

出火ノ節ハ巡査出火ノ合圖ヲ爲シ一般人ニ知ラシム、但シ燃失ニ罹ル家ハ其家ヲ助ケ消防ノ事モ勤ムベシ、消防人已ニ集ルニ至レバ勉テ亂雜及窃盜ヲ防ク事ニ注意スベシ。

同斷ノ節第一ニ其人ヲ救ヒ出シ次ニ書斷金貨等ヲ出スベシ、又官廳其ノ他區戸長等ノ宅ハ文書第二ニ取出スベシ

以上の如く火災時に於ける警察官の心得を規定せらる。

明治十年十月九日宮城縣號外達消防章程の發布あり、これに基き同十二年始めて組員百三十二人を以て制統ある町火消組を組織し、同年仙臺區會の決議により一ケ年金一千五百圓の定額を以て仙臺警察署に之れを委囑し、爾後毎年これを例とせり。其の後明治十四年甲第百九十二號を以て消防組設置屆の布達、明治十七年七月十日甲第六五號を以て左の消防組設置規則の布達ありて消防法令の形態を整ふ。

甲第六五號

消防組設置規則左ノ通相定メ明治十四年十二月甲第百九十二號布達ハ廢止ス。

但從前屆濟之分ト雖モ更ニ屆出認可ヲ受クヘシ

明治十七年七月十日

宮城縣令　松平正直

消防組設置規則

第一條　消防組ヲ設置セントスルニハ左ノ項目ヲ詳記シ戸長（區ハ區長）ノ奥書ヲ受ケ所轄警察署又ハ警察分署ヲ經テ縣廳ニ屆出認可ヲ受クヘシ、但組合ヲ解散シ又ハ變更スルトキハ本文ノ手續ニ依リ屆出ツヘシ

一、費用支出方法（區町村費又ハ有志醵金等ノ別）

二、消防夫族籍氏名年齢

三、役員ノ名稱

四、火防器具ノ種類

五、組合ノ徽號服章

第二條　消防夫ノ進退黜陟ハ組合ノ推撰ニ依リ所轄警察署（警察分署所轄ハ該分署ヲ經テ）ニ屆出認可ヲ受クヘシ但改撰ヲ要ス可キモノト認ムルトキハ更撰セシムルコトアルヘシ

第三條　出火場ハ勿論平常操練其他組合ニ關シテハ總テ警察官ノ指揮ニ從フヘシ

右布達候事

明治十七年六月廿七日　　宮城縣令　松平正直

明治二十二年九月九日前項消防組設置規則を左の如く改む。

縣令第六〇號

消防組設置規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治二十二年九月九日　　宮城縣知事　松平正直

消防組設置規則

第一條　市町村ニ於テハ消防組ヲ設置スヘシ

土地ノ狀況ニ依リ數組ニ分チ又ハ數町村ヲ合セ設置シ若クハ所轄警察署又ハ警察分署ヲ經テ縣廳ノ許可ヲ受ケ設置セザルコトヲ得

第二條　消防組ヲ設置スルトキハ左ノ事項ヲ記シテ所轄警察置又ハ警察分署ニ報告スヘシ

但組合ヲ分合又ハ變更スルトキハ本條ニ據リ報告スヘシ

一、組合ノ名稱

一、組員ノ族籍職業氏名年齢

一、器具ノ種類及其個數

一、組合ノ徽章及服裝

一、消防上ノ賞與弔慰及負傷者ノ手當支給方法

一、消防費支出徵收方法及其額

第三條　消防組ハ火災警備及其消防ニ從事スヘシ

但大風雨、洩水其他非常時變ニ際シテハ其防護ニ從事スヘシ

第四條　消防組ハ平時ト非常ノ際トヲ問ハス警察官ノ指揮命令ニ從フヘシ

第五條　消防組員タル者ハ其ノ市町村ニ住居シ年齢十六年以上五十年以下ノ男子ニシテ身體强壯且ツ酒癖ナキ者ニ限ルヘシ

但役員ノ年齢ハ本條ノ限ニアラス

第六條　市立消防組ハ喞筒組火防組ノ二種ニ分チ左ノ役員ヲ置クヘシ

一、消防總長
一、喞筒車長
一、火防長
一、喞筒副車長
一、火防副長
一、喞筒小頭
一、火防小頭

第七條、町村立消防組ニハ左ノ役員ヲ置クベシ
但便宜組員ノ分擔ヲ定ムルコトヲ得
一、消防長
一、消防副長
一、消防小頭

第八條　消防組員ハ市町村長之ヲ任シ所轄警察署ノ承認ヲ受クヘシ

第九條　消防組ハ左ニ掲クル器具其ノ他ノ消防ニ必要ナル器具ヲ備フヘシ
一、喞筒又ハ雲龍水若クハ龍吐水
一、梯子　一、刺叉　一、提燈　一、桶大小　一、旗又ハ纏

第十條　市町村立消防組ニ關スル費用ハ其市町村ノ負擔トス

第十一條　消防費ニ關スル細則ヲ設ケタルトキハ所轄警察署又ハ警察分署ヲ經由シ縣廳ノ許可ヲ受クヘシ

第十二條　本則第二條第三條第四條ハ私立消防組ニモ亦之ヲ適用ス

明治二十二年四月一日市制を施行して舊殼を脱したる仙臺市は同年六月十九日市會の決議を經たる豫算金一千四百圓を以て市内消防事務一切を舊慣に依り仙臺警察署に委囑せんとしたりしに、宮城縣知事は内務大臣の訓令を體し消防組を以て市町村條例の下に組織すべきものとし、同廿三年三月縣令第十四號を以て其の定むる所の消防組設置規則を廢止し同時に市町村長は所轄警察官と協議して新に市町村消防組を組織すべきを訓令したり、其の令達左の如し

縣令第一四號

明治二十二年九月縣令第六〇號消防組設置規則ヲ廢止ス

宮城縣知事　松平正直

郡、市長

明治二十三年三月十二日

訓第一七號

今般縣令第一四號ヲ以テ客年縣令第六〇號消防組設置規則ヲ廢シタル趣意ハ消防組ノ如キハ市町村條例トシテ規定スルヲ得ヘキモノナルヲ以テナリ然レ共該防衛實施ノ忽ニスヘカラサルハ勿論水火災ニ關スル事項ハ警察官ノ職權ニ屬スルヲ以テ市町村ノ設立ニ係ル消防組ト雖モ所轄警察署又ハ分署ノ監督ニ屬シ尙警察官臨場ノ際ハ其指揮ヲ受クヘキモノトス就テハ市町村ニ於テ右ノ旨意ヲ誤ラサル樣注意シ又消防組ヲ設置シ該規則ヲ設クル場合ニ在リテハ所轄警察署長又ハ分署長ト協議ヲ遂ケシムル樣豫メ注意セラルヘシ

宮城縣知事　松平正直

明治二十三年三月十五日

然れども我が仙臺市の如きは其の組織既に久しく今にして改更の要なきが故に同年五月三十一日付を以て從來の通り仙臺警察署に消防事務を委囑せんことを左の如く知事に上申せり。

庶第六〇五三號

今般縣令第十四號ヲ以テ客年縣令第六〇號消防組設置規則廢止相成候ニ付消防組ヲ設クルトキハ所轄警察署長ト協議スヘキ云々訓第一七號ヲ以テ、御訓令相成候處當市消防組ノ如キハ從來組成シアリ其事務ハ明治十二年以來仙臺警察署ニ委囑シ當市ハ年々金若干ヲ支出シ該事務ハ總テ同署ニ於テ取扱來リ候ニ付市制施行ノ始メニ當リ消防事務ハ將來共舊慣ヲ襲ヒ仙臺警察署ニ委囑致度旨市會ノ議決ニ因リ之レカ御指揮ヲ請ヒ從前之通同署ニ委囑致置候ニ就テハ消防組設置規則ノ存廢ニ拘ハラス當市ニ於テハ更ニ消防組ヲ組成シ該條例ヲ設定スルノ要用無之儀ト存候且條例ノミ設定スルモ消防組指揮監督ハ勿論消防一切ノ事務ハ總テ警察署ニ委囑スルハ實ニ消防事務取扱上便利有益ト相考候ニ付向後共從來仙臺警察署ニ委囑致置候通變更不致候樣仕度候間御許可被下度此段上申候也

明治二十三年五月三十一日　　仙臺市長　遠藤庸治

宮城縣知事　松平正直殿

これに對し縣當局に於ては、自治制實施の今日市本然の事務なること疑なきも今新しく市にて取扱ふことの不便不利なる事情を諒察し且つ再應の協議默し難く、遂に特別取扱として左の如く當分聞屆くとの指令を與へたり。

本年五月三十一日庶第六〇五三號消防事務取扱方從前ノ通リ仙臺警察署ニ委囑ノ件上申ノ趣當分中聞屆ク

明治二十三年六月三十日　　宮城縣知事　松平正直

同時に仙臺警察署に對し左の通達あり

仙臺市長ヨリ消防ニ關スル雜務ハ從前ノ通仙臺警察署ヘ委囑置度旨上申ノ處右ハ當分ノ中聞屆相成候條諸事從來ノ振合ニ依リ取扱フ儀ト心得ヘシ

明治二十三年七月十八日　　宮城縣警部長　菅井誠美

然るに其の後消防費の出納は會計法規上仙臺警察署長（出納官吏）に於て取扱ふべきものに非らず、强ひて之を取扱はんとするには主務大臣の認許を請ふべきものなりとの理由に基き、翌二十四年二月廿五日付を以て消防費取扱に關する事項を左の如く取消されたり。

發第二〇三號

明治二十年六月消防事務當分ノ中仙臺警察署ニ委囑ノ件聞屆候處消防費取扱ニ關スル事項ハ之レヲ取消ス

明治二十四年二月廿五日　　仙臺市長　遠藤庸治

宮城縣知事　松平正直

これと共に同年三月五日宮城縣警部長より會計事務の引繼を受け爾來仙臺市參事會に於て其の事務に任ぜり。（當時の參事會は執行機會なり）

二、公設消防

明治二十七年四月に至り勅令第一五號を以て消防規則發布せられ、同年五月宮城縣令第一九號を以て消防組規則施行細則並に同月部訓示第六號を以て消防組細則施行手續を定め、同月十二日縣令第二〇號を以て左の如く消防組の設置區域名稱等を定められたり。

縣令第二〇號

消防組ヲ設置スル地及組員左ノ通リ定ム但シ從來消防組ニシテ本令ニ揭ケサルモノハ廢止ス

明治二十七年五月二十二日　　宮城縣知事　勝間田稔

記

郡市名	消防組設置區域	消防組名	消防組員
仙臺市	仙臺市	仙臺消防組	百八十人

（以下省ク）

（註）

後年仙臺市に合併せられたる原町及長町（當時茂ケ崎村）消防組も同時に設置せられたるものなり。

當時同縣令に依り設置せられたる仙臺市以外の縣下の消防組を參考の爲め左に掲ぐ

郡市名	消防組設置區域	消防組名	消防組員 新設	消防組員 從來
宮城郡	鹽釜町	鹽釜消防組	七〇	七七
	原町	原町消防組	六〇	四六
名取郡	岩沼町	岩沼消防組	七〇	七〇
	增田村	增田消防組	六〇	六〇
	茂ケ崎村	茂ケ崎消防組	五〇	五一
亘理郡	亘理町	亘理消防組	五〇	二一七
	逢隈村	逢隈消防組	四〇	四〇
柴田郡	大河原町	大河原消防組	六〇	六八
	村田村	村田消防組	七〇	一一九
刈田郡	白石町	白石消防組	八〇	一五二
伊具郡	角田町	角田消防組	八〇	四〇
	丸森村	丸森消防組	四〇	三三六
黑川郡	吉岡町	吉岡消防組	六〇	七〇
	富谷村	富谷消防組	四〇	四五
登米郡	登米町	登米消防組	七〇	七三
	寶江村	寶江消防組	四〇	五〇
	米谷村	米谷消防組	五〇	四五
	佐沼町	佐沼消防組	五〇	五〇
	石森村	石森消防組	五〇	五七
	石卷町	石卷消防組	一二〇	一五一
牡鹿郡			四〇	五八
桃生郡	飯ノ川村	飯ノ川消防組	八〇	四六三
	深谷村	深谷消防組	八〇	二九七
	氣仙沼町	氣仙沼消防組	六〇	一〇〇
本吉郡	本吉村	本吉消防組	七〇	七五
	涌谷町	涌谷消防組	一〇〇	一〇〇
遠田郡	古川町	古川消防組	五〇	五〇
志田郡	松山町	松山消防組	五〇	五五
	三本木町	三本木消防組	六〇	六一
加美郡	中新田町	中新田消防組	四〇	六五
	宮崎村	宮崎消防組	五〇	四七
玉造郡	岩手山町	岩手山消防組	四〇	三五
栗原郡	築館村	築館消防組		

	高清水村	高清水消防組	五〇	六三
	若柳町	若柳消防組	六〇	六三
	岩ケ崎町	岩ケ崎消防組	五〇	五〇

次て同年九月十九日又左の如く追加さる

名取郡	愛島村	愛島消防組	六〇	—
伊具郡	藤尾村	藤尾消防組	三〇	—
	館矢間村	館矢間消防組	四五	—
	金山村	金山消防組	三〇	—
刈田郡	福岡村	福岡消防組	六〇	—
	宮村	宮村消防組	六〇	—
	齋川村	齋川消防組	三〇	—
	越河村	越河消防組	五〇	—
	小原村	小原消防組	五〇	—
	七ケ宿村	七ケ宿消防組	一〇〇	—
柴田郡	金ケ瀬村	金ケ瀬消防組	三〇	—
	船岡村	船岡消防組	六〇	—
	槻木村	槻木消防組	一〇〇	—
	富岡村	富岡消防組	五〇	—
	川崎村	川崎消防組	八〇	—
登米郡	米川村	米川消防組	四〇	—
桃生郡	中津山村	中津山消防組	七〇	—
	御岳村	御岳消防組	四〇	—
本吉郡	田尻村	田尻消防組	五〇	—
遠田郡	南郷村	南郷消防組	八〇	—
	大崎村	大崎消防組	三〇	—
玉造郡	金成村	金成消防組	三〇	—
栗原郡	澤邊村	澤邊消防組	三〇	—
	有賀村	有賀消防組	三〇	—
	大岡村	大岡消防組	三〇	—
	宮野村	宮野消防組	三〇	—
	一迫村	一迫消防組	五〇	—
	金田村	金田消防組	三〇	—
	長岡村	長岡消防組	三五	—
	藤里村	藤里消防組	五〇	—
加美郡	色麻村	色麻消防組	三〇	—
牡鹿郡	渡ノ波村	渡ノ波消防組	四〇	—

是に於て舊消防組を新組織に改め組員百八十人を包容せる公設消防組となれり、爾後明治三十三年五月內務省訓令

第一六號消防組點檢規則、同三十七年十一月縣訓令第二七號消防組勤功證書授與規程、同月縣訓令第五八號消防組禮式、同三十七年十一月部訓示第七五號消防組演習規程、同四十一年十二月縣令第七七號消防組奬勵規程の發令、大正五年六月二日縣令第二二號消防組規則施行細則の改正、同年九月三十五日訓令乙第二一二號消防組規則施行細則手續の制定により、明治二十七年五月部訓示第六號消防組細則施行手續及明治三十七年十一月縣令第五七號消防組勤功證書授與規程の廢止、大正十二年二月八日縣令第二號消防表彰規程の制定ありて明治四十一年十二月縣令第七七號消防組奬勵規程の廢止、大正十二年六月十三日訓令第一三號消防操典及同年十一月八日訓令乙第三一三號消防表彰規程施行手續の制定等、幾多の改廢ありて諸制度燦然として完備し、逐年改善せられたり。

其の間組員の消長ありしが、昭和三年三月三十一日宮城郡原町及七郷村の内南小泉、並に名取郡長町の仙臺市に合併せられたる爲め、原町及長町の各消防組は一旦これを解放し、更に改めて仙臺消防組員として採用し、又七郷消防組に屬する南小泉組員も同時に仙臺消防組に編入せられたり。其の人員は各舊組員全員にして原町百名、長町百名南小泉分二十五名、計二百二十五名なりとす。

次で同年十二月組織を革めて三部制となし、組頭大島榮吉氏勇退、其の後任として實業家青山惣吉氏の任命あり、第一部長に元組頭大島榮吉氏、第二部長に元原町消防組組頭鳥山正三郎氏、第三部長に元長町消防組係長丹野忠治郎氏各任命せらる、而して部制施行當初に於ける各部の配置左の如し。

第一部（元仙臺消防組員及元七郷消防組員）	二八五人	第二部（元原町消防組員） 一〇〇人
第三部（元長町消防組員）	一〇〇人	

第一部長大島榮吉氏は、仙臺消防組々頭たること實に十有八年の久しきに亘り、我が仙臺市の消防界の爲めに全力を捧げ、機械の整備施設の充實に出精し、就中自動車喞筒の設備、常備班の設置等に盡力して之れを遂行し、又能く

後進を指導誘掖し、衆望を一身に聚め、尚組織改編後第一部長として舊市部の組員を統率して組頭を補佐す、其の功績實に宮城縣消防界に燦然たり。

第二部長鳥山正三郎氏は原町消防組の仙臺市に合併せらるゝ迄七年間同町消防組頭として在職し、其の間鋭意機器の整備、被服の統一、組員の訓練、施設の充實に專念し、其の偉績炳乎として輝く、改編後第二部長として消防報國の使命に邁進す。

昭和五年第三部長丹野氏辭任佐藤孝氏其の後任を命ぜらる、同七年四月七日青山組頭急逝、新組頭として前仙臺市長山口龍之助氏を迎へ、同年八月其の任命を見たり、衆望を負ひて就任せる新山口組頭は五百有餘の組員に其の抱負を披瀝せり。

一、消防機械器具設備の完成
一、消防技術の研究
一、諸規定の研究
一、消防組合の組織其他

以上四綱目を樹立し更に左の細目に分類してその向ふべきところを示せり。

一、水管自動車の設備
二、消火劑搭載オートバイの設備
三、高層鐵製梯子の設備
四、山林消防の特設
五、消防用電話の架設
六、消火栓水壓圖表の調製
七、腕用磁石の設備
八、常備消防服務及職務規程の制定
九、出張規定の制定
十、缺勤者常備の取扱方法
十一、自動車喞筒檢査規定の制定
十二、出動に關する細目規定の制定

以上は其の一端なるが、義勇、常備の機微なる關係を考慮し着々其の所信に向つて實現を期しつゝあり。

次で昭和七年十二月名取郡西多賀村も亦仙臺市に合併せる爲め同村消防組は自然解散するに至り、更に同組員六十名の内より四十名を撰抜し、仙臺消防組員として採用の上第三部に編入せり。

明治十二年消防組組織以來組員の變遷左の如し。

年次	組員數	仙臺市人口	備考
明治十二年	一三二	五五、二一三	各町町火消組を統一して仙臺消防組を組織
同　廿二年	一四二	八六、三五二	市制施行
同　廿四年	一七四	五八、六七九	
同　廿七年	一八七	六一、〇四〇	
同三十二年	二〇〇	七一、五四五	勅令發布により公設消防組となる
同三十六年	一九五	九三、七七六	
同三十七年	二一八	九三、三二二	
同四十一年	二四〇	九一、一七二	
同四十二年	二五〇	九二、〇八二	
同四十四年	二七〇	九六、〇二八	
大正　四年	二八〇	一〇一、〇九三	
昭和　三年	五二五	一七一、〇〇二	
同　四年	五〇〇	一七九、三七五	原町、長町及七郷村の内南小泉仙臺市に合併の結果增員、三部制を布く。
同　六年	四八〇	一八九、〇一五	

同　七年　五二〇　二〇三、三八三　西多賀村仙臺市に合併の結果增員。

消防組組織以來副組頭を置かざりしが、消防事務逐年繁劇を加ふる爲め、昭和八年二月二十日退役陸軍歩兵少佐庄司正氏の任命を見るに至り、曩に山口組頭の就職と相俟つて首腦部に一新紀元を劃せり。消防組開設以來首腦部の變遷亦左表の如し。

組頭 任命年月日	組頭 氏名	副組頭 任命年月日	副組頭 氏名
明治十二年	中嶋新吉	昭和八年二月二十日	庄司正
同　廿四年	齋藤長兵衛		
同二十八年	岩淵嘉藏		
同四十四年	上野勘十郎		
同四十四年	大島榮吉		
昭和三年十二月十五日	青山惣吉		
同七年八月十三日	山口龍之助		

部	任命年月日	氏名
長	昭和三年十二月十五日	大島榮吉
第一部	昭和三年十二月十五日	鳥山正三郎
第二部	昭和三年十二月十五日	丹野忠治郎
第三部	同五年	佐藤孝

明治中興以來文治政を爲し、法度周密にして火災を防壓するの機械具備せしより、警鐘の聲隨つて稀なるに至りしは、固より聖德の致す所にして畏くも　聖上陛下には我消防事業に深く御聖慮を須ゐさせ給ひ　昭和四年一月六日全國消防二百萬代表二萬五千名を御親閲遊ばされ、古今未曾有の盛儀に浴せし全國組員一層盡忠報國の念を固うせり。

次で我が大日本消防協會積年の翹望達せられ、畏くも梨本宮守正王殿下を總裁に奉戴し、昭和九年五月三日東京日比谷公會堂に於て盛式擧行、殿下より忝くも令旨を賜はる、參列全國消防組代表一千二百九十七名、我が宮城縣參列代表二十三名、同年七月二十一日宮城縣會議事堂に於て縣下消防組員代表組頭、各警察署長、各市町村長等參列の上最も嚴肅裡に令旨傳達式を擧行し、次で組頭事務打合會を開催し、開會勞頭令旨に奉答の左記決議文を滿場起立嚴肅裡に決議せり。

決　議　文

吾等消防組員多年ノ仰望爰ニ實現シ　梨本宮殿下ヲ大日本消防協會總裁ニ奉戴スルノ光榮ニ浴シ更ニ親シク令旨ヲ賜ヒテ消防組員ノ向フトコロヲ明示シ給フ。洵ニ歡喜感激極リナシ。本日支部長閣下ノ御傳達ヲ仰キ感激更ニ新ナリ。吾等ハ今後令旨ヲ服膺奉體シ協心戮力消防精神ノ振作更張ニ務メ消防組ノ使命遂行ニ邁進以テ此榮譽ヲ益々顯揚センコトヲ期ス。

右謹ンデ決議ス

我が仙臺消防組に於ては更に組員に對する　令旨傳達式を昭和九年九月廿一日秋季消防演習當日の剪頭嚴肅裡に擧行し益々消防本來の使命に邁進するの念を固うせり。

第一項　組織及命免

明治初年に於ける消防組の組織は區々にして一定せず、明治十七年七月十日第六五號を以て消防組設置規則の布達を見たるも、これが明文なき爲め、當時古川警察署長より左の上申ありたり。

本年七月甲第六五號ヲ以テ消防組設置規則布達相成候處右役員名稱之義ハ其頭取ヲ消防部長ト云ヒ取締ト云ヒ組頭ト云ヒ幹事ト云ヒ又ハ頭取ト云ヒ其以下小頭伍長等ノ役名ニ至リテモ種々ノ名義ヲ附シ錯雜窮リナク體面上其宜ヲ得サルハ勿論進退指揮上ニモ甚タ差支有之候條何町村消防組頭取小頭伍長ト唱フル如ク本縣下一般同樣ノ名稱相附サレ候樣致度就テハ消防組組織屆出候節ハ書面屆之趣認可候事但役名ノ義ハ何々何々ニ區別スヘシト御指令相成歟又ハ各警察署ヘ其心得方御達可相成歟兎角一體之名稱相用候方頗ル其宜ヲ得候義ト存候條此段上申候也

明治十七年七月廿三日

古川警察署長

宮城縣令　松平正直殿

警部　增永洋吉

これに對し警察本署長(警察部長)は左の通達を發す。

乙發第八二二號

今般甲第六五號ヲ以テ消防組設置規則布達相成候ニ付テハ消防組役員ノ名稱管内區々ニ相成居テハ不都合ニ候間屆出之際左ノ通爲引直進達方可取計此旨及通達候也

明治十七年八月十五日

宮城縣警察本署長
警部長　高崎親章

各警察署長　同分署長殿

記

一、組頭　從來頭取又ハ幹事等ト稱シ來リタル類。
一、組頭副　同副頭取等ト稱シ來リタル類。
一、小頭　同伍長等ト稱シ來リタル類。

右ノ外ハ總テ申出ノ通

消防夫の進退黜陟は組合の推薦に依り所轄警察署又は分署を經て屆出認可を受けしむ。年齡に就いては制限なかりしが年少者にては十分なる能力を具備せず出火場等に於て前後の思慮辨別なく輕燥なる進退動作を生ずるの虞ありとし、左の通達を發したり。

乙發第一三一七號

各町村ニ於テ設置ノ消防組夫卒年齡之義ハ別段ノ制限無之候處今般滿十七年以上ノ者ニ非ラサレハ該組員タルヲ許サヽルノ内規ヲ定メ候條此段爲心得及通達候也

明治十七年十二月四日

宮城縣警察本署

各警察署同分署宛

明治二十三年二月二十七日達第八號消防組細則標準を設け、組織を左の如く定めらる。

消防總長

喞筒組

喞筒車長　喞筒一臺には一人を置き消防總長の指揮に從ひ部下組を指揮す。
喞筒副車長　喞筒一臺に一人を置き喞筒車長を補佐し車長不在の時は其職掌を代理す。
喞筒小頭　喞筒一臺に付二人を置き喞筒車長又は副車長の指揮を受け部下喞筒卒を指揮監督す。
喞筒卒

火防組

火防長　火防組に一人を置き警察官の命を受け又は消防總長の指揮に從ひ部下組員を指揮監督す。
火防副長　火防組に一人を置き火防長を補佐し火防長不在のときは其職掌を代理す。

火防小頭　火防卒十人毎に一人を置き火防長又は火防副長の指揮を受け部下火防卒を指揮監督す。
火防卒

以上の外用水係消防卒、纏持、旗持、梯子持等の分擔あり。
又監督機關として左の設けあり。

指揮者
部　長（指揮掛長）
指揮掛（巡査及火防組を監督す）
喞筒指揮掛（喞筒組を監督す）

以上の制度は市町村條令に依り設立すべきものとして明治廿三年三月十二日付廿二年縣令第六〇號消防組設置規則廢止に依り間もなく同年三月十五日一般的に廢止せられたるも、吾が仙臺消防組は更改の必要なくこれを存續せり。
明治二十七年二月勅令第一〇號消防組規則發布に依り、同年五月縣令第十九號消防組規則施行細則を以て組織を左の如く定めらる。

一、組　頭
一、小　頭
一、消防手（一等乃至三等に分ち）

而して喞筒係及火防係を設け、各係に係長を置き小頭を以て、之れに充て小頭は消防手十人乃至十五人若くは喞筒

一臺毎に一名を置き、消防手は市内住民中の志願者より之れを採用、警察署長これを命免し、組頭小頭は消防手より選拔警察部長命免せり。
消防手は年齡滿十八歳以上の男子にして素行善良身體强壯左記事項に抵觸せざるものより採用せり。

一、公權褫奪若シクハ停止中ノモノ
二、禁治產中ノ者
三、公費ヲ以テ救助中ノ者
四、懲戒處分ニ依リ消防ノ職務ヲ免セラレ滿三年ヲ經過セサルモノ

大正五年六月に至り縣令第二十二號を以て前項消防組規則施行細則を改正し、組織を左の如く改む。

一、組　頭
二、小　頭
一、消防手（一等乃至三等）

小頭は消防手十人乃至十五人若くは喞筒一臺毎に一名、一等消防手は小頭以上を除きたる總員の百分の十五二等消防手は百分の三十、三等消防手は百分の五十五とす、喞筒火防の二係は從來の如くにして係長は警察署長の指定したる小頭を以て之に充つることゝせり。
副組頭の設は從來なかりしが、本改正により始めて其の制度開かれ、又組頭は從來消防手中より任命するを以て原則となせるを時宜に依り消防手外より任命することを得るの途を開けり、蓋し人材を廣く求め時流に副ふの精神に外ならざるなり。
消防組員の資格は更に素質向上の目的を以て精選し、左記各號の一に該當する者は組員たるを得ざることゝせり。

一、懲役禁錮ノ刑ニ處セラレ滿三ケ年ヲ經過セス又ハ經過後ト雖トモ改悛ノ情ナキモノ
二、禁治産者又ハ準禁治産者
三、罹災救助以外ノ公費救助ヲ受クル者
四、懲戒處分ニヨリ消防組員ヲ免セラレ滿三ケ年ヲ經過セサル者
五、平素粗暴過激ノ言動又ハ酒癖アル者
六、素行不良又ハ身體虚弱ノ者
七、年齢十八年未滿ノ者及五十年以上ノ者但シ組頭小頭ハ此ノ限ニアラス

昭和三年隣接町村原町、長町及七郷村の内南小泉仙臺市に合併せられ組員増加すると共に部制を施行し、同七年西多賀村又合併増員し、現在に於ける編成左の如し。

區分		組頭	副組頭	部長	係長				常備班長	小頭					消防手					合計
					腕用喞筒	機械喞筒	火防	計		腕用喞筒	機械喞筒	火防	豫備	常備	計	一等手	二等手	三等手	計	
常備	第一班	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	四	二	五	八	一五	二〇
	第二班	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	六	二	一〇	一二
第一部		一	一	一	二	一	一	四	一	一	三	五	一	一	二〇	三五	六四	一二二	二二一	二四六
第二部		一	一	一	一	一	一	一	一	四	三	一	一	一	八	一四	二三	五三	九〇	一〇〇
第三部		一	一	一	一	一	一	二	一	七	二	二	一	一	一四	一四	三五	七七	一二六	一四〇
計		一	一	三	一	一	一	七	二	二二	八	八	一	五	四四	六七	一三三	二六二	四六二	五二〇

而して現在幹部の氏名を擧ぐれば左の如し。

組頭　山口龍之助
副組頭　庄司正

第一部

部長　大島榮吉
佛蘭西型腕用喞筒係長　阿部龜吉
機械喞筒係長　松浦龜吉
獨逸型腕用喞筒係長　吉田勇吉
火防係長　大島寅吉
第一號蒸汽喞筒組小頭　吉川半二
第二號同　佐藤忠治
第一號瓦斯倫喞筒組小頭　鈴木十次郎
第一號腕用喞筒組小頭　佐藤勝治
第二號同　齋藤喜平
第三號同　庄司勇松
第四號同　山岸榮一郎
第五號同　堀籠作兵衛
第六號同　北村仁吉
第七號同　八重樫大吉
第八號同　今野正吉
第九號同　新田慶治
第一〇號同　佐藤龜三郎
第一一號同　佐藤新吉
火防第一組小頭　熱海貞吉
火防第二組同　熱海丹次郎
火防第三組小頭　松平與太郎
火防第四組同　紺野久右衛門
火防第五組同　森忠四郎
豫備消防組小頭　二階堂宗吉

常備班

第一常備班長　小山伊勢治
同　小頭　田中重太郎
同　中塚麟三郎
同　島岡謙司
同　專任書記　鈴木熊之進
第二常備班長　吉田勇之助
同　小頭　高橋幸之助

第二部

部長　鳥山正三郎
係長　菊田安兵衛
自動車喞筒組小頭　高橋勇五郎
瓦斯倫喞筒組同　根本平藏
同　小野平三郎
第一號腕用喞筒組小頭　小松與四郎

第二號同	小畑勝治	第一號腕用喞筒組小頭	安齋今朝之助
第三號同	齋藤耕造	第二號同	相原房太郎
第四號同	木皿松三郎	第三號同	相澤安三
火防組小頭	渡邊慶藏	第四號同	芳賀市太部
第三部		第五號同	森源之助
部長	佐藤孝	第六號同	松浦久治
係長	相原養作	第七號同	加藤一丸
同	庄司善三郎	火防組小頭	川村廣吉
自動車喞筒組小頭	板橋常吉	火防組小頭	庄子利吉
同	佐々木文治		

第二項　設備及給與

イ、設　備

公設以前の消防組設備を現今に比較するときは甚だ幼稚なりしは言を俟たず、明治二十七年公設消防組組織せられ始めて形態を整ふ、當時に於ける器具機械は

喞筒	七	纏	一	竹梯子	六
提灯	二七	刺叉	六	鳶口	四〇
旗	一三	斧	四	鋸	四
桶	三〇	水管車	一	器械運搬車	一
掛矢	二				

等にして外に若干の雜品あるに過ぎず、喞筒は初め佛蘭西形甲號喞筒四臺、獨逸形乙號喞筒一臺の外小喞筒四臺に過ぎざりしが、後ち獨逸形甲號喞筒二臺を購入し、明治二十六年五月五月小喞筒を東二番丁、木町通、南材木町、東六番丁の四小學校に分置して警備に充てたり、明治二十七年五月發布の細則により喞筒は一分間一石以上の噴水量あるものに限らるゝに依り漸次數量を增加し、之れを各所に分置し、以て非常に備へたり。

明治三十九年仙臺警察署巡査部長粟野宗質氏V字形の水管を案出し、一臺兩用の工夫をなせしかば、翌年一月の出初式に之を試用し、又實地に應用して以て大に之れを便とせり、當時に於ける腕用喞筒及其の置場は左の如し。

第一號喞筒	仙臺警察署內	明治十年設備
第二號喞筒	名掛丁鐵道踏切	明治二十二年設備
第三號喞筒	八幡町入口	同
第四號同	南鍛冶町坂下	同
第五號同	市役所前	明治三十年設備
第六號同	芭蕉辻	明治二十五年設備
第七號同	上染師町五ツ橋通角	同
第八號同	南材木町小學校前	明治二十二年設備
第九號同	宮町北二番丁通角	明治三十六年設備
第一〇號同	北鍛冶町北六番丁角	同

時代の進運は到底是等舊式なる器具に滿足せず機械喞筒の必要に迫られ、明治四十年當時新鋭を矜る蒸汽喞筒一臺を購入し次で同四十二年一臺を設備し、越えて大正八年一月瓦斯倫喞筒二臺を備へ以て充實を圖りしが、大正八年三月二日南町大火の慘劇に刺戟せられ翌九年瓦斯倫喞筒三臺を設備するに至れり、然れども時代の進歩は到底斯の如き小規模の設備を以ては滿足せず大正十三年喞筒自動車ハドソン號及スチュドベーカ號の二臺を購入するに至れり。然れども膨張せる大仙臺市の警備としては固より充分ならず、ここに於て老朽使用に堪へざる腕用及瓦斯倫喞筒等は逐次これを廢して喞筒自動車の設備に邁進し、昭和三年ハドソン號一臺、同四年同一臺、同六年レオー號一臺を相次で設備せり、昭和三年及同七年隣接町村合併によりこれ等町村消防組使用器具の引繼を受けたるが内喞筒の種類數量左の如し。

區分	喞筒自動車 記號	喞筒自動車 數量	瓦斯倫喞筒	腕用喞筒	計
舊原町消防組分		二	一	一二	一五
舊長町消防組分				三	三
七郷村				一	一
		一		四	五
		一	一	四	六
舊西多賀消防組分					
計					

而して現在器具機械の主なる設備左表の如し。

名稱	數量	各部配置 常備班	第一部	第二部	第三部	名稱	數量	各部配置 常備班	第一部	第二部	第三部
喞筒	三三	五	一四	六	八	喞筒自動車 スチウドベーカ	一	一			
同内譯						同ハドソン	三	三			
同レオー	一	一			一	同口	一〇二		五三	一八	三〇
同ゲラハムブラザー	一					鋸	一一		八		三
同タッチブラザー	一		一	一	一	斧	一七		二	一	二
計	七	五			一	鉈					
蒸氣喞筒	二		二	一		唐鍬	三二	二二			
瓦斯倫喞筒	二			一		釣瓶	一七		七	五	
腕用喞筒	二二		一一	四	七	提灯	九一	七	四八	一五	二一
水管車	一		一	一		喇叭	七	二	一	二	二
運搬車	五		三	一	一	手旗					
經	二		二			警鐘	二四		一	五	八
標旗	四八	一一	一五	〇	一二	機械置場	三一	二	一五	六	八
梯子	一〇	一	五	二	二	救命具	一	一			
刺又	五		三	一	一	防煙マスク	一二	一〇		一	一
掛矢	五		三	二							

口給與

明治十年消防章程實施當時消防夫には若干の足留料を支給せり、然れども其金額審ならず、出場手當は出火の度毎

に金十二錢五厘を支給せり、明治十三年の交火災季節の警戒出場には夜十二時より勤務せしめ、一夜に付き十錢の手當を給せり。

明治二十七年五月宮城縣令第十九號消防組規則施行細則發令により被服其他の支給左の如く定めらる。

給　與　種　類

一、被　服　二、月　手　當　三、出場手當　四、死傷手當　五、功勞手當

被服は頭巾、法被、股引、手袋、足袋の五種類にして其の保存は實用に堪ふるを程度とせり。

月手當及出場手當は左の如し。

區分	月手當	出場手當
組頭	四圓	十五錢
係長	一圓五十錢	十二錢
小頭	八十錢	同

區分	月手當	出場手當
一等手	五十錢	十錢
二等手	四十錢	同
三等手	三十錢	同

出場手當ハ水火災其他警防ニ從事シタルトキ及ヒ演習儀式訓練巡邏若シクハ喞筒掃除等ノ職務ニ從事シタルトキ之レヲ給ス

水火災ノ際召集ニ應シタル者ニハ其ノ警防ニ從事シタルト否トニカヽハラス前表ノ外辨當料、蠟燭、草鞋料若干ヲ給ス

死傷手當の區分左の如し

一、弔　祭　料

重傷死に至る者に金十圓より少からず金三十圓より多からざる額を給す親屬故舊なきものは市町村長に於て便

宜處分することゝせり

一、遺族扶助料

金五十圓より少からず金百圓より多からざる額を寡婦に給す寡婦なきときは相續の孤兒に孤子なきときは祖父母若しくは二十歳未滿の兄弟姉妹の内にて死者に依り從來生活を爲したるものに給す

一、傷痍扶助料

一等傷（終身不具トナリ自用ヲ辨スル能ハサルモノ）は金六十圓より少からず金百圓より多からざる額を給す

二等傷（終身不具トナルモ自由ヲ辨シ得ルモノ）は金十圓より少からず金五十圓より多からざる額を給す

一、療　治　料

一日金五十錢以内に於て傷痍の狀況に依り特に金七十錢を增給す

功勞手當は消防組若くは組員にして職務上拔群の功勞あるとき賞與す、其の額は五圓以内とせり、被服につき明治三十五年一月廿一日縣令第七號を以て小頭以上に洋裝を併用し、火の徽章を附したる洋服を支給することゝなり實施したりしが、實務に適せず單に式場用なりとの非難を受けて自然廢絶に歸したりしが、大正五年六月縣令第二十二號現行消防組規則施行約則の改正に依り諸給與左の如く改正せられ、之れを實施せり。

給　與　種　類

一、被　服

イ、甲　種　一、帽　一、衣　一、袴　一、卷脚絆　一、外套　一、靴

ロ、乙　種　一、帽　一、法服　一、股引　一、腹掛　一、帶　一、足袋　一、手袋

組頭及小頭には甲種又は乙種消防手には乙種を、又常備消防手には甲種を給するの規程にて、給與の實際は組頭以下乙種を、常備消防手には卷脚絆外套を除きて支給せり。被服の使用期間は從來の如く其の用に堪へ得るを以て限度とす。

二、月手當及出場手當支給標準左の如し

區分	月手當	出場手當
組頭	十圓	
部長	五圓	
係長	二圓	
小頭	一圓廿錢	七十錢
消防手 一等手	七十錢	七十錢
消防手 二等手	六十錢	一圓
消防手 三等手	五十錢	一圓
小頭	一圓	廿五錢以上
消防手	五十錢以上	二十錢以上

右標準に基き左の如く實施せり。

出場手當	
火災出場	喞筒掃除 警戒 演習

以上の外蠟燭草鞋代等給與の規定あるも實際には適用せず。

三、死傷手當

一、弔祭料　二十圓以上

二、遺族扶助料　百圓以上

三、傷痍手當　イ、一等傷　廢疾トナリ自由を辨シ得サルモノ　六十圓以上

ロ、二等傷　一等傷ニ該當セサルモノ　二圓以上

四、救助料　三日以上職業ニ從事シ得サルモノ　一圓五十錢以上

五、療治料實費

弔祭料並遺族扶助料は寡婦に給す、寡婦なきときは相續の子女に、子女なきときは父母祖父母に、父母祖父母なきときは死者により從來生活を爲したる兄弟妹姉に給す。

又滿十年以上勤續し品行方正技術熟達他の模範と爲すに足る者にして退職事由正當なるときは一時金五圓以上の退職手當を支給することあり。

第三項　服務及規律

消防組は警察官の指揮命令に從ひて進退し且つ平素其の監督を受くべきことは消防組組織の始めより一貫するところにして終始渝るところなく、布達訓令常に又これを反覆せざるはなし、明治二十七年二月勅令發布により公設消防組の獨立團體となり、以て消防組施行細則第三章に於て職務の明文を設け、更に大正五年六月縣令第二十二號の改正に於て第四章に服務及規律の條項を明記し、一層その據るところを明示せり。

第四項　演習

消防組の演習は明治二十三年二月達第八號消防組細則標準の示す處にては年一回以上とせしが、明治二十七年五月

縣令第十號消防組規則施行細則にて毎年二回乃至四回に定めたるを現行細則に於て毎年二回以上とし、更に大演習小演習の種類をも定めたり。

第五項　信號

イ　警鐘

出火を報ずる警鐘は舊記に依れば

一、東享三年（四代綱村公時代）火見櫓荒町勘太夫家の上に建つ（眞藩史稿）

一、寛永五年九月廿九日國分町火の見櫓燒失により虚空藏山を火の見となす（同）

一、元文三年八月國分町より北一番丁に火見櫓を移し新鐘を掛く（同）

一、文政五年虚空藏へ定火鐘を備ふ（同）

元文三年八月國分町より北一番丁に移したる火見櫓は卽ち現在の北一番丁勾當臺通角にあたり、當時櫓下には警察本署（今の警察部に該當）ありて彼の仙臺名物男四郎と共に名高きものなりしが、明治中年の交腐朽の爲めこれを取毀ちたり其の高さ九丈ありて一名亦九丈樓とも稱せられたり、明治初年に於ける廳下唯一の警報機關として警察本署の直轄たりしが、明治十二年これを仙臺警察署に移管せり、其の布達文左の如し。

仙臺警察署

縣廳構內火之見其署ニヲイテ主管可致此旨相達候事

宮城縣令　松平正直

明治十二年二月四日

同時に仙臺警察署に小使二人を增員、月給各三圓を給し、火の見番引切を申付く。

翌十三年に至り縣廳構內の外これを青葉神社境內及愛宕山に增設す、其の布達文左の如し。

第五七號　仙臺區役所

出火其他非常ノ節縣廳構內ニ於テ撞鐘信號ノ儀ハ昨十一年甲第八號ヲ以テ布達及置候處自今當區青葉神社境內及愛宕山ニ於テモ布達ニ準據シ撞鐘候趣可相達此旨相達候事

明治十三年一月十三日　宮城縣令　松平正直

愛宕山の警鐘は綱村君鑄るところの大年寺の梵鐘にして全市を俯瞰する好地にあり、每に他に先じて非常を告ぐるより里俗稱して向山の早鐘と稱ふ。

愛宕山早鐘の銘

大日本國東山道陸奥州名取郡兩足山大年禪寺官金所鑄大鐘銘併序

西方聖人成無上道觀見法界無非妙覺故迴絕見聞豈有聲色爲障爲礙大樸既敝背覺合塵甘爲聾瞽良可愍也於是隨機設教擊犍推以集衆演化破長夜覺昏衢非惟本師大聖自過去拘留秦佛肇興而後西竺寺院在在有之此土祖師亦各儀刑至於大雄創淸規以爲叢林號令之始良有以也

本山素有大鐘鳳山禪師住山日請黃檗悅山尙撰銘如鐘緣由本寺濫觴挈其綱矣今以官賜別鑄大鐘故繼往開來繫銘併序曰

本州前藩主故羽林中郎將藤原姓綱村公法名全提督山大居士自妙齡歷泰宗匠得揚大年之盛譽者家諭戶曉此不枚擧按元

祿丙子九年公春秋三十八歲時就城南茂崎相伋創建山爲兩足寺日大年寺於十一月廿四日手揮鋤子親開墓址不期而合
公之曾祖年關松島伽藍之生

兩足山大年禪寺

年亦奇也遂請大慈普應禪師爲鼻祖
後嗣於鳳山和尙自發末致仕采
隱武之東門者一十七年去歲巳亥夏
寢疾預命　吉村嗣君一轉歷世廟堂之設易以儉素性堅石結菴以備祭祀而巳予於四月本山奪省至東門每
謁見無不激揚個事病中受雖古人
亦不多得六月十六日　上遣使慰問
公復命近臣賚白金五百枚賜爲賻日
本謂之御番尊是也予同嗣君盡預
末後大事盡一七日辭歸本山秋七月
葬全身於本山之禪郡嶺菴其傍日大
幼　公因悟中蜂醫師如幻三昧故遺
偈稱小幻人是也　嗣君謂予日
上遣使慰問自曾太祖後中微而賜賻

金者我曾後絕而繼之則爲國之光
華而　公之忠義於是乎顯矣意欲將
所賜白金遣不朽法器刊銘辭貽後也
何如予日可與若論不朽無大鐘若
嗣君日本山已有鐘眞奈何予日按淸
規凡大鐘遇聖節佛誕成道涅槃以及接送官員住持尊宿等時鳴之更有僧堂鐘凡集衆則擊之殿鐘住持行香時凡集衆上殿與
僧堂鐘相應接擊之云則何定千一今旣不能一一尊古各設大鐘今合此一折衷淸規臨時鳴之別如萬善大幻修佛克時相次互
用固其宜也嗣君稱善次歲庚子夏五月將所賜白金命工爲範縱若千橫若入大爐韞一火而成其聲鍠鍠又以餘財結構簨虡以
掛之自時凡司鐘者體悉乘意每撞令聲延長合掌誦偈仍稱觀世音菩薩隨聲扣擊其利甚大而所出音聲無不密說顯說十二部
經則聞聲證道不可勝數不獨爲　公資薦冥福佛運與國運相爲始終福利無窮者矣爲之銘曰

梁川所貢　賜自柳營　幻翁之賻
嗣君之榮　君臣道契　吊死唁生
惟玆蕭寺　係翁經始　甲峙城南
永錫爾類　君思貽後　徵予厠議

享保庚子年夏五

因命鳧氏　範成巨鏞　雙龍護鼻

圓荷飾躬　謀諸梓人　高懸龍篠
隨時扣擊　聲合律呂　譬如黑夜
燃無盡炬　光中有佛　演說一乘
返聞聞性　頓豁昏夢　回此動勸
法隨檀與　紹隆國運　子孫繩

享保庚子五年夏五月穀旦
當山第六代傳臨濟正宗三十四世孫
香國道蓮焚盥拜撰命月洲衍亮書
都寺比丘嵋山元賢
幹夏比丘至玄元要
無文元文
鑄匠石塚又五郎
長信
早井久右衞門
爲之

古城宮城刑務所の警鐘は集治監時代より獄内非常報知に供せらるゝものなるが、市内出火の時にも之れを用ふる旨明治十九年四月二十六日付告達せられ、現今も尙利用せらる。

爾後消防施設改善に伴ひ火鐘梯を明治二十一年八幡町入口、名掛丁東七番丁角、南材木町小學校前、宮町北二番丁

通角に設け、次で同二十六年荒町毘沙門堂前、上染師町五ツ橋通角、同三十二年東二番丁元寺小路角、大町四丁目芭蕉辻角、同三十四年本柳町偕行社前角、同三十六年北鍛冶町北六番丁角に增設して警報に備ふ、爾來街衢の發展交通の變遷、火防思想の發達及原町、長町、南小泉、西多賀等町村の合併に依り現在警鐘の所在左の如し。

向山火鐘堂	愛宕神社境内	原町坂ノ上火鐘梯	原町坂ノ上
北山火鐘堂	青葉神社境内	原町新田火鐘梯	原町新田
八幡町火鐘梯	八幡町交番向	原町新屋敷火鐘梯	原町新屋敷
木町通火鐘梯	北四番丁大學病院脇	原町小田原火鐘梯	原町向小田原
芭蕉辻火鐘梯	大町四丁目芭蕉ノ辻	長町南町火鐘梯	長町元役場内
上染師火鐘梯	上染師町	長町北町火鐘梯	長町北町
本柳町火鐘梯	本柳町交番前	長町郡山火鐘梯	長町郡山
宮町火鐘梯	宮町	長町諏訪火鐘梯	長町諏訪
新傳馬町火鐘梯	新傳馬町	長町門前火鐘梯	長町門前
荒町常備班火鐘梯	荒町第二常備班構内	小野田火鐘梯	西多賀小野田
南小泉火鐘梯	南小泉	西多賀火鐘梯	西多賀
原町南目火鐘梯	原町元役場内	鈎取火鐘梯	西多賀鈎取

口信號

出火非常信號は明治十一年甲第八號布達により左の如く定めらる。

縣廳ヲ距ル三丁以内　○—○—○　三點
同　三丁以外　○—○　二點
非常　○○○○○　亂點

翌十二年鎭火信號を左の如く追加せらる。

甲第百十一號

昨明治十一年十一月十一日甲第八號ヲ以テ出火非常等ノ信號及布達置候處鎭火靜謐ノ信號左ノ通相定メ候條此旨布達候事

○—○—○—○—○

宮城縣令　松平正直

明治十二年六月十一日

該信號は主として市内のみに適用せられ郡部に及ぼさず各町村區々にして統一なきを不便なりとし當時石卷警察署より左の上申あり、

天第一八號

出火之節信號打方之儀ニ付御屆

祝融ノ怒ニ觸ル公衆一般之損害之ヨリ甚タシキハナシ貴重ノ物品ハ皆烏有トナリ貧民ノ如キハ一タヒ火難ニ逢ヘハ終身手足ヲ措ク處ヲ失フニ至ル實ニ難中ノ至難ト云フヘキモノナリ地方ノ村落ナル都會ト異ナリ消防ノ方法ニ疎ク殘ニ其器械モ充備セス火難ニ當レハ狼狽甚シク一家ノ什器取片付方モ忘却スル如キ當惑者ナキニ非ストモ言ヒ難シ故ニ豫テ出火信號相定置部内人民一般無暗ニ騷擾セサル樣相心得置カセサル可ラス既ニ廳下ニ於テハ客年十一月信號御布達相成候ニ付當部内ニ於テモ別紙之通相定メ各戸ヘモ爲相心得置度愚考仕候間御聞置被下度此段御屆申上候也

明治十二年一月三十一日

石卷警察署

八等警部　阿多景信

宮城縣令　松平正直殿

出火知ラセ半鐘打方點數

○　○　○

右ハ火ノ見ヨリ出火場見當ノ付ク場所ナレハ大聲ニテ何町或ハ何村

○—○—○　○—○—○　○—○—○

右ハ火ノ見ヨリ五丁以内尋常出火之節三點

○—○—○—○—○—○—○—○—○—○

右ハ非常事變之節亂點

これに對し左の指令あり

石卷警察署

出火信號之儀ハ客冬百六十九號布達ニ照準シ改正可致候事

但改正之上更ニ可屆出候事

明治十二年二月五日

宮城縣令　松平正直

斯くて縣内信號の統一を見たるが、明治二十七年五月十日宮城縣令第十九號消防組規則施行細則により左の如く定めらる。

一知ラセ信號　二點連打

○—○　○—○　○—○

此ノ信號ハ出火ノ看認次第打ツモノトス

一近火信號　三點連打

○—○—○　○—○—○　○—○—○

此ノ信號ハ各火ノ見ヨリ三丁以内及諸官廳公署學校病院等主ナル建造物ノ近火ト認ムルトキニ限リ打ツモノトス

一鎭火信號　一點ヲ打チ少シク間ヲ置キ二點打チニ止ム

○　○—○

此ノ信號ハ鎭火ヲ報スルモノトス

一非常信號　亂點

此ノ信號ハ非常事變ノ節打ツモノトス

其の後大正五年六月二日縣第二二號を以て現行規定の如く改正、新に演習信號を加へたるが、其の他は一二用語を變更したる程度にて概ね從來と變るところなし即ち左の如し。

一出火信號　二點連打

○—○　○—○　○—○

（出火ヲ現認シタルトキ）

一近火信號　三點連打

○—○—○　○—○—○　○—○—○

（警鐘櫓ヲ去ル三丁以内及學校官公署病院等重ナル建物ノ火災又ハ其ノ近火ト認ムルトキ）

一鎭火信號

○　○—○　○　○—○

（一點ヲ打チ少シク間ヲ置キ二點ヲ打ツ）

一非常信號　亂打

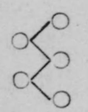

（非常事變ノ際）
一演習信號　一點打

○○○○○
（一點ヲ打チ約五秒時ヲ隔テ、之ヲ反覆ス）

第六項　賞　罰

由來我が仙臺市消防組は平素嚴格なる教練を受け、一とたび非常召集を受くるや神速に豫定の配備に就き敏活の動作に出で可及的慘害區域の縮少を圖り、克く規律を守り、誠實を旨として任務に服すること猶ほ軍隊の勤務に於けるが如し、故を以て明治二十七年公設消防組勤功證書授與規程、消防組奬勵規程、消防表彰規程等により表彰を受けたること擧げて數ふるに遑なし、消防組にありては旅表旗の授與、纒の馬簾に金線を允許せらるゝこと數次、現在十五條を領有し、又組員にありては功績狀、勤功證書の領有者多數なり、又近時財團法人大日本消防協會寄附行爲、宮城縣消防協會寄附行爲等の設立により毎年表彰を受くるもの尠からず、今左に是等受賞を列擧せん。

イ　消防組受賞

旌表旗

旌表狀

仙臺消防組

規律嚴肅訓練優良且器具機械其ノ他火防上諸般ノ施設整備實ニ他ノ模範タルヲ認ム仍チ旌表旗ヲ授與シ玆ニ之ヲ表彰ス

大正十三年三月三十日

宮城縣知事　從四位勳三等　力石雄一郎

金線允許

仙臺消防組

規律訓練著シク卓絶シ且器具ノ整理保存等常ニ完全ニシテ他ノ模範タルヘキモノト認ム依テ纒ノ馬簾ニ金線二條ヲ附スルコトヲ允許ス

明治四十二年四月十四日

宮城縣

仙臺消防組

曩ニ規律訓練卓絶器具ノ整理保存等完全ト認ム纒ノ馬簾ニ金線二條ヲ附スルコトヲ允許シテ之ヲ表彰セリ爾來尙一層奮勵常ニ防火設備ノ完成ニ努メ火災ニ際シテハ一致協力危難ヲ冒シテ他ノ延燒ヲ防止シタルコト數回ニ及フ等其ノ功勞拔群ト認ムヘキモノアリ仍チ消防組規則施行細則第五十一條ノ二ニ依リ纒ノ馬簾三條ヲ附スルコトヲ允許ス

明治四十五年六月廿一日

宮城縣

仙臺消防組

規律訓練優秀ニシテ警火思想ノ普及ニ努メ其ノ成績顯著ナルヲ認ム仍チ纒ノ馬簾ニ金線四條ヲ附スルコトヲ允許ス

大正五年二月十四日

宮城縣

仙臺消防組

規律訓練優秀ニシテ災害豫防並消防事業ノ發展ニ關シ努力シタル功勞拔群ナルヲ認ム仍チ消防組規則施行細則第五十一條ニ依リ纒ノ馬簾ニ金線七條ヲ附スルコトヲ允許ス

大正九年十二月一日

宮城縣

允許狀

仙臺消防組

右ハ消防用器具機械其ノ他ノ設備ニ關シ整備シ改善ヲ圖リ其ノ成績優良ナルヲ認ム仍チ消防表彰規程第二條第二號ニ依リ纒ノ馬簾ニ金線第十一條ヲ附スルコトヲ允許ス

大正十三年三月三十日

宮城縣知事　從四位勳三等　力石雄一郎

允許狀

仙臺消防組

右ハ消防器具機械其ノ他ノ設備ニ關シ整備改善ヲ圖リ其ノ成績優良ナルヲ認ム仍チ消防表彰規程第二條第二號ニ依リ纒ノ馬簾ニ金線十二條ヲ附スルコトヲ允許シ之ヲ表彰ス

昭和四年五月三十日

宮城縣知事　從五位勳五等　牛塚虎太郎

允許狀

仙臺消防組

右ハ消防用器具機械其ノ他ノ設備ニ關シ整備改善ヲ圖リ其ノ成績優良ナルヲ認ム仍テ消防表彰規程第二條第二號ニ依リ纐ノ馬簾ニ金線十四條ヲ附スルコトヲ允許シ之ヲ表彰ス

昭和五年四月三日

宮城縣知事 正四位勳二等 湯澤三千男

允許狀

仙臺消防組

右ハ消防用器具機械其ノ他ノ設備ニ關シ整備改善ヲ圖リ其ノ成績優良ナルヲ認ム仍テ消防表彰規程第二條第二號ニ依リ纐ノ馬簾ニ金線十五條ヲ附スルコトヲ允許シ之ヲ表彰ス

昭和八年十一月三日

宮城縣知事 正五位勳四等 赤木朝治

金品賞與

仙臺消防組

組織以來火災ノ防禦每ニ其ノ功ヲ奏シ且組內ノ規律整然トシテ紊レス防火ノ器具完備スル等其ノ成績誠ニ良好ナリトス依テ玆ニ銀盃一ケ贈與シテ其ノ名譽ヲ表彰ス

明治三十八年十二月十六日

大日本消防協會宮城縣支部長 從五位勳五等 白上俊一

仙臺消防組

創立以來常ニ職務ニ精勵シ技術亦大ニ熟練シテ動作每度機敏ニ出テ成績頗ル顯著ナリトス畢竟協同一致勤勉ノ結果ト認ム依テ慰勞トシテ酒肴料金貳拾圓ヲ支給ス

明治卅八年十二月廿一日

仙臺市參事會

仙臺消防組頭

岩淵嘉藏

就職以來職務ニ精勵シ率先部下ヲ督勵シテ屢々功勞アリ仍テ特別慰勞金五圓ヲ支給ス

明治卅八年十二月廿一日

仙臺市參事會

仙臺消防組

組風善良ニシテ且規律訓練共ニ卓絕シタルヲ認ム仍テ消防組規律施行細則第三十八條ニ依リ金貳拾圓賞與ス

明治四十五年三月卅日

宮城縣

仙臺消防組

組風善良ニシテ且規律訓練共ニ卓絕シ他ノ模範トナスニ足ルモノト認ム仍テ消防組奬勵規程第一條第一項第一號ニ依リ金參拾圓ヲ授與シ之ヲ選奬ス

明治四十五年七月三日

宮城縣知事 從四位勳三等 寺田祐之

仙臺消防組

消防組發達ニ關シ特殊ノ施設經營ヲ爲シ其ノ成績顯著ナルヲ認ム仍テ消防組奬勵規程第一條第八號ニ依リ金參拾圓賞與ス

大正五年三月卅一日

宮城縣知事 正四位勳三等 濱田恒之助

感狀

仙臺消防組

大正十三年一月七日夜東北帝國大學醫學部附屬醫院ノ火災ニ際シテ迅速ニ出動シ勇壯機敏ニ適切ナル活動ヲ爲シ以テ其ノ延燒ヲ防止シタル功勞拔群ニシテ一般ノ龜鑑タルヘキモノト認ム仍テ感狀ヲ授與ス

大正十三年一月十一日

宮城縣知事 從四位勳三等 力石雄一郎

賞狀

仙臺消防組

大正十三年一月七日夜東北帝國大學醫學部附屬醫院ノ火災ニ際シテ迅速ニ出動シ勇壯機敏ニ適切ナル活動ヲ爲シ以テ其ノ延燒ヲ防止シタル功勞拔群ナルヲ認ム仍テ金參拾圓ヲ贈與シ其ノ名譽ヲ表彰ス

大正十三年一月十一日

宮城縣消防協會

總裁 從四位勳三等 力石雄一郎

仙臺消防組

昭和三年十月岩手縣下ニ於ケル陸軍特別大演習御統裁

ノ爲メ本縣ヘ行幸ニ際シ警衛補助員トシテ出場シタル組員ニ對シ特ニ思召ヲ以テ金員御下賜相成タルニ付金百拾五圓四拾九錢配與ス

昭和三年十月十二日

宮城縣

感謝狀

仙臺消防組

■消防組員受賞

功績狀

受賞年月日	職名	氏名
昭和三年五月十九日	組頭	大島榮吉
同	同	鳥山正三郎
同 六年六月六日	係長	松浦龜吉
同 八年四月廿八日	第一常備班長	吉田勇之助

特別功勞章

昭和七年九月九日	第一常備班長	吉田勇之助
同 八年三月廿八日	第一部長	大島榮吉

勤功證書

明治三十九年十一月廿六日	小頭	大島榮吉
同	同	松浦龜吉
明治四十年十二月廿八日	一等手	齋藤喜平
同 四十一年十二月十五日	同	山岸榮一郎
同 四十二年十一月十日	同	吉田勇之助
同	同	阿部龜吉
大正三年十月十六日	三等手	石川清藏
同 五年四月十二日	一等手	鈴木十次郎
同	二等手	新田襄治
同	係長	菊田安兵衛
同 九年五月	小頭	佐藤忠治
同	二等手	北村仁吉
同 十年十二月十日	一等手	吉川半二
同	同	西條榮五郎

昭和三年十月岩手縣下ニ於ケル陸軍特別大演習御統裁ノ爲メ本縣ヘ行幸ニ際シ多數組員警衛補助員トシテ出場シ熱誠ヲ以テ奉公ノ實ヲ擧ケタルハ洵ニ多トスルニ足ル玆ニ金參百四拾參圓四拾八錢ヲ賜リテ感謝ノ意ヲ表ス

昭和三年十月十二日

宮城縣知事 從四位勳三等 牛塚虎太郎

大正十一年十二月十日	同	八重樫大吉
同 十一年六月	同	今野正吉
同 十五年五月十四日	係長	菊田安兵衛
昭和二年五月一日	小頭	吉田勇吉
同 三年五月十九日	同	菅井重治
同	同	小山伊勢治
同 四年五月三十日	一等手	田中重太郎
同 五年四月三十日	同	高橋幸之助
同	小頭	堀込作兵衛
同 六年六月六日	同	熱海丹次郎
同 七年四月廿九日	同	二階堂宗吉
同	同	森忠四郎
同 八年四月廿八日	一等手	佐藤眞吉
同	小頭	紺野久右衛門
同 九年四月廿六日	同	松平與太郎
同	同	熱海貞吉
同	同	中塚鱗三郎
大正六年五月九日	同	佐藤龜三郎
同 八年十月六日	一等手	高橋勇五郎
同 九年十二月六日	同	根本平藏
同 九年五月廿八日	同	阿部酒造治
	同	山本雄治郎
大正十年五月廿日	小頭	木皿松三郎
同 十年十二月十日	一等手	小松與四郎
昭和三年五月卅一日	同	渡邊慶藏
同 四年五月卅日	小頭	小畑勝治
同 五年四月三日	同	高橋勇五郎
同 九年四月廿六日	部長	鳥山正三郎
大正九年十二月十六日	二等手	相原養作
同 十年五月廿日	小頭	庄子善三郎
同 十二年十月十六日	一等手	須藤庄松
昭和五年四月三日	小頭	相原安三
同 八年四月廿八日	同	板橋常吉

特別賞牌及表彰狀

（勤續三十年以上）

大正十四年九月十日	小頭	松浦龜吉
同	同	阿部龜吉
同	同	吉田勇之助
同	同	山岸榮一郎
同	同	齋藤喜平
同	同	吉田勇吉
昭和四年三月三十日	同	佐藤忠治
同 五年四月三日	係長	菊田安兵衛
同 六年六月六日	同	新田襄治
同 七年四月廿九日	同	北村仁吉

昭和九年四月廿六日　同　吉川　半二
同　鈴木十次郎
同八年四月廿八日　同　高橋勇五郎
同　九年四月廿六日　同　小松與四郎
同　四年五月三十日　小頭　庄子善三郎
同　九年四月廿六日　係長　相原　養作

甲種賞牌及表彰狀

（勤續二十年以上）

大正十一年十二月一日　小頭　佐藤　忠治
同　十四年八月一日　一等手　新田　襲治
昭和四年五月廿日　小頭　北村　仁吉
同　一等手　新田　養吉
同　小頭　鈴木十次郎
同　五年四月三日　同　八重樫大吉
同　一等手　紺野久右衛門
同　七年四月廿九日　小頭　小山伊勢治
同　一等手　石川　清藏
同　小頭　佐藤　勝治
同　八年四月廿八日　同　菅井　重治
同　一等手　西條　榮五郎
同　小頭　堀込作兵衛
同　高橋幸之助
同　九年四月廿六日　吉川　半二

昭和九年四月二十六日　小頭　熱海　丹次郎
同　田中重太郎
同　森　忠四郎
同　熱海　貞吉
同　二年五月一日　二等手　根本多利七
同　鳥山　襲藏
同　四年五月三十日　小頭　木皿松三郎
同　高橋勇五郎
六年六月六日　部長　鳥山正三郎
同　小頭　小松與四郎
同　小畑　勝治
同　七年四月廿九日　根本　平藏
同　一等手　山本雄治郎
同　大友長之助
同　九年四月廿六日　小頭　渡邊　慶藏
大正十四年八月一日　庄子善三郎
同　一等手　庄子　利吉
昭和二年五月一日　石川清四郎
同　三年四月三日　小頭　相原　養作
同　四年五年卅日　板橋　常吉
同　九年四月廿六日　相原　安三
同　一等手　須藤　庄松

乙種賞牌及表彰狀

（勤續十年以上）

大正十四年八月一日　小頭　鈴木十次郎
同　一等手　北村　仁吉
昭和二年五月一日　小頭　小山伊勢治
同　八重樫大吉
同　菅井　重治
同　一等手　紺野久右工門
同　石川　清藏
同　佐藤　眞吉
同　大友善兵衛
同　小松久之助
同　西條榮五郎
同　二等手　新田　養吉
同　小頭　吉川　半二
同　三年五月十九日　佐藤　勝治
同　一等手　庄司　勇松
同　堀込作兵衛
同　一等手　今野　正吉
同　石原　鐵雄
同　熱海　丹次郎
同　佐藤　新吉
同　田中重太郎

昭和三年五月十九日　小頭　高橋寺之助
同　一等手　及川喜一郎
同　小林金之助
同　二等手　品川　久八
同　一等手　今野　喜代治
同　菅原　勝次
同　小畑　德治
同　四年五月三十日　小頭　武者市次郎
同　熱海　貞吉
五年四月三日　一等手　二階堂　宗吉
同　小頭　森　忠四郎
同　一等手　中塚　麟三郎
同　高橋　重平
同　國友　傳兵衛
同　六年六月六日　松平與太郎
同　係長　松浦　龜吉
同　一等手　岩淵　正夫
同　山本　一
同　稻　平藏
同　沼田　長治
同　二等手　高橋　長吉
同　七年四月廿九日　小野寺福藏

昭和七年四月二十九日　同　淺井倉治
同　一等手　及川酉藏
同　高橋己之松
同　橋本猛
同八年四月廿八日　係長　大島寅吉
同　一等手　菊地德治
同　二等手　根元勘太郎
同　九年四月廿六日　同　播摩長大郎
同　小頭　佐藤龜三郎
同　一等手　佐藤幸次郎
同　二等手　石垣嘉右衛門
同　二年五月一日　組頭　鳥山正三郎
同　小頭　高橋勇五郎
同　一等手　根本平藏
同　小頭　小松與四郎
同　小畑勝治
同　一等手　大友長之助
同　山本雄治郎
同　三年五月十九日　阿部酒造治
同　三浦惣右衛門
同　津田寅治郎
同　菅原長之助

昭和三年五月十九日　二等手　五十嵐久右衛門
同　阿部精一
同　小頭　渡邊慶藏
同　五年四月三日　二等手　森東吉
同　齋藤清三郎
同　九年四月廿七日　小頭　齋藤耕造
同　一等手　高橋七五郎
大正十四年八月一日　小頭　板橋常吉
昭和二年五月一日　一等手　相原勝太郎
同　横山勝治
同　庄子貞藏
同　須藤庄松
同　庄子喜代壽
同　三年五月十九日　小頭　相原養作
同　一等手　相原安三
同　芳賀市太郎
同　富田七之助
同　佐々木鶴利
同　遠藤與作
同　二等手　高橋慶次郎
同　四年五月卅日　清水新兵衛
同　五年四月三日　森源之助

昭和五年四月三日　一等手　加藤一丸
同　六年六月七日　小頭　相原房太郎
同　一等手　沼田庄六
同　小頭　川村廣吉
同　七年四月廿九日　一等手　鈴木卯三郎
同　同　大宮與四郎
同　今野幸十郎

昭和七年四月二十九日　二等手　板橋清市郎
同　三等手　庄子榮作
同　八年四月廿八日　小頭　松浦久治
同　安齋今朝之助
同　佐々木文治
同　二等手　高橋龍之助
同　九年四月廿六日　一等手　庄子岩藏

第七項　禮式

由來火消組は自ら任侠を以て立つ、其の組内に於ける規律は能く長上を敬ひ同輩相親しむの美風、傳統的に一貫して犯すところなく禮儀正し、然れども此等形式を律したる規定なかりしが、明治三十七年十一月縣訓令第五十八號消防禮式及大正五年改正消防組規則施行細則の上に之れが據るところを規定せられたり。

第八項　服制及徽章

服制及徽章は消防組の徽象として古く舊藩時代より存せるも、これを法規に定めたるは明治二十七年縣令第十九號消防組規則施行細則第九章なり、同規定に基き調製の制式は

頭巾　紺地厚綿入又は刺子に圓徑二寸赤地に黑字の前章を付す

法被　紺地に肩章赤白線、背章圓徑一尺赤地に黑字、襟章白字腰章、横線八寸中に「仙」字を繋く、白字黑字は組名或は職名とす

股引　紺無地

明治三十五年一月廿一日縣令第七號を以て小頭以上に洋裝を併用し火の徽章を附したるものを支給せしが、實務に適せずとの非難多く中途廢絶せり。

纏　馬練に横線黑二寸五分線一條、赤二寸線二條、一寸隔頂上に仙臺市と記す

旗　組用　横線徽章纏に同じ、其の下は仙臺消防組と横書す

提灯　高引　細長形横線徽章纏に同じ、正面に仙臺消防組と縱書す

細長　細長形横線黑二寸一條、赤一寸五分二條、八分隔記名同上

明治中年に於ける火災現場整理は現今の制度と同じく非常線を帳りて妄りに其の出入を禁じたるが、當時消防救護上市吏員の現場に斡旋するものゝ爲め一定の標識の必要を認め、仙臺市參事會は明治二十三年五月一日役所員携帶提灯目印を定め、馬乘形朱帶（市の字を繫く）に家紋を付せしめて之れを用ひ、又同三十二年九月八日別に區長携帶提灯樣式を定め、三十四年六月十七日市長以下會員、議員の標章等に提灯使用心得を設け、同三十七年十月二十日區長標章を定めたり其の樣式左し。

日中標　木札（表面ニ番號ヲ附シテ職名ヲ記ス　裏面ハ仙臺市役所ノ格印ヲ用ユ）

夜間標　提灯

徽章
- 帶上部　上部　區長ハ朱引トス
- 下部　朱ニテ市ノ字ヲ繫ク

形式
- 馬乘形　市長、助役、會員、議員
- 弓張形　區長

仙臺市參事會員ハ朱ノ縱線ヲ加ヘ議員ハ無線トシ區長ハ朱線黑章共ニ省キ職名ヲ表記ス

爾來變革を來し、火災現場は警察官署より豫め非常線通過章の交付を受けて出入することゝなりて、自然市當局の勞を煩すこと少きに至れり。

大正五年六月消防組規則施行細則の改正に依り消防組に關する徽章、旗、纏、提灯等の制式を定められ又組員の勤務別等に依り標識を定めらる、組員の標識左の如し。

一、副組頭、部長、部頭たる小頭の衣には左腕に横徑六〇粍縱徑四五粍幅一〇粍の山型銀線を縫着す、其の數副組頭に在りては二條、部長部頭に在りては一條とし、各線の間隔一〇粍とす（制式省略）

一、消防手の衣には左腕に横徑四五粍一〇粍の山型布片を縫着す、其の數一等消防手に在りては三條、二等消防手に在りては二條、三等消防手に在りては一條とし、各線の間隔は一〇粍とす、但喞筒係水色火防係は赤色とす

現在以上の制式を實施す。

第九項　消防出初式

年中行事の第一にして又市民待望の盛儀は消防出初式なり、初めこれを足場揃と稱へたり、明治二十七年消防規則發布當初は警察署長の報告に依りて縣之れを指示す、當時に於ける取扱振左の如し。

發第八九四號

來ル明治二十八年一月四日當市消防組例ニヨリ足場揃ノ爲メ同日午前六時市内設置ノ警鐘を打鐘致度候間豫メ此段及御報告候也

明治二十七年十二月廿五日

仙臺警察署

宮城縣警察部　御中

これに對し縣に於て左の告示を爲す。

告　示

告第百二十六號

仙　臺　市

明治二十八年一月四日仙臺市消防組出初式執行ニ付當日午前六時市內各處ニ於テ「知ラセ信號」ヲ報セシム。

宮城縣知事　勝　間　田　稔

明治二十七年十二月二十七日

以上は公設消防組最初の文例なり、此日早朝警察署の打鐘を合圖に各所の警鐘を打つこと數十點、各組員は勇躍して急ぎ豫定の配備に就き、火防器具を整備携帶して一同縣廳前に整列す、午前九時知事及市長は消防監督たる警部長及警察署長と共に消防組頭の先導にて點檢巡閱し、畢りて豫定の位置に復するや、警察署警備係長指揮を執り、組頭は號令を傳へ、先づ火防組の演技を行ひ、次で消防組の操練を命ずれば、數臺の喞筒一齊に活動を開始し、數條の水龍天に冲するもの多時、斯くて實地演習終りて後警部長の挨拶あり、此の時市長は一同に酒肴料を頒つ、全員之にて行進を起し、警部長及市長の私邸を訪ひ、芭蕉辻、長町橋、仙臺驛前等にて演技を試み、警察署前に至りて解散するを恒例とせり。

其の後警鐘信號の告示は市役所の取扱に移り、出初式は春季演習を兼ね、現今左の如き順序を以て警察署指導の下に執行す。

仙臺消防出初式並春季演習擧行計畫

一、集合場所　仙臺警察署前（第一圖）

二、召集日時方法　一月四日午前六時三十分警察署樓上警鐘合圖に市內各警鐘を打信す、右信號に依り各消防組員は出勤準備を爲し、午前八時警察署前道路に集合す。

三、點檢場所　午前八時三十分警察署前を出發、市役所前廣場に整頓し、知事の點檢を受く、點檢順序左の通り。

イ、人員報告

ロ、服裝檢査

ハ、機械器具檢査

ニ、訓　示

ホ、祝辭及慰勞金交付

ヘ、答辭

尙火防組は警察署前集合點檢を受けたる後知事官舍及警察部長官舍前に至り梯子乘の曲技をなしたる後市役所前に集合整列點檢を受く。

四、行進演習　午前十時市役所前を出發勾當臺通北一番丁西進、木町通を經て立町本柳町電車通公會堂前を經て大

町一丁目より芭蕉辻を經て南町、柳町、北目町、荒町、南村木町を經て河原町廣瀬橋に至り各所定の箇所に於て放水準備をなす。實地放水の方法左記喇叭順により行ふ（午前十一時三十分の豫定）

イ、第一喇叭氣を付け

ロ、第二喇叭放水開始

ハ、第三喇叭放水止め。

五、休憩　各組員は此の場所に休憩すると共に雲食を爲し午後一時解散とす。

尙各監督小頭は受持、機械器具を當日中に掃除手入を爲し、有事に際して遺憾なき樣特に意を注ぐこと。

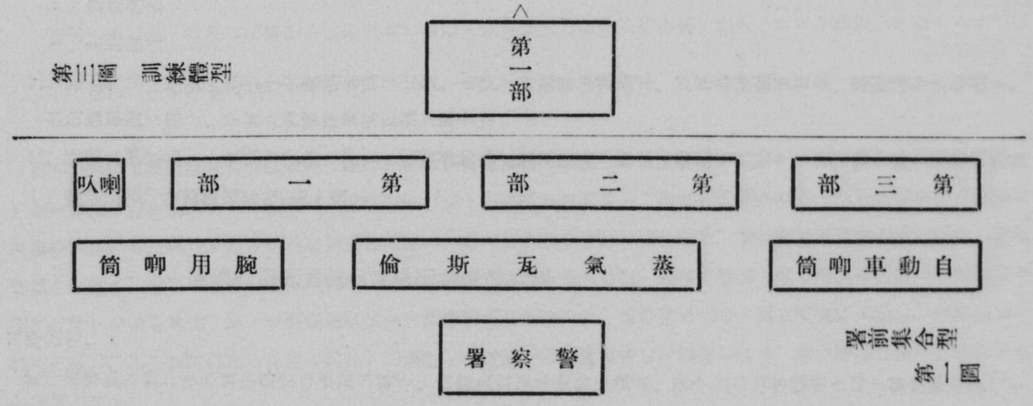

第三圖　訓練體型

第一圖　署前集合型

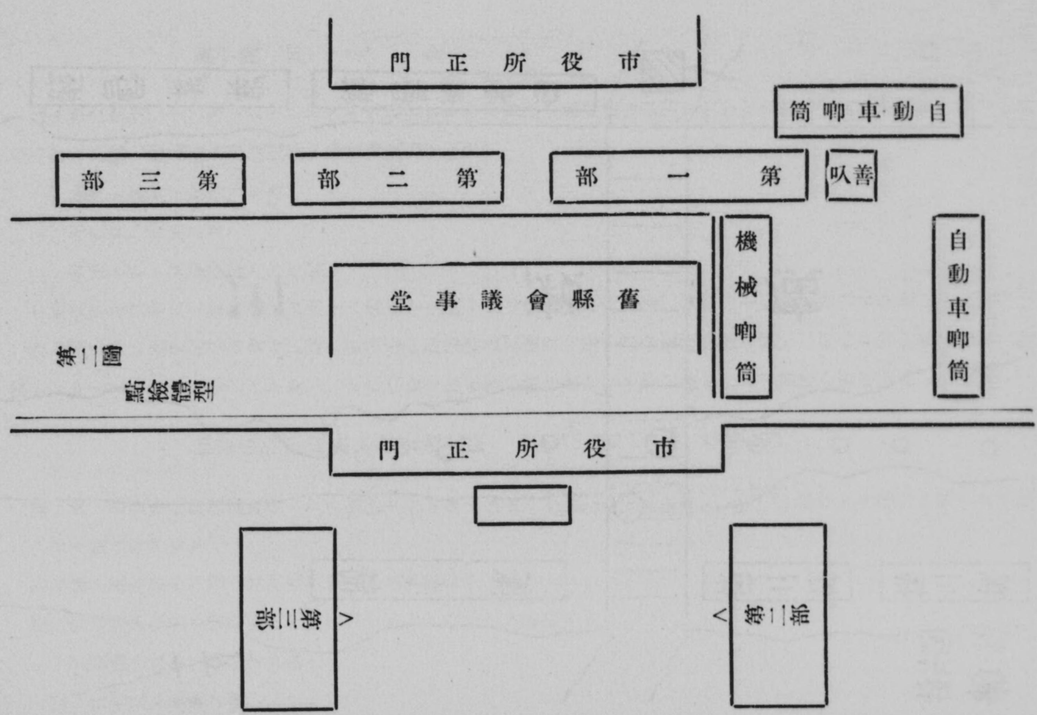

第二圖　點檢體型

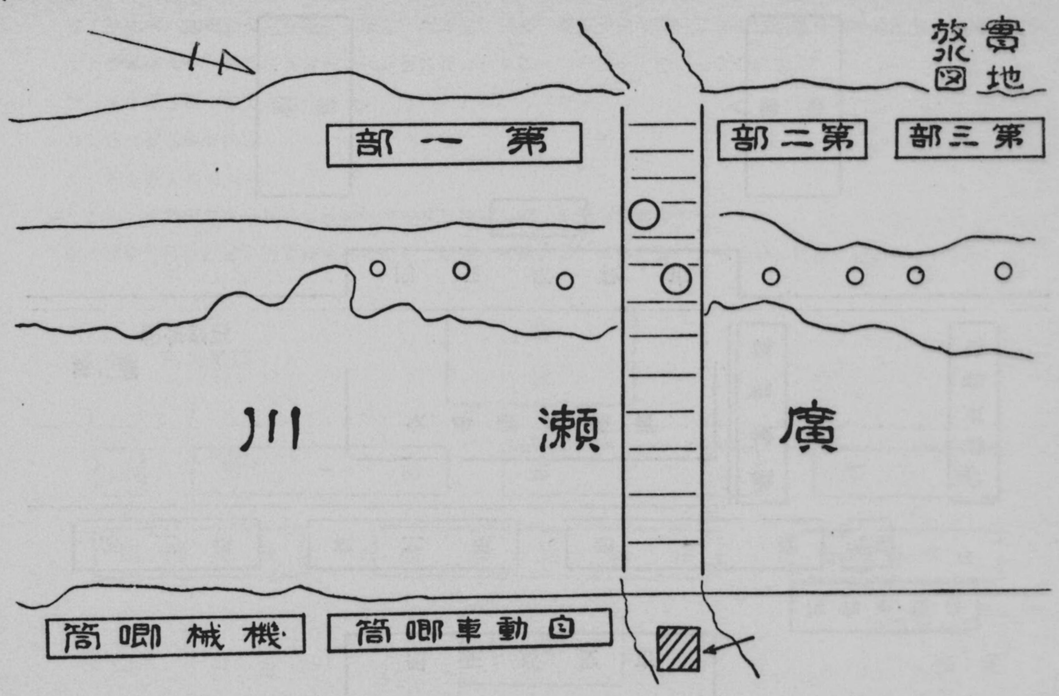

第十項　基本金

基本金は明治三十三年七月十三日大町有志者より金二百五十圓の指定寄附を受けたる爲め、同三十四年一月廿一日の市會の決議を經仙臺市消防組基本金管理規則を設け。

一、職務上拔群ノ功勞アル者

二、死亡又ハ疾病ノ者

三、貧困ニシテ其情憫諒スヘキ者

に給與する目的にて當時金三百四十六圓四十九錢一厘の基本金現在あり、又同三十四年五月七日金百三十八圓四錢二厘の積立金に基き同日市會の決議を經仙臺市消防組員死傷及功勞手當金管理規則を設け、何れも特別會計として管理せしことありしも後年之れを廢し、現在に於ては何等の基本金を有せず、參考として當時の管理規則を左に掲ぐ。

仙臺市消防組基本會管理規則（明治三十四年一月廿一日市會決議）

第一條　仙臺市消防組基本金トシテ寄附セラレタル金員ハ（トシテ以下十二年ハ三十四年五月七日市會決議ニテ刪入）確實ナル銀行ニ預ケ永ク保在シ置クモノトス

第二條　基本金ハ利殖シ其利金ヲ以テ組員ノ給與費ニ充ツヘシ

第三條　消防組員ノ給與費ハ左記各項ノ場合ニ限リ之ヲ給與スヘシ

一、職務上拔群ノ功勞アル者

二、死亡又ハ疾病ノ者

三、貧困ニシテ其情憫諒スヘキ者
第四條　本基金ハ特別會計トス（明治三十四年五月七日追加）

仙臺市消防組員死傷及功勞手當金管利規則

第一條　仙臺市消防組員死傷及功勞手當金毎年度歳出豫算殘餘ハ確實ナル銀行ニ預ケ入レ利殖スルモノトス
第二條　利子ハ年年本金ニ算入スルモノトス
第三條　毎年度歳入豫算ノ手當金ニ不足ヲ生シタルトキハ市參事會ニ於テ本手當金ヨリ支出スルモノトス
第四條　本規則ニ關スル會計ハ特別會計トス

第二節　常備班

我が仙臺市に常備消防の設置を唱道せられたるは、明治二十三年一月十四日芭蕉辻南角馬淵善吉方火災に童女五人の燒死したる慘事に動機を發せり、當時輿論としてこれが新聞紙上に報ぜられたるものを左に紹介せん。

◎消防の改良（明治二十三年一月廿九日奥羽日々新聞所載）

當市の消防夫は火消裝束等東京の如く完備し居らざるより須破出火と云ふ際に至り火中を飛廻りて充分の働をなすこと能はざるは殘念の至りなれば今回充分の改良を加え以て平常熟練の技倆を全ふせしめんとて目下市内の有志連が頻りに計畫中の由その改良とは如何なることかと云ふに市内に定雇の消防三十名を置き之を四ヶ所卽ち喞筒備

付の場所へ五六名其他は國分町又は大町邊へ配置し右消防夫には總て繻羽織を與へ（一名二十圓見積り）置き須破出火と云ふ場合には第一に其場所へ駈付けさせて急を働かする内には在來の消防夫も出揃ふて臨場するに至る可く左すれば適般芭蕉辻出火の際の如く見す〳〵一家五人の童女を燒死せしむるが如き慘酷なる出來事もなかる可し然して此定雇消防夫には平常は市内の掃除をなさしめ各戸より幾干錢宛醵出してその手當に充つる目論見にて差向き右に要する金額六百圓の半額は有志者が支出し半額は消防總長小頭取締等にて他借せしめ漸次返濟する方法にて執行せんとて目下右方案等取調中にて近〻其の筋へ上申する手筈なりとその方案や好し然れども只徒らに裝束の完全を以て消防最上の要と思ふ可らず消防の熟練規律の嚴正は第一の要件と思はる。

然れども容易に之れが實現の機運に至らざりしが、大正八年南町大火に衝動を受け翌九年瓦斯倫喞筒二臺を設備し、運轉手二人を採用し、之れをして警察署樓上にて常時火災見張を爲さしむることゝせり、而して十一月より翌年四月に至る火災季節は臨時に消防手四名を採用し之れに加へ六名を以て交代に火先見張を爲さしめ來りしが、大正十三年十一月自動車喞筒二臺を購入し茲に始めて常備消防班を設置するに至れり、當初班員は七名にして警察署構内に之れを置き、二部に分ちて勤務せしめたり、次で大正十五年四月九名に增員、昭和二年四月十四名に增員し、更に同四年四月常備班の擴張を圖りて自動車喞筒の增設と共に二十八名に增員し、同年十月第二常備班を荒町中央部（百四十八番地）に開設し十二名を勤務せしむ、次で昭和七年四月第一常備班に二名、同八年五月又二名を增員し、現在第一班二十名第二班十二名各班更に甲乙二班に分れて勤務に服せしむ、但し第一班中小頭一名は專ら事務一般の分掌に當らしむ。

第三節　仙臺市の火災

慶長八年八月十八日仙臺開府以來明治維新迄の我が仙臺市は屢ゝ大火に見舞はれ市街殆ど一新せるかの觀あり、開府第一の大火は正保四年四月十二日二代忠宗公時代の千五百九十四軒にして、五代吉村公時代は最も甚しく百軒以上の火災五回千軒以上の大火二回、二千軒以上實に二回にして、六代宗村公時代に至りて減ぜしも千五百軒以上の大火一回あり、七代重村公時代には六百軒以上二回千五百軒以上の大火一回あり、九代周宗公時代に大に減少を見たりと雖も文化六年六月廿日仙臺二の丸中奥の炎上あり、六年秋には藏王山大爆發し、硫黄流出して阿武隈川に注ぎ爲めに魚族悉く死滅す、同九年六月領内旱害に苦しみたるが七月に至りて豪雨大洪水に見舞はる、十一代齊義公時代に入りては文政五年二月五百餘軒同十二月百六十餘軒、同六年正月二百軒、同十年正月三百六十餘軒の大火あり、既往に比すれば大に減少せしと雖も天變地異相踵ぎ當時心あるものをして世の行末を痛く憂慮せしめたり、天保以降に至りては大なる火災を見ざるも、當時の消防設備としては人力の施すに術なく祝融氏の暴威を恣にせしむ、寔に驚歎に堪へざるなり。

明治維新以來大火として今尚人口に膾炙せらるゝものは明治二年正月廿八日黄昏北二番丁光禪寺東隣より出火宮町一圓を燒き、同九年三月五日晝野火延燒して北山一帶を、同十年三月二十七日夜河原町より出火附近一帶を掃盪し、同十四年八月十日晝仙臺城舊二ノ丸仙臺參謀部の全燒、大正八年三月二日曉南町より出火附近十二ケ町に延燒、郵便局、東北學院を始め公衙會社等七百七戸を烏有に歸せしめたる五大火なりとす、更に又火災による悲慘事として今尚世人の記憶新なるは、明治二十三年一月十四日午後二時芭蕉辻東南隅燒失に際し馬淵善吉方幼兒四人下女一人無慚の燒死を遂げたると、明治四十年一月二十四日午前二時宮城縣立第一中學校の燒失に際し當直書記大友元吉氏　御眞影

を奉護して壯烈悲慘の最後を遂げたる二事なり。

藩制以降火災年表及明治維新以來人口に膾炙せらるゝところの火災實況を次項に記さん。

第一項　舊藩時代仙臺城下火災年表

紀元年號月日	藩主	燒失軒數	摘要
二、二六三　慶長八年八月			仙臺開府、家臣八千戸、町民二千戸、寺方二百五十戸其他總戸數一萬八百五十戸、人口五萬二千人
二、三〇七　正保四年四月十二日	二代忠宗公	一、五九四	畫川内より出火南材木町、原町、定禪寺通一圓燒失、燒死者一一〇人
二、三一二　承德元年正月十七日		四一六	大風定禪寺通より出火本材木町等十八ヶ町燒失
同　元年正月廿八日		二六三	片平町より出火上染師町より南鍛冶町迄消失
二、三三三　延寶元年五月十五日	四代綱村公		甍甍首火藥庫二棟燒失し六人燒死す爆音五六十里に達せりと云ふ。
二、三四六　貞享三年十月晦日			若林(南染師町)焔硝庫火災燒死八人
二、三六七　寶永四年二月十三日	五代吉村公	二、〇〇〇餘	荒町より出火東七番丁八番丁以南五十ヶ町燒失、燒死者四人
同　四年二月二十日		一、五五八	支倉通より出火荒町、原町、北四番丁燒失、燒死者四人
同　四年三月十日		四〇六	大聖寺より出火東三番丁附近燒失
二、三六八　同　五年一月廿四日		二、一三五餘	石切町より出火木ノ下小泉、原町、釋迦堂門前北四番丁燒失燒死者八人(善導寺得生孺人靈廟及孝勝寺燒ク)
二、三七三　正德三年三月朔日			二四七　大火

二、三七八	享保三年四月七日	八〇〇餘	大火	
二、三八七	同十二年三月十六日	一、五二五	北二番丁より出火暴風東南に烈しく二日町、國分町、大町新傳馬町より南小泉迄燒失、燒失者貳人	
二、三八八	同十三年十月三日	一七五	河原町大火	
二、三九六	元文元年十二月	五二	南町南屋安右衞門火元にて屋敷持二十人借家三十二人類燒す。	
二、四〇〇	同五年二月十五日	一〇〇餘	北山稱念寺より出火北七番丁迄燒失	
二、四〇六	延享三年二月廿二日	六代宗村公	三四六	北山大願寺より出火北山、二日町、堤通迄六十二ヶ町燒失。
二、四一二	寶曆二年二月六日	一、五二七	大火家中町方類燒。	
二、四一七	同七年九月十七日	一〇七	大火。	
二、四二四	明和元年十月廿七日	七代重村公	八九二	北目町より出火南銀冶町、八塚、小泉迄燒失、燒死二人。
二、四二五	同二年三月六日			仙岳院燒失。
二、四三二	安永元年正月廿六日		六五一	大火。
二、四三六	同五年正月三日		一〇〇餘	大火。
	同五年四月十八日		一、五五三	川内より出火大町、國分町、新傳馬町、名掛町迄延燒、一關侯邸及士邸百七十、小人組等百八市井、三百八十六宇神社一宇燒失燒死者七人。
二、四六四	文化元年六月廿四日	九代周宗公		二ノ丸、中奥、堂宇悉く燒失。
二、四七八	文政元年三月五日	十代齊宗公	一〇二	大火。
二、四八二	文政五年二月廿四日	十一代齊義公		荒町谷地小路大火。

	同五年二月廿六日	五〇〇餘	大火、小泉村備倉十一宇灰燼。	
二、四八三	同六年十二月廿五日	一六九	片平町天童屋敷より出火、染師町角より荒町、谷地小路角迄燒失	
二、四八五	同八年正月三日	一九九	大火。	
二、四八七	文政十年正月廿五日	三六〇餘	肴町伊庭權八抱地より出火國分町、肴町、大町、南町等燒失。	
二、四九六	天保七年三月	十二代齊邦公	北目町役所前より出火同町大半燒失。	
二、四九七	天保八年		車地藏湯屋より出火二十人町榴ヶ岡材木藏迄類燒。	
二、四九十	天保九年		定禪寺燒失。	
二、五〇二	天保十三年五月二日	十三代慶邦公	一七九	原町代官所東隣高屋敷より出火兩側下通まで燒失。
二、五〇二	弘化二年			川内追廻場より出火。
二、五一八	安政五年八月十五日			瑞鳳寺燒失。
二、五二六	慶應二年三月十八日		一六〇餘	原町南目陽雲寺より出火東方兩側に延燒、北側は鳥山文十郎方迄南側は其の向ひ三軒目先迄燒失。

第二項　明治以降仙臺火災年表

二、五二九	明治二、正、二八		畫北二番丁ヨリ出火宮町一圓燒失。	
二、五三六	同九、三、五		畫野火延燒シテ北山一帶ヲ燒ク。	
二、五三七	同一〇、三、二七	二〇〇餘	夜河原町ヨリ出火附近ヲ燒盡ス。	
二、五四二	同一五、九、七	舊域二ノ丸	伊達氏累代ノ建物悉ク燒失。	
二、五四九	同二二、四、一		市制施行、戶數一萬六千八百六、人口八萬六千三百五十二人。	

二、五五〇	同	同	二三、一、一四	嶋芭蕉辻東隣角燒ケ馬調善吉方幼兒四人下女一人燒死。
	同	同	二三、五、二五	夜芭蕉ノ辻東北角燒失。
二、五五一	同	同	二四、一、一九	夜立町小學校燒失。
	明治二四、		五、一九	夜北五十人町及角五郎丁大火。
二、五五二	同	同	二五、一、二一	夜新得馬丁北側大火。
二、五五六	同	同	二九、四、一	夜鶴屋下稲荷寺燒失。
二、五五八	同	同	三一、三、二八	朝北山町知恩院燒失。
	同	同	三一、三、三一	夜二十人町矢崎神社(無格)燒失。
	同	同	三一、四、一八	背東十番丁久近寺燒失。
二、五六〇	同	同	三三、一、五	嶋大町四丁目北側大火。
	同	同	三三、四、一〇	夜芭蕉辻東北部火災。
二、五六二	同	同	三五、二、三	晝芭蕉辻西南部燒失。
	同	同	三五、二、一六	晝連坊小路保藤寺燒失。
	同	同	三五、三、八	晝東三番丁私立宮城女學校燒失。
	同	同	三五、五、二〇	晝宮町咬林寺燒失。
	同	同	三五、五、二六	夜川内第二師團輜重兵第一部燒失。
二、五六四	同	同	三七、七、一五	夜宮町且沙門堂燒ケル。
	同	同	三七、一一、一五	晝片平町宮城縣警察病院構内燒ケル。
二、五六五	同	同	三八、一二、三一	夜北二番丁佐久間子爵邸燒ケル。
二、五五五	同	同	二三、一、一四	嶋芭蕉辻東隣角燒ケ馬調善吉方幼兒四人下女一人燒死。
	同	同	二三、五、二五	夜芭蕉ノ辻東北角燒失。
二、五五一	同	同	二四、一、一九	夜立町小學校燒失。
	明治二四、		五、一九	夜北五十人町及角五郎丁大火。
二、五五二	同	同	二五、一、二一	夜新得馬丁北側大火。
二、五五六	同	同	二九、四、一	夜鶴屋下稲荷寺燒失。
二、五五八	同	同	三一、三、二八	朝北山町知恩院燒失。
	同	同	三一、三、三一	夜二十人町矢崎神社(無格)燒失。
	同	同	三一、四、一八	背東十番丁久近寺燒失。
二、五六〇	同	同	三三、一、五	嶋大町四丁目北側大火。
	同	同	三三、四、一〇	夜芭蕉辻東北部火災。
二、五六二	同	同	三五、二、三	晝芭蕉辻西南部燒失。
	同	同	三五、二、一六	晝連坊小路保藤寺燒失。
	同	同	三五、三、八	晝東三番丁私立宮城女學校燒失。
	同	同	三五、五、二〇	晝宮町咬林寺燒失。
	同	同	三五、五、二六	夜川内第二師團輜重兵第一部燒失。
二、五六四	同	同	三七、七、一五	夜宮町且沙門堂燒ケル。
	同	同	三七、一一、一五	晝片平町宮城縣警察病院構内燒ケル。
二、五六五	同	同	三八、一二、三一	夜北二番丁佐久間子爵邸燒ケル。

二、五六七	同	同	四〇、一、五	背東七番丁仙臺製糸所燒ケル。
	同	同	四〇、一、二四	嶋宮城縣立第一中學校全燒シ、書記大友元吉　御眞影ヲ護ッテ燒死。
	同	同	四〇、二、九	嶋東三番丁陸軍衛戍病院構内燒ケル。
	同	同	四〇、四、一五	嶋仙臺停車場前大火。
二、五七九	大正		八、三、二	嶋南町ヨリ出火十二ケ町延燒郵便局東北學院ヲ始メ公所、會社多數燒失。
二、五八四	同	同	一三、一、七	夜東北帝國大學醫學部火災。
	同	同	一三、五、二	夜北二番丁光禪寺地藏堂ト南鍛冶町曹洞宗第二中學校燒失。
二、五八五	同	同	一四、六、三〇	嶋大町四丁目伊澤勤工場燒ケル。
二、五八六	同	同	一五、六、二四	夕鐵砲横丁東北帝國大學工學部燒ケル。
二、五八七	昭和		二、一、一五	朝國分寺五城銀行燒ケル。
二、五八八	同	同	三、二、一一	朝北六番丁宮城縣第二中學校燒失。
	同	同	三、三、二二	朝長町日本製粉株式會社工場燒ケル。
二、五八九	同	同	四、五、一五	夜愛宕山下二本松電氣株式會社燒ケル。
二、五九一	同	同	六、一、二二	晝東一番丁森德座全燒。
二、五九三	同	同	八、三、二〇	夜東一番丁仙臺館附近燒ケル。
	同	同	八、五、二	夜東五番丁合同運送株式會社燒ケル。
	同	同	八、八、一一	夜小田原東丁後藤製紙工場燒ケル。
	同	同	八、一〇、二三	朝柳町通鐵道局電力工手眞事務所燒ケル。
	同	同	八、一〇、三一	夜新河原町佐藤まん方外十一戸燒ケル。

五一

五二

第三項　明治維新以降人口に膾炙せらるゝ火災及異例の火災狀況

一　明治二年正月廿八日晝北二番丁より出火宮町一圓大火の狀況（永野榮助氏記抄）

午正月廿八日明八ツ時頃より風吹立朝六ツ時頃より雪雨降り五ツ時より靜り其より大風吹起並木打折處ゝ家傾瓦飛落路人眼に砂入鹽釜鎭守參詣人無之御小旗相立不申御輿御下り遊され少ゝ祭有之同日夕四ツ時頃二番丁中杉山通角光禪寺通東隣より出火一番丁御宮町迄燒け屋敷方六十七軒燒け御宮町六十軒餘此邊へ飛火それより何處にても夜番に候云ゝ

二　明治九年三月五日晝の野火延燒し北山大火の狀況

明治九年春三月西北の强風七日間吹き續き四日目なる三月五日の朝八時頃荒卷山一帶に山火事起り同山中の一軒屋に飛火したる爲め寂光寺に燃え移り輪王寺仁王門より一丁程下の僧侶學堂に延燒し火焰は益ゝ盛に遂に輪王寺本堂を一と舐めにし横續きに資福寺、覺範寺、東昌寺、光明寺を燒き拂ひて青葉神社下の人家三軒餘を燒きて止み、一方學堂を燒燼したる火の手は大場茶屋より福安寺を燒きて漸く消止む、青葉神社は消防の力にて辛くも免れたりと火災と共に猛風一層盛にして人力の施すべき術なく俄に起れる火災にて「土から涌いたか天から降つたか」と怪まれたる程にて當日朝十二軒丁にも火災ありしと荒卷山の山火事は山形より飛火し來れりと云ひ傳ふ。

輪王寺山門に有名なる十六羅漢を安置しあり雛僧の働きにより災難を免れたるも其の後遂に行衞を失したりと。

三　明治十年三月廿七日夜河原町より出火の大火の狀況

明治十年三月二十七日まだ肌寒き宵の口十時頃と覺しき夜の靜寂を破り新河原町提灯や椎名某方より突然火の手揚るよと見る間に瞬く隙に燃え擴りて四隣に移り火燄炎ゝ忽ちのうちに天を焦し烈風さへ之れに加はりて寄り付く術もなく火勢彌增募りて消防も手を拱ぬく許りにて遂に火の手は河原町、横丁、杉の下、行人塚と延びて其の一圓を一と舐に舐め盡し翌朝五時頃小泉に至りて漸く消し留めたり。河原町は軍隊御用商人其の他大商店の櫛比しあるところとて其の損害最も多かりしなり。この火災に不具者一人逃げ後れて遂に無殘の燒死を遂げたりしと、火災の原因は夫婦喧嘩の餘波と傳ふるものあるもそは誤りにして提灯細工場の原料よりの失火なり。

四　明治十五年九月七日晝舊仙臺城二ノ丸仙臺參謀部の全燒狀況

（明治十五年九月八日陸羽日々新聞所載）

昨七日午前十一時少し過る頃突然火事ありと叫ぶものあり、何處の火事にやと逸早く火の見に上り彼方を見やれば川内なる靑葉城卽ち鎭臺本營にて黑煙天を焦がすばかりなればスハ大事なり。と「筆投げ捨て」息をも繼がず片平町の公園地まで駈付けたるに火熱の鋭きこと云はん方なく非常の號砲鐘を聞き付け駈集りたる各町の消防組警察署の喞筒本營の兵士等八方に駈廻りて盡力せられしも看る〳〵參謀部を始め各局課輜重兵營、工兵第二方面本署等凡そ十七八棟に燃廣がり榴ヶ岡の兵營より一大隊ばかり駈足にて走付けられし時分は早や下火のころにてありしが正午十二時三十分頃全く鎭火なしたり、扨て燒殘りしは衞戍兵の詰所、金庫、新築金庫、新築職工場、第二方面倉庫、新築厩、被服庫、火藥庫幷に大門の十棟の外物置小屋等なるが雜と九分通の燒失なるべし火藥庫へ火の廻らざりしは實に風少な

かりし俛倖なりしが兵士二小隊ばかり同庫の近傍に立並らび又同方角への火は殊に烈しく防がれたる容子なりし若し火藥庫にして破烈せば或は市街も其難を免がれ得ざりしならん、此日風位は最初は西なりしが火事半より南となり火藥庫へ向き少しは危險なりしも風が殊に微弱にして煙の延程にはあらざりし、扨て當本營は伊達政宗公が慶長十二丁未の年始めて玆に本城を据えこれを青葉城と號し二の丸は二代目の藩主義山公が元和年中に築かれしにて文化元年六月二十四日電火の爲め全城炎上し尋で新築ありて明治五年四月に至り玆に鎭臺本營を置かれたるなりと云ふ。

○仙臺鎭臺本營出火續報

舊伊達藩士族中に去る者ありと聞えたる當區北四番丁沼澤與三郎氏は一昨日鎭臺本營出火せりとの警報を聞くや矢を射る如く舊大手前に馳往き吁伊達家累代居住し玉ひし青葉城も今日を限りに一片の烟と成果ること殘念とや云はん殘り惜しとや云はん心魂ともに燒るゝが如しと路上に仆れて大聲を發し泣叫びつゝ轉廻る樣の可笑くてや傍に居合せし矢野某なる者が思はずも一笑したるに沼澤氏はムツクと起き此の恩知らずめがと云ひさま飛掛りて矢庭に蹴倒し數多度踐蹂りしかども流石に返す詞のなくてや平謝りにあやまりながら這ゝ何れへか逃げ去りしと云ふ沼澤氏にしては左もあるべし。右出火の火元は未だ判然せざる由なれども燒始めしは舊藩の頃御臺所と稱えし萱葺の建物（當時銃工場）なりとの事又本營に火の揚るや火藥庫の破裂を恐れ川内の家ゝにては一人も殘らず逃け失せ公園下邊にも餘程逃げし向もありしが逃げ損となりしは不幸中の幸なりし。又本營内に入獄の者十八名ありたるが火の揚るや直に皆な門外へ解放せられしも一人として逃ぐる者なく何れも蹈止まりて消防に盡力せしは殊勝なりしと。また營内に繫ぎ置かれたる馬八十餘頭は直に門外へ逐ひ出さるゝと其處彼處にて蹴り合を始め怪我せしも多く驚いて崖より落ち其まゝ斃れたるも二頭あり何れへ馳行しか今に行方の知れぬも二頭あるよし。怪我人も五六名ある由なるが中にも傳令使長中

原少尉は餘程の火傷にて昨日より出勤なかりしと云ふ。鎭臺假事務所は愈片平町公園地の元勸工場へ設けられたり。以て當時の民情の一端を知るを得べし。

五　明治二十三年一月十四日芭蕉辻の火災にて幼兒五人燒死の狀況

明治二十三年初春を壽ぐ正月十三日の深更花京院通りに火災あり、これに出動したる消防組頭岩淵嘉藏氏は部下を纏めて消防詰所なる仙臺警察署に引揚げ、今や辨當を開かんとしたるとき又もや火災芭蕉の辻に起るとの飛報に一同はそれと許りに駈け付けたるに火元は芭蕉の辻東南角西洋小間物卸大問屋馬淵善吉方の店舗にて、炊事場と紅久染場との間と覺しきところより發火し二階に燃え移りしが、堅牢を誇れる構造の瓦家根とて火勢は屋上に貫く能はず、表二階の格子窓より濛々たる黑煙の中より盛に紅蓮の舌を出す物凄さたとふるにものなし、荒れ狂ふ魔神の舌を吐ける二階座敷には善吉氏方の子女四人と子守の少女との五人年立ち歸る新玉の年の始めの十四日正月行事のあすは茶せごの餅を貰ふ樂しさに早寢の夢の圓かなりし夜半、スハ火事よとの聲に幼兒に添寢の母人はさしたることもなからんと家人を呼起すべく階下に降りしが、盛に起る火炎の火の手早く、我に歸りて引返したるときは既に遲く燄々たる火炎に行くてを遮られて立戻ること叶はず氣も狂亂助けを求むれども應する人とてなかりしが其のうち嵩の某火炎を潛りて入りたるも目的を達し得ず、取り殘されたる幼兒等は逃ぐるにも途なく格子の隙より手を差し延べて救を求むるも堅固なる漆喰格子戸を容易に打ち破ること能はず、この世からなる焦熱地獄見る〳〵可憐なる五つの魂を惡魔の爲めに奪ひ去られしは悲慘の極みと云ふ可きなり、燒死せる幼兒は善吉氏の孫民治郎九歳、新兵衞七歳、友治郎四歳ふじ子二歳と子守佐藤いと子十三歳（仙臺生れ）にて、新寺小路正雲寺に葬られ、いと子は其の隣地洞仁寺に葬らるこの慘狀一とたび傳はるや、世の同情を惹き和歌を寄せてこれを吊ひ金品を贈るもの等尠からざりしなり。

幼兒等の慘死にからまりて當時芭蕉の辻に付て一の因緣話あり、序なるを以てこれを記さん、年代は判然せざるがこの災難を去る遠き昔のこと如何なる罪をか犯したりけん、七北田のお仕置場にて火刑に處されたる罪人あり、その火焙りのさまを見物したる芭蕉辻附近の小兒等は遊びごとにことを缺き、その火焙りの眞似を爲し罪人に充てたる小兒を燒き殺したりければ、其の父親等は大に怒りて何れもこれに加はりたる各自の子供等を殺し其の亡骸をば八つ塚なる正雲寺に葬り塚を建てゝ之れを吊ひしもの今尙存せりこの慘劇のありたる爲め當時この芭蕉の辻に將來如何なる不祥事の生ずることかと安き心もなかりしが、數多の年月を經たるこたび、斯る慘劇の起りてその遺骸を同じ塚ある正雲寺に葬るとは何かの因緣なるべしと古老の語られしなり。

而しこれは馬淵家と因緣ありともは思れず、芭蕉の辻は其の昔科人御仕置場にてありしとかの天保の大飢饉のときの如きは窮餘夜逃を爲すもの、他領に走るもの、飢のために追立てられたる窮民は群をなして城下を離れたるものらしく、辻の附近には置き捨てられし童女等が寒さを訴へ飢に泣き眞に鬼哭愁々たるものありしと傳へられ、其の怨靈永くこの土地に殘れりとて、恐怖を懷く人も少からず、それ等の爲め、このことありての後燒死せし幼達の爲めに大施餓鬼を執行し、尙同月廿六日を以て盛なる地祭を行へり、其の當時の狀況を左に紹介せん。

○芭蕉辻地祭の次第（奥羽日日新聞明治二十三年一月廿八日）

屢〻報道せし如く愈〻一昨廿六日を以て執行せし其次第を記載せんに大町四丁目一丁內は戶每に忌竹に注連繩を引榮え數千個の紅燈を揭連ね燒失跡には數ヶ所に櫓を設け番所の辻火の用心天地一誠心杯大書せし大吹貫又は五色の吹貫等を數旒吹き靡かせ其他裝飾法の如く扨祭式は第一祓の行事第二倭舞、第三撒餅第四神樂第五消防夫技藝、第六撒

餅第七神樂と定め且つ接待所を警官、來賓、消防夫の三ヶ所に區別しそれ〳〵委員を置きて萬事を斡旋せしめたり正午の號砲を相圖に祭主櫻田如水氏は祭官を率ゐて祭場に着きそれより祓の行事法の如くありて地祭の式を終へやがて先倭舞數番引續き定めの通り撒餅神樂消防夫の技藝等を順次に演じ又各接待所にては赤飯の折詰を配り酒は隨意に振舞たり今其委員の姓名を記せば。

受付係　阿部朝吉
　　針生庄五郎
祭事係　中川兵七
接待係　虎岩省之
　　高橋儀兵衞
　　山本胞五郎
酒配當係　葛西虎七郎
辨當係　谷喜藏
消防組取扱　丹野六兵衞
　　遠藤兵藏
燈灯係　大坂久助
撒餅係
第一櫓　淺野喜代治
第二櫓　横尾芳清

等の諸氏にして何れも注意周到なりし爲め怪我或は喧嘩等の事もなく無雜に事を終られしは何よりのことにて同日は兼て市内に聞え渡りしことと云ひ且つ好天氣なりしゆゑ時刻前よりの人出非常に多く同町内は實に立錐の餘地も見えざる程にて夜に入りても尙ほ混雜云ふばかりなく中々の賑へなりしは道が場所柄とぞ思はれたりき然れば此の擧たるや郡村までも聞えしと覺しく刈田郡白石町寓居の蓬窓庵主人より本社に托して左の和歌を寄せられたり。

今二十六日仙臺市芭蕉辻火災地祭を行はるゝ由を遙かに聞侍りて吊詞にかへてよみ侍る

世の人の袖にも露や置き添はん
　　脆く枯にし撫子の花

佐々木助治
第三檜　伊藤忠治
庄子庄七
子供取締　佐藤忠治
會計係　齋川子之吉

六　明治四十一年一月二十四日曉縣立第一中學火災に御眞影奉護大友書記燒死火災狀況

一月二十四日午前一時十分と覺しき頃宮城縣立仙臺第一中學校構内より出火し、僅かに二時間を出でずして流石大規模なりし同校は寄宿舍を除くの外教室全部を烏有に歸せしめたるが、當日の宿直員書記大友元吉氏（五十）は此非常

の變に當り先づ御眞影を他に奉移せん覺悟にて、同校階上なる講堂に駈入りたる迄は宿直の使丁が認め居りしも其の後如何になりしか不明との事にて、出張の警官及び此の變を聞き駈付けたる同校職員一同大に憂慮し、或は高等學校に奉安せしならん、或は縣廳ならん抔種々臆測して問合せたるも一向其所在知れず、各自八方搜索し居りしが荒町小學校に奉移せりとの噂に、時を移さず同校を問合せたるに然る事なしとの返答なりしかば或は燒死せしにあらざるやの疑を起し御眞影室に充て居れる講堂一部の燒跡を搜索せるに、果して死體を發見せるが、其の慘狀實に云ふに忍びざるものあり、頭部及四肢は悉く跡形なく僅に胸腹部のみ黑焦となりて横たはり、其の傍には御眞影の外枠に打付けありし金具の散在しあるを以て見れば、慥かに御眞影を奉持し、咽喉の場合と云ひ殊には火焰の蔓延せし爲め講堂の階段を降りる際火焰に捲かれ、遂に廊下にて御眞影を奉持したるまゝ燒死したるものと推知せらる、一昨夜大友書記就寢前に遲信省燒失等の事もあれば、火の用心を嚴重にすべしと使丁二名と共に同校構内平素火鉢及暖爐の設置しある部分をこと〳〵く巡視し、十時過ぎに至りて書記及使丁も就寢せしものにて、何れの場所より發火せるや殆ど不明なるも、就寢後間もなく大友書記が大喝一聲大變だと叫びて、宿直室を飛び出し講堂の方に馳せ行く物音に驚き起き見れば、生徒控所及事務室等は一面の火焰と化し周圍の窓よりは悽まじき火焰の舌を吐きて一砥に舐めつくさん勢ひなりしとは宿直の使丁が云ふ所なり、燒殘りたるは寄宿舍二棟雨天體操場一棟、擊劍場一棟、物置一棟、都合五棟のみにて其の他は悉く灰燼となれり、備付の書籍器具は概ね燒失せるが、其の内博物標本及體操器械等の過半は植松、山本兩教諭等其の他の盡力に依り燒失を免る、大友書記の死體を發見するや時を移さず東九番丁の同氏宅に通知せるが家族の悲歎同情の涙禁ずる能はず、當夜の宿直は大友書記の外小使長谷運之丞、中村安信の三名なりしが、中村小使は寄宿舍に當直し、本校舍には大友書記及長谷小使の兩人にて、午前一時過ぎと覺しき頃大友書記が大變だと云ふ聲と共に宿直室を飛出で講堂の方向を指して馳せ行く物音を隣室に宿直の長谷小使が聞付け、何事の起りたるならんと

枕を擡げ見れば、斯は如何に生徒控所の全面火焔に包まれ居るにぞ、扨こそ一大事と驚起して大友書記の後を追ひ行き消火に盡力せんと宿直室を出でたるも、火勢猛烈にして近づく能はざるにぞ、外庭に駈出で先づ寄宿舍に宿直し居る中村小使を起し、直ちに引返して宿直室に入りたるに大友書記の火中にあるを見たり、斯る騷ぎに近隣の人〻駈付け、中にも五年生日下治君が第一に到着し、豫て　御眞影の大切なるを知り居れるものから逆捲く火焔を冒して講堂入口まで上り行きしも危險云ふばかりなき形勢に引返さんとする一轉瞬不圖講堂の北側なる　御眞影奉安所の前に大友書記の在るを認めたれば、早く出でよと叫び居る中に火焔は已れの足元まで襲ひ來りし爲め、直ちに階下に降り辛ふじて猛火を脱出せるが、其の後の狀況詳ならずと、大友氏壯烈なる殉死の報傳はるや、天下の同情翕然として之れに集り、時の市長早川智寛氏は率先市民に檄して弔慰金を募る、曰く

弔慰金募集の檄

今曉宮城縣立仙臺第一中學校全燒に際し當日宿直同校書記大友元吉氏は　御眞影を奉護して豫定の御立退所へ奉遷せんが爲め奉安所に入りたる儘遂に不歸の人となれり、嗚呼斯かる非常の場合に際しては或は百計施すに術なく人は遁れ、　御寫眞は失ひ奉れる事ありとも力及ばざる所なりとは言へ精神の教育を重んずる學校に於て萬一も斯かる不祥のありたりとせば其は甚だ心苦しき限りなりしに、今回大友書記の　御眞影を奉護しつゝ壯烈なる最後を遂げ　皇室に對する忠忱を表顯したるは國民平素の心懸を發揮して餘りありと謂つべし其　御寫眞を失ひ奉れるは實に恐れ多き次第なれども、氏の殉死によりて其の萬分は贖はるべく誠に教育の任にあるものゝ名譽の死と云ふべきなり、如斯は單に殉職者の龜鑑たるのみならず、國民教育上絶大の活教訓を遺されたるもの其偉大の功績は吾人の大に感謝すべき所ならずや、然り而して一面遺族等の心腸を哀察せんか、暗涙交も到り悲嘆禁ずる能はざるものあり、依て茲に同情の士と申合せ弔慰金若干を贈らんとす、市民諸氏請ふ之を贊助せよ。

明治四十年一月二十四日　　仙臺市長　早川智寛

更に河北新報社長一力健治郎氏外各方面有志相謀りて左の檄文を發せり。

謹告

今回宮城縣立仙臺第一中學校舍全燒の災厄に遭遇するや當日の宿直なりし同校書記大友元吉氏は、御眞影を安全の地位に奉遷せんが爲め猛火を冒して奉安所に入り遂に不歸の人となれり、抑も氏が危難を顧みずして職に殉し以て皇室に對する忠忱を表顯せられたるは國民教育上絶大の活教訓を示したるものにして其崇高偉大なる功績は我國民の欽仰依遵すべき所とす然りと雖も一面氏の私事に相到せば同情の念轉た禁ずる能はざるものあり蓋し氏は年齢五十一歳にして未亡人の外七十餘の老母あり而て長男某は昨年米國に客死し次男は目下仙臺市立商業學校に三男は同市荒町尋常高等小學校に在學し何れも未だ家事に當る能はざるを以て同家維持の責任一に懸りて未亡人の一身に存す而して家に擔石の蓄なし即ち同氏の靈未だ以て瞑すべからざるものあるを信ず豈傍觀座視するに忍びんや宜しく大に之が保護の道を講じ以て故大友氏の功績に酬ひ併せて其の靈を安んずべきなり依て我々同志のもの相謀り廣く金員を醵集して遺族扶助の資に供せんとす、冀くば同感の諸君我々の微衷を諒とし左記募集要項に依り陸續贊成せられんことを。

明治四十年一月

發起人

河北新報	一力健治郎
私立東北中學校	五十嵐豊吉
私立曹洞宗第二中學校	石月無外
仙臺市役所	早川智寛
師範學校	堀義太郎
縣立高等女學校	大澤彌治
市立東二番丁尋常高等小學校	萱場文二
第二高等學校	中川元
市立立町尋常高等小學校	浦江茂太郎
市立工學校	野村成次郎
仙臺醫學專門學校	山形仲藝
東北新聞	前田藤吉郎
縣立仙臺第二中學校	笹倉新治
市立商業學校	木下玄三
縣立農學校	三宅響吉
宮城縣廳	下条幸次郎

市民の之に應ずるもの甚だ多く、旬日にして數千餘圓の義金を得たり、同月二十七日、其葬儀を北山稱安寺に營むや、第二師團長松永中將を始め官民學生相會して忠魂を弔ひ、早川市長は市民を代表して徒歩其柩を送り又葬儀に列して弔辭を朗讀せり、市制實施以來火災の爲めに人命を殞したるもの一再に止まらずと雖も而かも明治二十三年一月十四日午前二時、芭蕉辻東南隅燒失の際の馬淵善吉方幼兒五人の燒死と大友書記の殉死との如きは悲慘事中の慘事なりとすべし。

今茲に本誌を編纂するにあたり、當時に於ける吊詞を錄し謹みて英靈に敬意を捧ぐ。

故大友元吉氏肯像

川田校長の弔詞

惟れ時明治四十年一月二十七日宮城縣立仙臺第一中學校長正七位川田正徹本校職員生徒を代表し謹て故本校書記大友元吉君の靈に告ぐ我校不幸にして回祿の災に罹るや此夜君會々直に當り火を倏しむる周到注意及ばざる所なかりしにも拘らず夜半俄然火起る君蹴起身を挺すれば煙焰已に漲り火子倏ち迸り火勢將さに熾なんとす君愕然として以爲らく火は校舍を燼すと雖も尊影に及ばしむべからず曷ぞ微身を顧るに遑あらんやと奮然猛火を衝き渦煙を冒して尊影安置所に趨き尊影を奉擁して階を下るや紅蛇威を逞ふして焰々君を包み遂に烈火の中に斃る嗚呼君の死や哀むべしと雖も是れ卽ち職に殉せるもの厥義天を衝き厥烈地を動かし所謂奮戰奮鬪軍旗を抱へて斃るゝ

ものと豈一歩を輸せんや寧ろ彼れと時を異にし能く死に處したるものと云ふべし嗚呼君の遺名は赫々として君を斃せる猛火の烈々たるよりも灼然たり而して是れ獨り君の名灼然たるのみならず我校の名聲亦君に據りて益々揚らむ矧んや精神界に於ける皇國教育者の忠心義膽も亦君に據りて發揮せられ好模範を示し良龜鑑を留めたるものと云ふべし是れ以て同情を君に寄するもの靡然として相應じ聞く者感泣せざるはなし君亦瞑すべきなり今や幽冥界を異にし復た語るに由なしと雖も君初め職に分校に就きしより篤實と勤恪とを以て衆に容れられ本校に轉任するに及んでは層一層勵精勉一に其職を奉し眞に十年一日の如く孳々として怠らず其の事を處する亦愼重にして未だ曾て誤らず嗚呼今君の職に殉する豈夫れ偶然ならんや故に君を惜むの情は轉た切にして涕泣措く能はず嗚呼哀哉今や挽歌を唱ふに際し胸迫り涙咽び言を盡す能はずと雖も至情の存する所尙くは饗けよ。

明治四十年一月廿七日

宮城縣立仙臺第一中學校長正七位　川田正微

早川市教育會長の吊詞

故宮城縣立第一中學校書記大友元吉君の葬儀に會し恭しく其の英靈を弔ふ君は多年職を仙臺中學に奉し夙に恪勤の譽ありしが去る二十四日學校祝融の際君偶當直にありて奮然猛火を犯し、御眞影を奉遷せんが爲奉安所に入りたる儘遂に不歸の人となれり、嗚呼壯なるかな、斯る非常場合に際しては或は百計施すに術なく人は遁れ、御寫眞は失ひ奉れる事ありとも力及ばざる處なりと云ひ精神の教育を重んずる學校に萬一も是等不祥のありとせば其は甚だ心苦しき

限りなりしに君が誠忠なる身を以て、御眞影奉護の大任に當り壯烈なる最後を遂げて皇室に對する忠沈を表顯し國民平素の心懸を遺憾なく發揮したるは誠に名譽の殉死と云ふべく君が如きは單に殉職者の龜鑑たるのみならず皇室に對し奉りては罪萬分を贖ふに足るべく而して旺盛なる士氣以て國民教育上絶大の活訓を遺されたり豈滿腔の感謝なかるべけんや蓋し人生死所を撰むは最大難事たり而して君が如きは眞個に其死所を得たりと謂ふべし死して餘榮あり憾みなけん尙くは饗けよ。

明治四十年一月二十七日

仙臺市教育會長
仙臺市長　早川智寛

下條第二部長の弔辭

維時明治四十年一月二十七日宮城縣仙臺第一中學校書記大友元吉君が靈柩將に葬られんとす宮城縣事務官從六位勳六等下條幸次郎謹みて君の靈に告ぐ君は明治二十九年四月を以て宮城縣第一中學校雇となりて分校に在り三十七年三月分校廢せらるゝに及び本校勤務となり三十八年二月書記に任せられ爾來余は嘗て本校長たりし故を以て君と相識ること久しく能く君の平生を知れり君質性實直にして職を奉ずること恪勤日夕懈らず終始一の如くなりき。

本月二十三日の夜第一中學校の火災に罹るや君宿直に在りしが事急なるを見て蹶起し猛火を冒して直に講堂に登り聖影を奉遷せんとし之を捧持して將に出でむとせし時火勢既に熾に烟焰回集し君遂に其志を果さずして難に殉じたり享年五十有二嗚呼偉なるかな君の行爲勇や其壯慘烈なること世に比稀なる所君の如きは實に其の職に忠にして以て其任を盡せるものと謂ふべし而して其の義勇奉公の至誠に至りては彼の硝烟彈雨の處に奔馳し命を致して以て君國に

報ずるものと毫も異なる所なし嗚人誰か死なからむ而して或は泰山よりも重く或は鴻毛よりも輕し君の如きは猶自己一身の本分を全うせしのみにあらず其忠誠は精神教育上の龜鑑となりて模範を滿天下に示し永く芳名を千古に傳へて世に欽仰せられむこと必せり是豈教育界の精華に非ずや死ある此の如きは實に泰山より尊きものにして亦遺憾あるなし君亦以て瞑すべきなり余は既に君と舊あり而して今此の殉難の大節を觀して感慨禁ずる能はず本日此の式場に臨み微衷を述べて哀悼の誠意を表す英魂尚くは來り享けよ。

明治四十年一月二十七日

宮城縣第二部長　下條幸治郎

一中の火災に絡まり文相を泣かしめたる一挿話あり、そはこの火災のありたる年のこと文部省に恒例の中學校長會議ありて列席の校長は具に其の當時に於ける狀況を述べ　御眞影燒失の不忠の罪を謝し恐懼措くところを知らざりきしてこの失火に當り　御眞影の安否を憂慮して第一に駈付けたるは當時五年の日下治少年なり、同少年は猛火中に而大友書記の奉護せるを認め共に助力して奉安に努めしも力及ばず、身を以て漸く脱出し遂に其の目的を遂ぐること能はざりしは吾れ人共に千歳の恨事とするところ而かも日下少年は常に訓戒を加へつゝあるところの生徒なりとぞ、平素教室にありて從順に講義を聞ける多數の生徒等は一旦緩急の斯かる場合何等爲す所なくして、平素訓戒を受け特に注意を拂はれし生徒の圖らざりき斯の危難に當りて挺身皇室を尊崇する其の心情其の勇敢なる行動の忠君愛國の發露なることを激賞し、同君を援用して這般の火災より獲たる精神教育の眞髓に觸れて大にこれを論及し列席の文相以下諸員をして痛く感動せしめたり、都下新聞紙も亦相傳へ「老教員文相を泣かしむ」との報道を爲して當時美談とせり

七　進行中の郵便車火災狀況

（大正六年十一月廿七日河北記事）

行囊數十個灰燼に歸す

原因は物品と物品の摩擦よりか

如此椿事は鐵道開設以來稀有の事

一昨廿五日午前六時三十分白河發同午後九時卅五分尻内着下り二百十三號混合列車が午後五時卅分盛岡驛に着するや連結の締切郵便車（係員乘車し居らず）より熾に火焔を吹出しつゝあるを驛員が認め大騒ぎを爲して之れを消止めたるが時既に遲く車内に搭載の郵便行囊數十個は全く灰燼と化し居たる未曾有の椿事出來せり、同列車の編成は機關車に次いで係員乘込み郵便車一輛鐵道院物品配給車二輛締切郵便車二輛及客車數輛より成り該二輛の締切郵便車には上野驛仕立に係る北海道行郵便行囊三百個を分載しありたり發火したるは二輛の内前方の車輛にして燒失個數は目下取調中にて不明なるも少くとも七八十個に達すべし。

△仙北驛にて發見　同列車が午後五時廿三分盛岡驛の手前なる仙北町驛に着したる際連結の該締切郵便車の車體左側中央部の板が約一立方尺許り燒穴を生じ其處より旺んに黑煙を噴出し居るを同驛助役が發見しスワ一大事と別個の郵便車に乘込み居たる郵便係員及び乘込み車掌と協力して之を消止めたるが其の際内部の被害は些々たる事もなかるべく全く火が消えたりと認めたれと兎に角該車輛を拔きて取調べんものと之を郵便車係員に諮りたるところ係員は之も全く消火したるものと認め『最早消火したりと思はるゝを以て大事なかる可く何れ盛岡驛にて處理すべし』と云ひ萬一を慮り此の旨を盛岡驛長に電話して處理の準備を請ひ其の儘五時二十分同驛を出發したり然るに全く消えたりと思ひたる火は發車と共に風の煽りを受けて炎え上りたるものゝ如く約五分間後盛岡驛に着車したる際再び黑煙と共に熾

んに車外に火を吹き出しつゝあるを發見したり。

△辛じて消止む　斯くと知りたる盛岡驛員は列車の停止するを待ち受けて該郵便車の扉を開かんとせるも何分嚴重に閉鎖せられありて容易に開かず己むを得ず燒拔ける穴より水を注ぎ辛じて消止めたる上內部を開き檢査した所既に數十個の郵便行囊は灰と化し殘れるは完全に遞送し得るもの四十四個水に濡れ乾燥を要するもの四十七個ありたり。

△原因全く不明　北部遞信局にては右急報に接し高橋監督課長隨行員二名と共に同夜十時發下りにて現場に急行し原因其他につき取調べ中なるが何分該郵便車は締切便と稱して係員が乘込み居らず郵便行囊を搭載して其の儘外部より閉鎖し置くものなれば外部より火の入る譯なく多分該郵便物の大部分を占むる普通小包郵便物の中に發火性の物がありたるか或は長き間の進行中物品と物品とが摩擦熱を生じ燃え易き物に火を發し遂に大事に至りたるものか未だ其の曩判明せず又何時何處より燃え出したるものなるかも不明なり。

△燒殘り品の處理　燒失を免れたる九十一個の小囊中水に濡れたる四十七個は驛構內の一室にて暖爐を以て乾燥し全く無事なりし四十四個の行囊は差出人受取人局名等を書き拔き同夜中に盛岡局より差立つることゝなし昨日午前十時七分盛岡驛發の下り便にて發送を了したり。

△片倉總務部長談　右に就き北部遞信局片倉總務部長は語つて曰く確か明治四十三年頃北海道で客車より發火し郵便車をを燒きたることあるも締切郵便車內より發火したるは未だ殆んど其の例なき事件なり原因等目下取調中にて未だ不明なるが何れ摩擦熱で可燃性の物に燃え移つたものではなからうか普通行囊一個の容積は幅一尺九寸四方高さ二尺七寸內外あり其の中に郵便物が詰りそれが七八十個も燒失したとすれば郵便物の燒失個數は大したものにて實に被害者に對して氣の毒の極みなり。云々

△同後報　北部遞信局にて其後取調べたるところに依れば燒失行囊數は六十三個半燒二燒失を免れたるもの九十二個

なり因みに該列車係員乘込郵便車に乘込みたる係員は仙臺鐵道船舶郵便局通信事務員針生權治(二九)及郵便夫芳賀彌太郎の兩人にて原因等不明なり。

八　大正八年三月二日曉南町の大火狀況

(同年三月三日河北新報所載)

魔て現るべき魔の手は潛めるとも想はれざる程に長閑なる彌生の空は明けし一昨午後過ぐる頃より北山颪吹き出して街路の砂塵を捲くに至りたるが點燈後漸次風勢を强め午後九時半頃には晴れたる星空に怪しき黑雲流れて颯々たる風聲に冷雨の矢彈き降らすなど何とはなしに險惡の氣の天地に漲り初めたる如く覺えられ十時——十一時——と時の進行に連れて、强風は烈風に魔の神の世界と化せる夜半十二時頃には、全く狂風と變じ、轟々たる風籟屋柱を搖がし地軸爲めに震動せんかと疑はるゝ許り市民の夢いよ〳〵圓かならず、只管惴々然たりしが初更過ぎる眞夜中午前二時三十分頃兇猛なる風聲の杜絕を潛りて警鐘の悲籟は市の一角に鳴り渡るスワ火事よと飛び起たるは風の流れに警鐘の響きを耳にせる一部の人々市民の多くは風聲に遮られて之を知らずにある間に市の中央部に屬する南町空高く火焰立ち昇り黑烟濛々として南天に渦捲き流れたれば附近一帶は忽ち阿鼻叫喚の巷と化したり、電話橫丁に上りし火の手は忽ち同橫丁南町四十四番地古物商尾形善作方の居宅を舐め鳥獸類剝製店並に燒芋屋等の棟續き長屋は一溜りもなく紅蓮の包む所となり瞬く間に西に延びたる魔の炎は同橫丁北側全部を烏有に歸したり。

怪火は瞬く間に本荒町を縱貫して郵便局一帶を舐む、一方火の手は南側なる仙臺郵便局電話交換局裏手ペンキ塗建物に燃え移り大火焰を揚げ、加ふるに罐にて吹き煽ふるが如き風勢なりしより何かは以て堪る可き忽ち同橫丁南側を西に本荒町角まで燒き拂ひたるが黃烟白烟の間に無數の火の粉を交へたる太き一條の怪烟宛然銀河の冲天に浮かべる

が如き狀にて北より、南に延びたる光景の凄絶悲慘比喩に辭なし、刻の間隙を以て間歇的に吹き付くる狂風に火の粉を、風下一圓の屋根と云はず樹木と云はず、街路人頭の厭ひなく、叩き付くる危險は觀るから物凄く電話横丁北側の火焰は南町二十四番地の綿屋を殆ど半燒の慘景に陷らしめて止み、南側の火の手は赤煉瓦造の電話交換局に移り、各窓口より褪黃色の炎を吐き出せる時は午前三時十分前なりしが、當直の交換手等年若き女心に氣を轉倒せるものか、各自風呂敷包等を抱いて泣き叫びつゝ逃迷ふ狀は憐れにて此の時既に仙臺警察署各消防組等駈付けて消火に死力を盡したるも風勢の兇暴は如何とも手の下し樣なき有樣なりしが、紅火は忽ち南接せる仙臺郵便局に移り初めたれば、各局員配達夫等は赤車に郵便物並に、重要書類を滿載して、南町通北部遞信局に運び居る內、早や木造とは言へ堅牢壯なりし郵便局舍を火塊に化し、一面の火の湖を現出せる狀最早や祝融氏の兇惡なる魔手は、那邊まで到りて那邊に終るか、全く豫測し難き險惡圈に進み、電柱電線の燃燒して、縱橫に倒れ重なり宛然緋の蛛網を張り廻はせる如くなるは危險裡中の美觀なりき。

火は遂に南側東側に延び先づ旅人宿芭蕉館を灰燼に歸し、北に進みて共同生命保險會社の白堊洋館を半燒同然にして止め、南に延びては菅田小間物店、明治生命保險會社假事務所、相馬寫眞館、草苅辯護士、鐵道船船郵便局、今井洋服店、遠藤藥店、內ヶ崎洋食料品店、龜田活版所、村山肉店、硝子店、身章女學校等全部を烏有に歸して、南町通角牛豚肉店まで到り、西側の魔手は郵便局より南隣旅館境屋、横濱火災保險會社仙臺支店を燒き、若月堂菓子店、小島理髮本店等を一舐に火煙に化して、本荒町に到る若生屋横丁北角若生電氣部と、北隣佐竹紙店を半燒せしめて止みたるも西裏手に延びたる紅蓮は本荒町街路に面する一帶を舐めて燒野を現じたり、時午前四時三十分頃なりしが、消防一隊が南町方面に全力を傾注せる最中狂風に舞ひ飛び行ける火の粉は東一番丁藤崎呉服店と南町通との中間區域東側の南町通に面する此所にも火の手を揚げたれば、附近の混雜雜動は極度に達し、避難婦女子の悲鳴と、急霰の如く

落下する火塊に、左しもに廣き南町通街路も通行容易ならざる狀態に陷りたるが、小建築物の密集せる同所は瞬く間に灰燼に化し、遂に伊藤石炭商倉庫に延燒大火柱を天に冲し、一方南町の火の手は東側裏手を東一番丁に向け延び來りて、阿部太助邸前川眼科醫、松內虎之丞邸等の宅を燒拂ひ、代議士村松龜一郎氏邸並に北側一力健治郎氏邸を危險に陷らしめたるが、午後三時十分頃より風位稍々北より西南に變したると、消防その効を奏して、類燒の難を免れ、東側は辯護士飯塚千尋氏邸の南隣青葉女學院の幼稚園と塀とを燒きたるのみにて漸く消し止めたり、東一番丁と南町との間に位置する南町通南北兩側は悉く烏有に歸し、小西儀助氏の壯麗なる邸宅も影を留めざるに至りたり。

南町通りに延びたる火流は、先年祝融の災に罹りて未だ空地となり居る、東一番丁西南角空地近接の家屋は再び災厄に遭ひ、東南新築長屋も同樣にて政岡豆、美人おでん屋等悉く灰燼に歸し東に延びて大日横丁（敎樂院丁）を飛び超え陸奧國より三軒西の長屋を燒き止み、北側は東一番丁角より東に進み南光院丁角より西方三軒目の辯護士正木昇之助氏邸の塀を燒きたるのみにて止みたり。

兇暴なる火龍は遂に東北學院を燒き更に南に長驅したり、大日横丁東西兩側を呑み裏手家屋まで烏有に歸し一方東一番丁（支倉丁）を南に延びたる火勢と共に一帶の地域を燒野原と化して柳町通に及びたるが東方は二十三番地陸軍少將横內宗太郎氏邸の門塀を殘し居宅を燒きて止め向側は柳町通十六番地西隣にて止みたり、斯の慘景を呈し居る最中午前四時頃なりしか魔風の遠く南に走る勢に送られて黑煙と火塊を飛ばせる危險は遂に意外にも東二番丁に巍然たる仙臺名物の一なる壯麗なる赤煉瓦洋式建築東北學院中學部の上層樓に天を摩して聳立せる尖塔に魔の炎の忽焉として立ち昇るよと見る間に、紅蓮は物凄く塔の窓口より吐き出され尖塔と化しアレヨ〳〵と叫ぶ間に階上各房に延火せるものか窓よりもう〳〵たる黑煙と舌火を吐き、さしも壯麗なる學院の校舍も灰燼に名殘を留むる無慘さを呈せり。

同校舍は寄宿舍と共に明治三十八年九月工費九萬圓を投じ東北有數の建築物として本邦中學校無比の校舍たる江湖の

讃美を博して竣成せるものにて、校舎四百六十坪寄宿舎四十六坪時價五十萬圓其の他内部の器具等を合算して六十萬圓の大損失を見るに至れりと云ふ、火焔は更に南へ清水小路に達せんとし遂に東三番丁へ飛ぶ、同院の類焼は風下なる各町に非常なる不安を増さしめたるは何分にも大建築物とて火の粉の飛散甚だしく若し風下に相對する宮城女學校新築校舎に延焼せんか火の手は更に猛威を加へて荒町連坊小路方面に延び行くべき虞ありたるが、この時形勢危險と觀て取りたる櫻ケ岡歩兵第四聯隊第三大隊第十二中隊消防控置兵の一隊が、成田中尉指揮の下に附近一帯の消防警戒に任じ同時に同聯隊第一大隊第一中隊牧村中尉の率ゆる一隊も駈付け警戒に任じたるため、豫想せる程の大事なくして終り、直ぐ風下に當り火塊の洗禮を受けたる河北新聞社が幸ひに無事なるを得たり、然るに一方柳町通りより延焼せる火の手は北目町兩側を南に舐め盡し西側は道場小路角より南へ二三軒破壊消防をなして打止め東側は菊の湯の表家を殘して止みたるも火の手の及べる周圍の家屋は悉く破壊せられ半焼全焼同樣の惨狀を呈せり猶ほ執拗なる魔の炎は東二番丁北目通りより南方東側裏手の倉庫又は物置等の屋根に飛火し「アレヨ〳〵」と叫ぶ發見者の聲も狂風の猛烈さに如何ともなし難く見す〳〵大火柱を天に冲せること三ケ所三度に及べるなど思ひ出づるだに凄絶の極みなりしが清水小路と上染師町に通ずる鐵砲横丁にも飛火東三番丁角兩側一角を又灰燼に歸せしめ、女子自助學館並に外人邸宅五ツ橋教會等をして危險に陥らしめたるも同所だけにて消止めたるは、仙臺專賣局煙草工場を風下に控居ることより觀て何よりのことなりし何分にも電信電話等の通信機關は全く杜絶せるため、諸般の調査容易ならず未だ明確なる計數を報ずる能はざるも類焼戸數は南町全焼六十八戸半焼三戸、東一番丁全焼百二戸、本荒町十五戸、其の他前記の各所にて十丁餘に亘りて烏有に歸せる家屋一千餘戸と概算せられたり。（因に精査の結果焼失戸數七〇七）

此の大火に當り他町村よりの來援消防隊は鹽釜消防組六十四人、同義勇團三十六人、利府消防組三十二人、岩切消防組四十人、亘理四十人、大河原四十人、何れも汽車にて駈付け其の他松島、高砂、原ノ町、増田、岩沼等の各町村

よりも多數來援せり。

鎭火時間は二日午前七時半なるが斯る稀有の大火に於て死傷者のなかりしは不幸中の幸と云ふべし。

第四項　舊藩時代仙臺領内明治以降宮城縣下大火年表（仙臺市ヲ除ク）

一舊藩時代				摘要
紀元	年	月	日	焼失戸數	
二、二八三	元和九年	四月	十六日		刈田嶺噴火ス。
二、二八四	寛永九年	十月	十五日		刈田嶺焼ケ鳴動已マス沙礫ヲ降ラシ大石ヲ飛ハシ、田ヲ害ス、公宗高君ニ命シ、明人王翼ヲシテ之ヲ祭ル是朝大ニ鳴動シ、祭畢チ乃チ止ム。
二、二九五	同十二年	七月	十二日		江戸兩邸焼亡ス。
二、三〇八	慶安九年	七月	十三日		仙臺大風雨、名取宮城海溢ル、人家七十餘流亡ス。
二、三五四	元祿七年	五月	六日		刈田郡熊野嶽噴火藏王社焼ク。
二、三六七	寛永四年	二月	六日		小泉歌津荒戸長清水十三濱諸濱ノ漁船十九、漁者二百八十三人、颶風ニ漂流シ往ク所ヲ知ラズ。
同	同 二	月十	四日	一〇〇餘、焼死一	柴田郡槻木町火災。
同	同 二	月廿	三日	一六〇餘	牡鹿郡湊町火災。
二、三六八	同 五年	三月	十六日	一七一	志田郡三本木町火災。
同	五年	十月	廿五日	一四〇餘	柴田郡川崎村火災。

二、三七一	正德元年	三月十四日	一〇〇餘
二、三七一	同	同 五月十一日	一一九
二、三七二	同	二年 六月 七日	二八八
	同	同 十二月十三日	一七三
二、三七四	同	四年 三月 一日	三三七
	同	同 九月廿六日	二三〇
	同	同 十二月二十一日	一〇四
二、三七五	同	五年 三月十二日	二一八
	同	同 十一月廿三日	一二七
二、三七九	享保四年	三月廿四日	三〇〇餘
二、三八〇	同	五年 正月十三日	四七八
	同	同 三月廿六日	一〇一
	同	同 四月廿一日	一二二
二、三八一	同	六年 四月廿六日	一二二
二、三八二	同	七年 二月 八日	一〇二
	享保七年	三月 八日	二八五
二、三八三	同	八年 三月 十日	四四八
	同	同 十一月 四日	一〇〇餘
二、三八四	同	九年 二月廿八日	二一七

一迫眞坂火災。
志田郡三本木町火災。
刈田郡白石新町火災。
桃生郡鹿又驛大火。
柴田郡川崎驛大火。
栗原郡高清水驛大火。
氣仙郡越喜來村大火。
桃生郡横川町大火。
名取郡岩沼大火。
東山千貝町大火。
牡鹿郡湊町大火。
登米郡登米町大火。
氣仙郡世田米町大火二人燒死馬四頭燒死。
一迫眞坂町大火。
刈田郡關町大火。
東山千貝町大火。
本吉郡志津川町大火。
牡鹿郡住吉市大火。
志田郡古川驛大火。

	同	同 三月十日	一二九
	同	同 閏四月廿六日	一六六
	同	同 九月十六日	一二九
二、三八五	同	十年 二月 五日	一一一
	同	同 二月廿六日	二〇九
	同	十年十二月 十日	一〇二
二、三八六	同	十一年三月 二日	一六〇
二、三八七	同	十二年十一月 八日	一二三
二、三九〇	同	十五年二月十六日	一九〇
	享保十五年	七月十二日	二四七
	同	同 十二月十九日	七二〇
二、三九三	同	十八年三月十八日	買穀倉、焚死七人
	同	同 四月 七日	一〇四
二、三九四	同	十九年十二月廿七日	一〇五
二、三九五	同	二十年 二月廿二日	一六八
	同	同 八月二十日	一六三
	同	同 十月十五日	二一八
二、三九六	元文元年	十月二十日	一〇六
二、三九七	同	二年 正月廿七日	一二一

下膳澤前澤驛火。
磐井郡東山大原村大火。
東山大原驛大火。
金ヶ瀨驛大火。
玉造郡岩手山大火。
牡鹿郡遠鳴長渡濱大火。
登米郡登米町大火。
本吉郡氣仙沼大火。
伊具郡丸森町大火。
江刺郡岩谷堂町大火。
牡鹿郡渡波町大火。
上伊澤郡水澤町大火。
刈田郡白石亘理町大火。
伊具郡丸森大火。
上膳澤郡水澤驛大火。
三迫若柳驛大火。
本吉郡氣仙沼驛大火。
遠田郡南小牛田大火。
西磐井郡山目驛大火。

同	同	三月晦日	一四六	三迫若柳驛大火。
同		十月二十日	一三〇	氣仙郡世田米驛大火。
二、三九八	同	三年三月十九日	二三二	東山大原町大火。
二、四〇一	寛保元年	二月十九日	一八〇、死一	金瀬驛大火。
	同	同 二月廿八日	一〇〇餘	下膳澤郡七日町大火。
	同	同 四月二十日	一二五	江刺郡岩谷堂町大火。
二、四〇三	同	三年九月廿四日	二五八	刈田郡宮驛大火。
	同	同 十二月二十日		西岩井郡須川嶽燒ク。
二、四〇七	延享四年	正月九日	一一九	柴田郡前川邑川崎大火。
二、四〇八	寛延元年	四月十六日	一九二	牡鹿郡門脇町大火。
	同	同 八月三日	一三九	東山千廐町大火。
二、四〇九	同	二年三月十六日	一〇六	東山藤澤大火。
二、四一一	寶暦元年閏六月	二日		牡鹿桃生本吉氣仙諸郡海嘯アリ。
二、四一二	同	二年十一月六日	一一〇	氣仙郡高田町大火。
	同	同 十一月十日	二五五	岩沼驛大火。
二、四一三	同	三年二月廿六日	一七九	牡鹿郡石卷大火。
二、四一五	寶暦五年	二月六日	一七〇	氣仙郡田茂山邑大火。
二、四一六	同	六年正月十五日	一一三	氣仙郡高田邑大火。
二、四一七	同	七年三月六日	二三九	遠田郡田尻町大火。

	同	同 七月廿九日	一三八	牡鹿郡女川濱大火。倉庫三棟鹽二千九百餘苞
二、四一八	同	八年二月廿三日	一〇八	岩沼驛大火。
二、四二〇	同	十年三月廿八日	一三九	栗原郡澤邊町大火。
	同	同 十二月十五日	一四三	東山松川町大火。
二、四二二	同	十二年三月十三日	一〇〇餘	東山猿澤町大火。
二、四二四	明和元年	十一月十四日	二一〇	刈田郡湯原驛大火。
二、四二七	同	四年五月十日	二〇三	柴田郡金瀬町大火。
二、四二八	同	五年二月十九日	二四六	東山藤澤村大火。
	同	同 二月廿六日	三一七	江刺郡岩谷堂町大火。
二、四三一	同	八年三月十四日	一一六	膳澤郡前澤町大火。
二、四三四	安永三年	四月十二日	一三六	刈田郡白石町大火。
二、四三八	同	七年三月廿日	一三〇	三迫若柳村大火。
二、四四四	天明四年閏正月十八日		一〇四	本吉郡志津川町大火。
二、四四六	同	六年四月晦日	一八三	刈田郡白石町大火。
二、四四九	寛政元年	四月十八日	一七一	江刺郡岩谷堂町大火。
二、四五二	同	四年六月廿九日	一三〇	栗原郡金成町大火。
二、四五六	同	八年二月十六日		刈田郡藏王嶽噴火ス。
二、四六九	文化六年	十一月二十三日		刈田郡藏王嶽燒焰暴發硫黃流溢シ阿武隈川ノ魚盡ク死ス。
二、四七九	文政二年	五月三日		白石城燒ク。

二、四八三	同 六年 三月廿四日	一一〇	伊澤郡相去大火。關門及足輕等
二、四八七	同 十年 三月 十 日	一〇六	柴田郡槻木町大火。
	同 同 十二月 七 日	二〇〇餘	伊具郡角田町大火。
二、四八九	文政十二年十二月十五日	一五一	登米郡米谷町大火。
二、四九〇	天保元年十一月廿 二日	一七二	磐井郡中里村大火。
二、四九一	同 二年 十月十 九日		刈田郡藏王嶽噴火ス。
二、四九四	同 五年 七月 十 日	一二九	加美郡中新田町大火。
	同 同 七 月廿 六日	一〇五	牆澤郡前澤町大火。
二、四九六	同 七年 三月十 四日		刈田郡白石驛大火。
二、五二二	文久二年 二月十 四日	一〇〇餘	氣仙沼本鄕上釜大火。
二、五二七	慶應三年 二月 七 日	二六〇、死三三	宮城郡鹽釜町大火。（火元阿部某方）燒死塔（東圓寺）
	同 同 八 月 三 日	一〇二	栗原郡若柳村大火。

二 明治以後宮城縣下

二、五三一	明治四年 一月十 七日	六九	名取郡長町字長町。
	同 同 九 月 六 日	五五	栗原郡若柳町中町外二ヶ町。
二、五三三	同 六年十二月廿 八日	五三	柴田郡槻木町船迫。
二、五三五	同 八年 二月	八四	栗原郡澤邊村澤邊。
二、五三六	明治九年 四月	四五六	玉造郡岩出山町大學町外八ヶ町。

二、五三七	同 十年 四月 十 日	一一〇	栗原郡岩ヶ崎町六日町八日町。
	同 同 四 月廿 四日	六四	桃生郡中津山村寺崎。
二、五三九	同 十二年三月 七 日	二五六	栗原郡若柳町中町元町。
	同 同 十二月廿 五日	五三	本吉郡柳津町下町。
二、五四〇	同 十三年 四月 十 日	八二	黑川郡吉岡町上町。
二、五四三	同 十六年 四月十 三日	五〇三	牡鹿郡渡濱町新田町外三ヶ町。
二、五四六	同 十九年 三月廿七日	五六	伊具郡丸森町本町。
二、五四七	同 二十年 三月 十 日	八〇	桃生郡廣淵村字町。
	同 同 三 月	六五	栗原郡澤邊村澤邊。
	同 同 四 月十 九日	六〇	柴田郡船岡村船岡。
	同 同 四 月三十 日	六五	本吉郡柳津町中町。
	同 同 八 月十二日	五一〇	牡鹿郡石卷町本町二ヶ町。
二、五五二	明治二十五年四月	八〇	栗原郡大岡村大林。
	同 同 十一月廿三日	一三〇	桃生郡小野村字町。
二、五五三	同 二十六年二月 十 日	六九	本吉郡志津川町五日町。
二、五五四	同 二十七年四月 七 日	五〇	本吉郡氣仙沼町肴町。
二、五五五	同 二十八年一月 一 日	六六〇	牡鹿郡石卷町裏町外五ヶ町。
二、五五六	同 二十九年一月十三日	九一	遠田郡田尻町田尻。
	同 同 四 月十六日	七九	黑川郡吉岡町志田町。

二、五五七	同	三十年 三月十日	五二	桃生郡十五濱村名振。
二、五五八	同	三十一年三月 七日	一一六	本吉郡氣仙沼町有町。
二、五五九	同	三十二年五月十四日	八六八	刈田郡白石町新町外十ヶ町。
二、五六〇	同	三十三年三月廿三日	七四	栗原郡若柳町新町。
二、五六二	同	三十五年四月 六日	七一	宮城郡高砂村福田町。
	同	三十五年四月三十日	五〇〇	加美郡中新田町全町。
二、五六五	明治三十八年三月 七日		九四	刈田郡宮村字町。
	同	同 年三月十五日	九四	伊具郡角田町中町田町。
二、五六六	同	三十九年四月 七日	一四五	亘理郡坂元村坂元。
	同	同 四 月廿四日	一七三	柴田郡金ヶ瀬村平。
	同	同 四 月廿五日	九三	加美郡小野田村東小野田。
二、五六八	同	四十一年四月 七日	一三七	栗原郡宮野村下宮野。
	同	同 四 月廿五日	二二四	志田郡古川町大柿中里。
二、五六九	同	四十二年十一月二十日	六三	牡鹿郡荻濱村田代濱。
二、五七〇	同	四十三年三月廿一日	一七一	登米郡佐沼町上舟町外二ヶ町。
二、五七二	同	四十五年三月廿三日	一三七	登米郡佐沼町横丁外三ヶ町。
二、五七三	大正二年四月 一日		一四七	柴田郡川崎村最川。
二、五七五	同	四年 二月 五日	五七	桃生郡橋浦村大須。
	同	同 三月三十日	一、〇六四	本吉郡氣仙沼町全町。

	大正四年 四月十四日		七六	伊具郡角田町北町外二ヶ町。
二、五七六	同	五年 五月 九日	一九六	伊具郡角田町北町外四ヶ町。
二、五七八	同	七年 三月十三日	一一五	柴田郡大河原町大河原。
	同	七年 三月十三日	一一一	柴田郡船岡村船岡。
二、五七九	同	八年 四月十二日	六九	桃生郡飯野川町桐野谷。
二、五八一	同	十年十二月 五日	六三	亘理郡荒濱村隈崎。
二、五八二	同	十一年六月廿五日	七四	栗原郡高清水町新町。
二、五八三	同	十二年四月廿六日	三一三	栗原郡鶯澤村高田鑛山。
二、五八七	昭和二年五月三十一日		五六	刈田郡岡田村長野。
二、五八九	同	四年 一月十六日	四二	柴田郡船岡村。
	同	四年 一月十六日	九一	伊具郡大内村。
	同	四年 二月二十三日	九〇二	本吉郡氣仙沼町釜ノ前西風釜。
	同	同年 二月二十五日	三三	本吉郡御岳村津谷。
	昭和四年 四月二十三日		七五	登米郡佐沼町東佐沼。
	同	四年 七月廿三日		桃生郡鹿又村鹿又實科高等女學校生徒寄宿舍燒失、寄宿生五名燒死

第四節　仙臺市水災年表（開府以降）

紀元	年月日	摘要
二、二九七	寛永十四年六月廿三日	仙臺大洪水廣瀬川氾濫諸橋流失。
二、三六一	元祿十四年七月廿日	仙臺大雨洪水アリ。
二、三八一	享保六年閏七月二日	仙臺甚雨大水、澱及中瀬、評定下長町四橋落ツ。
二、三八二	同七年四月四日	大雨洪水。
二、三八五	同十年九月七日	仙臺大雨洪水、澱橋漂流。
二、四〇三	寛保元年七月十九日	仙臺烈風暴雨損害アリ。
二、四〇七	延享四年八月十九日	仙臺大風雨アリ。
二、四一一	寶暦元年閏六月廿七日	仙臺前月ヨリ霖雨二十七日大雨洪水アリ。
二、四九五	天保六年閏七月七日	仙臺大風雨洪水、大橋落ツ民屋二千四百十六宇流失溺死二十七人。
二、五四九	明治二十二年九月十一日	暴風雨全市未曾有ノ大洪水トナリ大橋、澱、廣瀬橋流失。
二、五七〇	同四十三年八月十一日	豪雨市内雨水停滯シ廣瀬川氾濫浸水戸數千三百ニ及フ。

一　明治二十二年九月十一日の仙臺大洪水の狀況

去る十日來の降雨は十一日午前十一時頃に至り漸く暴風雨となり爲に市内の溝渠は何れも溢れて各町共多少の害を被らざるはなく近來稀なる大水害にて天保六年以來の大洪水と稱せらる、今罹災各所の慘況は實に言語に絶せり、そ

の概況を述ぶ。（九月十二日調査）

東一番町　は出水せしもホンの僅少にて被害の箇所なし。

東二番町　縣廳前より師範學校脇は流るゝ堀の水溢れ南流して東二番町に落ちたるに大町北裏を流るゝ惡水堀の溢水と合したる爲め一層の水嵩となり激流恰も大河の如くにして大町以南は殆んど脛を沒し或は床上に達したるもあり

東三番町　は同じく師範學校脇にて溢れたる水同町西側の溝に合したる爲め浸水の箇所少からざりし。

元寺小路　は東三番町以東茂市ケ坂までは北側一體に濁水床上に達したり、南側は左までにあらざりしかども北側より落來る水の拔き方に是亦隨分困難を極めし樣なりし。

名掛町　は東五番町以東何れも床上に達し特に停車場近傍は井戸の水と厠の糞尿と混交して道路庭園に溢れ出で二階のあらざる家は終夜水中に身を浸して立徹したるもあり、今朝に至り減水せしも到底薪炊の業は出來ず困難を極めたり、又東六番町と東七番町の間の如きは北側より流れ落つる水の激しくして南側は床板をも押流す勢なるより路上の中央に土俵或は木石等を積んで一時防ぎ止めたり。

東五番町　南町通以北は名掛町西は東四番町東は停車場前南は南町通り等何れも道路修繕をなしたる爲め四方の高所より一樣に流れ落るゆえ同所は恰も湖沼の體裁をなせり。

東六番町　は名懸町以南鐵道線路踏切までは床上に達したる處多し。

東七番町　は名懸町堀の溢水に兼ねて同町は濕地故非常の水層となり五つ橋通までの間は路上深き處は殆んど三尺餘もありて恰も大河の如くなりし。

東八番町　以東は里俗谷地と唱へ人家も少く田面のみにて平時小雨にても出水する場所なれども又其割には引方も早

き故大なる害はあらざりし。

國分町通　は四五丁目邊殊に甚しく何れも床を濁すに至りしが高みの分は一昨午後十一時頃より減水せしも兩側の低地は依然として昨朝に達し漸く落水するに至れり。

大町　は三四丁目邊殊に甚しく兩側とも床上に浸水し是また昨朝に至りて漸く落水せり。

肴町　は瀦水殆んど半身を沒する程なりしを以て各戸とも疊建具等取片付の爲め終宵寢に就く能はざる程なりし。

立町　も肴町に讓らざるの出水にて住民の困難は云ふ計なかりしが是また昨日午前には全く落水するに至れり、

櫓町　其他定禪寺通細横町、元材木町、元鍛冶町、日蔭町邊は何れも三尺以上の出水にて床上を浸したる爲め住民は躇立して夜を徹せし程にて實に目も當てられぬ有樣なり。

常盤町　は浸水の害を被りし處なく少しく暴風の爲め屋根塀等を破損せしまでなり。

停車場前　は寺木材木商店、水陸運輸會社の如きも井厠混交の濁水路上に溢れ出し昨年の出水と同樣の有樣なりし。

連坊小路　は鐵道陸橋以東一體に低地ゆえに路上の流水恰も小川の如く處に依りては床を浸されたる家あり、其他同町近傍柴田町、成田町、三百人町、五十人町、六十人町等東方に至るに隨つて鐵道線踏近傍の高處より流下する水の爲め多少の害を被りたり。

柳町通　は教樂院町大日堂と東二番町の間北側は一面湖水の如く殊に甚しかりしは教樂院町角の菅野方にて床上に浸入し一方ならざる困難なりしと。

靈屋下　は出水の爲め金子又吉、小野善藏、多利之丞(姓不詳)の家屋は何れも流失せり。

琵琶首町　は廣瀨川の溢水の浸水せし上市街よりの落水滿々たる爲め一時は四五尺程の瀦水となり各戸何れも床を浸され狼狽一方ならざりし。

仲ノ町川前町　は同夜廣瀨川溢水の浸入を被り過半は床上一尺餘に及べる向もありて何れも近傍高臺の場所へ立退き昨朝に至りて漸く歸家するを得たり。

花壇　は各町とも水害最も甚しく浸水家屋十二三戸あり就中同番十七番地佐藤和助方にては一家の糊口に差支へたるより市にて救恤の取計あり。

米ケ袋町　邊は一圓水浸しとなり器具の流失家屋の破損等一方ならざる損害を被りし。

土樋　は一層の水害にて殊に堰場の如きは床上二尺餘に及び屋内は何れも一尺以上の泥水を以て埋められ門塀等の破損も又少なからず。

河原町東裏　は同樣非常なる浸水にて夫が爲め山田藤三郎母(六十二)乘木教道の女は何れも溺死したり。

評定河原の慘狀　評定河原に在る横橋圓四郎所有の養養場牛小屋にては人三名牛九頭とも急激なる出水の爲め遁るゝに道なく何れも裸體の儘屋上に上り或は樹木に上りて救助を乞ひ悲泣の聲水聲と合して凄まじかりしも何分激流の爲め容易に舟を出すべくもあらねば見す〳〵溺死せしむべき有樣なりしに、巡査星利藏、若生善助、菅生益尙の三氏は挺身小舟に乘り激雨烈風を凌ぎ惡浪怒濤を乘り切りて養養場に漕付け午後十二時頃無事に三名を救助せり、此三名の被難者は元柳町横橋留吉、同圓四郎、米ケ袋中の坂横尾宗四郎なりしと、尙ほ九頭の牛の内一頭は高瀨に在りて生命を保ち親牛三頭は午後九時頃に至り激浪を冒して片平河原に渡り難を免れ小牛二頭は生死不詳外三頭は溺死したりと云ふ。

仲の瀨の慘狀　廣瀨川筋中の瀨河原なる前田政吉が養養牛小屋にも三名程危急を遁るゝこと能はずして居殘りたるを見受けしが、他に救助の方法もなく大橋の流失と同時に同所も沈沒して右三名は忽ち溺死するに至りしと云ふ。

中の河原の慘狀　今回の水害中慘狀の最も甚しきは七郷川と紙漉町の間なる元河原町字中の原なりとす卽ち同所の煉

瓦製造人植木留吉は家族三名雇職人十四名と共に稼ぎ居たる處へ激流汎濫し來りたるより周章狼狽して逃げんとせしも早已に四方一面大海の如くなりしかば、切りに助を呼び悲泣の聲前岸に徹して聞くに忍びざりしも誰れとて舟を出さんとする者なかりしが、このとき名取郡增田村太田貞造、南材木町佐藤平八郎の兩氏勇を奮ひ小舟に乘りて漕ぎ出し河原に到り、栗の大木の梢に舟を繫ぎ辛ふじて十八名を搭載して舟を還さんとせしに、被難者を舟に乘せる間に水量は忽ち三尺餘を增し爲めに纜は水中に在り之を解くに由なく如何はせんと周章する間に水は益々暴漲し逃も回航し得べくも見えざりしかば、今は是非なし舟中にて一夜を明さんと覺悟したるにさしもの大木も洪水の力には敵し難く根元より拔け水面に浮び出でたる爲め舟は木と共に流れ始め間もなく件の大木は水中に立てる胡桃の大木と衝突して舟は忽ち顚覆して乘組一同ざんぶと許り水中に落入りしかば、太田、佐藤の兩氏は兼て水練の心得あれば拔手を切て向ふの岸に泳ぎ着き續いて同舟十八人の內留吉及志村勇之進、阿部今朝次郎、櫻井忠吉、八島秀之助の五名は萬死の內に一生を得しも、清水彌吉（澱橋に於て陷溺せし者ならんか）其他の者は死生不詳なりし然るに右助け舟の顚覆せしと聞くや堰場の早坂正之丞氏は人夫六七名を勵まし自から繩張をなして百方救助に盡力したる甲斐ありて漂流人員中の七人迄は辛くも救助したるも他の六人は全く溺死せしものと見え、昨日の午前十一時頃に至り三人の死體を發見したれば、十八人の被難者中十一人だけの生命を保ち得たるは不幸中の幸と云ふべし。

紙漉町の慘狀　廣瀨橋側に於て民家二戶元紙漉町に於て三戶流失せり、同町の街上は水の深さ五尺乃至七尺程もありて人民居住の家屋は何れも床上四五尺迄入水し滿足の家屋は一軒もなく徹宵せりと。

新河原町　は同樣非常の出水にして流家七戶浸水家屋二百五十戶に及びたるを以て、區長小西榮藏市參事會員伊藤消次郎の二氏は前夜より炊出し救助に努め、この人員一千餘名なりと。

尙河原町針生權五郎、同權十郎、西村金六、同安吉、針生與平、武者萬次郎、小西榮藏の諸氏は河原町新河原町の

被害者五百餘名へ炊出救助に盡力せり。

川內元支倉人民の救助　廣瀨川筋の橋は何れも流失せしに付き川內人民は一般に困難なる中にも中の瀨向ふ元支倉の如きは貧民のみ多きより市役所に於ても太く心配せられしが、第二師團に於て焚出し救助し居らるゝ旨信號を以て通報さる。

◎橋梁の流失狀況

澱橋の流失、工兵の溺死　廣瀨川の出水殆ど二丈に達したるよりその流出を氣遣ひ十一日午後四時頃工兵隊より澱橋防衞の爲め下士卒等を出動せしめ夫々盡力中終に該橋は流失したりしが、橋上に在りし下士卒十四名も激流に押流され內士田下士官鈴木上等兵伊藤一等兵の三名は辛ふじて激浪を押切り漸く岸へ泳ぎ付きしが、他は悉く溺死したり。

長町橋及六鄕橋　は左なきだに修繕の期に至れるものにて這般の出水の爲め落橋を慮り警官其他盡力せしも遂に十一日午後四時頃に至り流失せり。

大橋　同橋も已に危かりしかば警察官憲兵等出張の上非常の盡力を以て防衞せしも遂に同樣落橋せり。

二　明治四十三年八月十一日仙臺大洪水の狀況

八月六日より降り出したる雨は連日憩むことを知らず、爲めに關東北一府十四縣の廣範圍に亘りて慘害を逞ふせしが十一日夜に至りて益々豪雨狂風地軸を覆さんばかりの大暴れにて、縣下各川は大洪水汎濫、溢水、至る處に濁流漲り汽車は不通となりて、交通杜絕し其の慘狀名狀すべからず、同日午後四時頃より同十一時頃迄の暴風豪雨の爲の市

内慘害の狀況は。

八幡町方面　廣瀨川は瀧橋にて增水一丈五尺、浸水家屋二戸、落合橋にて一丈六尺、爲めに鄉六に積置きたる薪五百棚流出下愛子にて浸水家屋二戸、宮同上二戸何れも流失の憂あるを以て消防夫を出し警戒せり、御伊勢橋危險に瀕し、野川橋流失、三居澤紡績電氣會社發電機二臺の中一臺は逆水のため一時運轉を中止せり、七北田村荒卷縣道筋の山崩れの爲め山形との交通全く絶ゆ、中島町道踏五六間餘陷沒電柱倒れ瀧町一番地米屋影方其の家屋は一時流失の恐ありしも幸に無事なるを得たり。

本柳町方面　大橋にて一丈餘の增水あり、花壇一番地の家屋危險に瀕し家族は避難せり、大橋側の早川製板所浸水五尺工兵隊下五間淵の石垣三間許り破壞せり△當日午後二時頃川內明神横町成澤鐵五郎は工兵隊作業場近くにて流木を拾集し居るうち四町許り押流されたる折高橋茂吉同定守の兩人に救助せらる。△立町一丁目看町一丁目全部床上に浸水の狀況を示せり。△大橋側に積置きたる流木會社の流木千五百棚以上流失仲町七十一番地齋藤辰之進方木小屋七尺四方一個所流失又長さ七間高さ二間半の石垣缺壞せり、翌十二日午前一時頃大橋にて六尺の減水を見、茶屋側の土橋陷落し、三居澤より發電所通行の板橋は浮上りて通行止めとなる。

荒町方面　土樋釣橋南脇愛宕山に通ずる道踏側二尺浸水△越路橋の橋柱二本流失危險なる爲め通行止め、橋元の一戸は隣家に避難、下町木村實之助方に浸水せり、清水小路排水口破損せし爲附近一時非常の危險を極む。

河原町方面　六鄉川の南方兩側は全部冠水し、紙漉町の道路六十間餘浸水深さ膝の上部に達す、廣瀨橋下の浸水家屋十三戸、魚取りのため川島に殘されたる舟町二番地渡邊喜左衞門は午後六時頃辛ふじて上陸せり△飯田堤防危險なる爲消防夫出場防禦せり、午後八時頃名取郡六鄉村大野田より鈎取に通ずる堤防長六間餘二個所缺壞せり△大野田諏訪の人家は全部浸水のため小舟を出して通行しつゝあるも夜間は通行不可能となり、午後八時減水の狀況を呈し

たるは六鄉村地內に缺壞の個所ありしに因る△郡山以東大海の如し、六鄉村落合渡場針生養左衞門方の家屋流失、河原町より飯田に通ずる中の河原堤防缺壞し、日邊の宍穴樋管幅二間長四間陷沒、同樋管長三間幅二間陷沒、今泉の一本松樋管幅二間長三間陷沒、二木部內太洋の如し。

名掛町方面　名掛町日吉町等は午後七時頃雨水停留し泥水氾濫往來深さ腹部に達し、各戸の板橋流失、停車場前旅館等は床下に浸水せり、△汽車は上下共全部不通となりたるため旅客悉く仙臺驛に下車せるを以て各旅館は便宜を計り金三十錢乃至三十五錢にて宿泊せしむ△二十人町は東七番町思案橋の個所より東方一町南側家屋浸水東十番町の避病院裏北方の濠氾濫せり、△東北學院普通部北目町通に面せる煉瓦垣約五十間潰倒△道路の浸水は東二番町立町通と新傳馬町間にて浸水家屋床上二戸、床下三戸、五橋通床上一戸、東二番町にて床下浸水約二十戸、宮城病院下より東三番町派出所前迄街路浸水、東二番町圖書館前同上、元寺小路中教院入口の果物屋浸水。

宮町方面　大林區署所屬のヲリビン油製造場鈴木幸一郎方床上に浸水、北六番町川に架したる木橋四ヶ所流失、長丁は全部道踏に浸水△宮町東裏町五戸浸水、宮町北三番町は何れも邸內に浸水、貸座敷住吉、昌喜、安積の三樓は床下に浸水せり。

北鍛冶町方面　北五十人町道路約三十間缺陷、石切町小梨政之助方前街路五尺長七八間缺陷、覺性院町早坂源助裏十間崩陷、北鍛冶町北六番町道路上浸水腹部に達す、通町二百五十九番地伊勢久治の家屋下水に添ひて建設せし處浸水、尙下水の石垣崩れ家屋潰倒の處あり、防禦の爲め無事。

上染師町方面　靈屋下十二番地鈴木市之丞畑三反七畝、越路七十九番地遠藤昌治田二反、何れも冠水、東二番町佐藤金三郎外八名の家屋は床下迄、同五名は床上まで浸水、東二番町三十九番地道踏齒止め石約二十間崩壞、愛宕山前街道長四間幅四尺許り四個所崩壞、仲町朝日館裏崖二間許崩れ、工業學校敷地米ヶ袋の桑畑六反歩冠水、內二反歩

は桑樹潰倒せり。

小田原方面　小田原星權右衞門方裏堤防五間程缺壞、ために稻田一反歩程砂押となる、同福澤前浸水床下一戸、二戸は床上三尺餘、市原今朝藏方四間に二間の家屋一棟流失、萬壽寺山の北方に當る崖潰崩二反歩、橋梁流失一個所あり。

其他　原町より福田町に亘る堤防二ケ所缺壞、警戒のため出場せる消防夫は十二日午前二時引揚げたり。原町より小田原に通ずる土橋流失せり△大町頭の崖崩市内大町一丁目頭武田檢事正官舍宅地内西方に在る崖高さ三丈餘長八間幅二間餘は連日の降雨にて地盤緩みたる爲め同夜八時半頃俄然崩壞し、崖下に當る仲町若生念次方の入口及勝手口に墜落せしかば夜中のこととて一時大騷ぎをなしたるも、井戸一個埋まりたるのみにて幸ひ人畜に異狀なかりし、尙公會堂の土堤約十五間、工兵第二大隊の石垣二十間、第二師團司令部前の堤防約三十間潰壞し濠を埋め、虎門附近の土堤約二十間崩れたり△炊出救助すべきものは川内大工町に十戸三十四人、河原町に七戸二十四人あり。茂ケ崎、諏訪郡山は殆んど全部浸水し、三百戸は床下迄浸水、田畑二百五十町歩冠水、右は名取、廣瀨、笠川氾濫の爲めとす。

後精査の結果仙臺市の浸水家屋數は合計二千百五戸にして、内床上三百四十九戸、床下千七百五十六戸、道路上最も高きは四尺床上にて一尺七寸之れを町別にすれば

國分町	三九	仲町	三三	元鍛冶町	四
本柳町	四六	定禪寺通橋町	四四	北一番町	六
立町	三七	北材木町	二一	大町	四
東一番町	六	元材木町	三	勾當臺通	四一
				跡付町	三〇
				元荒町	二八
				元櫓町	七〇
				肴町	二八

琵琶首町	一二	花壇	二	常盤町	六
仲瀨	八	大工町	六	南町	四

にて跡付町は水深四尺床上一尺七寸に達せり。

東七番町	二六	東八番町	二二	南鍛冶町	一九
石垣町	二	五ッ谷	一	弓町	一
疊屋町	四	保養春前町	五	行人塚	一
廣瀨橋下	一〇	靈屋下	一四	東裏町	八
清水小路	一〇	田町	二二	南五十人町	三
鐵砲横町	一	櫻小路	二五	新河原町	七七
南染師町	三	東二番町	五七	米ケ袋下町	二
控木通	一三	木ノ下	一	北目町	六
小田原北一番町	二六	北二番町通	八	柳町	八
牛小屋町	一	弓町	八	上染師町	一
杉山通	六	光禪寺通	五	道場小路	二八
北鍛冶町	一三	堤通	二一	東三番町	一六
北三番町	八	北四番町	四	柳町通	一
北七番町	一	北八番町	八	表柴田町	一五
土橋通	四	北石切町	八	宮町	九五
				宮町東裏町	三五
				東七番町	三六
				鐵砲町	二〇
				外記丁通	七
				北五番町	五
				新坂通	一二
				江戸町	三
				車通	一五
				小田原車町	七九
				二十人町	二一
				二日町	六六
				北六番町	一四
				支倉通	九
				通町	八九